1　環境保全施策事業一覧（石川県環境総合計画の環境保全施策の体系に基づく分類）

（単位：千円）

事　業　名	担　当　課	R６最終予算	R７最終予算	R８現計予算	事　業　内　容
1　地球環境の保全					
(1) 地球温暖化防止					
①　県民、事業者等による温室効果ガスの排出削減					
脱炭素化気運醸成事業費	カーボンニュートラル推進課	1,864	1,866	2,000	いしかわゼロカーボンの日表彰式の実施や、公共施設・事業者等へのライトダウン呼びかけ
電気自動車等普及促進事業費	カーボンニュートラル推進課	75,075	132,875 （うち､51,500をR8へ繰越）	51,500 （全額R7からの繰越）	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車一般住宅用充電器の購入設置に対する支援
エコハウス機能活用事業費	カーボンニュートラル推進課	3,197	3,308	3,608	機能強化した「いしかわエコハウス」を活用し、省エネ・創エネ住宅（ZEH）の理解を促進
ＺＥＨ普及促進事業費	カーボンニュートラル推進課	102,200 （うち､36,676をR7へ繰越）	257,316 （うち､36,676はR6からの繰越）	93,450	ZEH等への支援
いしかわ版環境ISO普及促進費	カーボンニュートラル推進課	1,000	710	1,000	環境保全活動に取り組む学校、地域、家庭、事業者を認定または登録し、いしかわ版環境ISOを普及促進
いしかわエコスタイル推進事業費	カーボンニュートラル推進課	332	300	300	温室効果ガスの削減に取り組みながら、快適で豊かな暮らしを実現する「いしかわエコスタイル」の推進
エコリビング普及促進事業費	カーボンニュートラル推進課	259	—	—	ハード（建物、設備の省エネ化）、ソフト（住まい方の省エネ化）の両面から住宅の省エネ化を進めるいしかわ流エコリビングの普及促進
気候変動対策アクションプラン推進費	カーボンニュートラル推進課	3,250	3,250	3,400	いしかわ家庭版環境ISOを、省エネ・節電の効果が高まるように充実強化し、全県的な取組として推進
エコファミリー倍増推進事業費	カーボンニュートラル推進課	2,800	—	—	スマートフォンを活用して、日々の省エネ・節電効果を「見える化」することによる家庭版環境ISOへの参加促進
事業者向け脱炭素化サポート事業費	カーボンニュートラル推進課	12,700	5,330	12,000	相談窓口の設置やセミナーの開催により、県内事業者の脱炭素化に向けた取組を推進
省エネ家電・機器購入応援事業費	カーボンニュートラル推進課	—	720,000 （全額R8へ繰越）	720,000 （全額R7からの繰越）	省エネ性能の高い家電等の購入者に対してに応じたキャッシュレスポイント等を交付
住宅向け太陽光発電設備等普及促進事業費	カーボンニュートラル推進課	18,995	79,932	150,625	県内住宅への太陽光発電設備等の導入に対する支援
宅配ボックス普及促進事業費	カーボンニュートラル推進課	—	13,000 （うち､12,700をR8へ繰越）	12,700 （全額R7からの繰越）	再配達にかかるCO_2排出削減に向けた宅配ボックス購入に対する支援
クーリングシェルター利活用推進事業費	カーボンニュートラル推進課	—	—	1,000	県内のクーリングシェルターを一元的に確認できるデジタルマップを制作
家庭向け脱炭素化推進事業費	カーボンニュートラル推進課	—	—	24,500	省エネの取り組みによる温室効果ガス削減効果の見える化、J-クレジット制度を活用したインセンティブの付与

（単位：千円）

事　業　名	担　当　課	R６最終予算	R７最終予算	R８現計予算	事　業　内　容
脱炭素先行地域推進事業費	カーボンニュートラル推進課	—	—	106,500	のと里山空港の太陽光発電設備・蓄電池の導入、能登の道の駅のグリーンステーション化の推進、金沢港エリアでの太陽光発電設備を活用した脱炭素化の推進
自立分散型オフグリッドモデル集落支援事業費	カーボンニュートラル推進課	—	—	5,000	能登のモデル集落への支援を実施、普及啓発セミナーを開催
農地における再生可能エネルギー導入可能性調査費	カーボンニュートラル推進課	—	—	24,400	小水力・太陽光・小型風力発電の可能性調査
避難所となる県立学校への自立電源導入可能性調査費	カーボンニュートラル推進課	—	—	18,000	太陽光発電設備・蓄電池の導入に向けた可能性調査
パーク・アンド・ライドシステム推進費	都市計画課	500	500	500	パーク・アンド・ライドシステムへの助成
企業の森づくり推進事業費	森林管理課	1,000	1,000	1,000	企業による森づくりを推進するための事例集の作成、説明会、現地見学会の開催

② 県庁における温室効果ガスの排出削減（県庁グリーン化率先行動プラン）

県庁グリーン化推進費	環境政策課 カーボンニュートラル推進課	300	300	300	オフィスペーパーリサイクルの推進等
県庁における温室効果ガス排出量の削減加速化事業費	カーボンニュートラル推進課	2,960,311 （うち、1,482,414をR7に繰越）	3,441,614 （うち、1,482,414はR6からの繰越、うち、1,959,200をR8へ繰越）	1,999,200 （うち、1,959,200はR7からの繰越）	照明のLED化、太陽光発電の導入

③ 緑化・森林・林業における二酸化炭素の吸収・固定

いしかわの森整備活動CO_2吸収量認証事業費	森林管理課	700	700	700	企業等の森林整備活動成果を評価のうえ二酸化炭素吸収証書を発行
緑の少年団育成事業費	森林管理課	5,090	5,240	5,240	県民みどりの祭典の開催、緑の少年団育成等
フォレストサポーター養成事業費	森林管理課	1,090	1,090	1,090	森林ボランティアに対する講習会の開催、情報の提供
道路緑化管理費	道路整備課	243,334	484,800	484,800	街路樹の管理
公園整備費	公園緑地課	1,928,397	1,749,018	2,747,273	県営都市公園の整備

２　循環型社会の形成

(1) 廃棄物等の排出抑制

プラスチック資源循環推進事業費	資源循環推進課	504	512	500	使い捨てプラスチックの使用抑制等による資源循環の推進
食品ロス削減推進事業費	資源循環推進課	2,364	2,350	7,000	食品ロス削減に取り組む飲食店等の登録制度、フードドライブを実施する事業者への支援

（単位：千円）

事　業　名	担　当　課	R６最終予算	R７最終予算	R８現計予算	事　業　内　容

(2) 循環資源の再利用、再生利用・熱回収

一般廃棄物処理施設整備指導費	資源循環推進課	265	340	340	指導監督
リサイクル型社会構築推進事業費	資源循環推進課	3,174	3,257	3,257	３R、家電リサイクル、容器包装リサイクルの推進等
ゼロエミッション推進事業費	資源循環推進課	8,085	14,557	13,960	自動車リサイクル、ゼロエミッションの推進、減量化アドバイザー派遣等
食品リサイクル推進事業費	ブランド戦略課	220	—	—	食品リサイクル法施行に伴う食品廃棄物のリサイクルを推進するための普及啓発及び優良事業者表彰
廃プラスチックリサイクル促進モデル事業費	資源循環推進課	2,000	2,000	—	継続的なリサイクルに向けたモデル的取組や一般県民に向けた啓発的取組を公募して助成
使用済プラスチック再製品化推進事業費	資源循環推進課	—	—	3,500	ケミカルリサイクルを用いたモデル的取組や一般県民に向けた啓発的取組を公募して助成

(3) 適正な処分

海岸漂着物地域対策推進事業費	資源循環推進課	107,735	138,109	182,682	国庫補助制度による海岸漂着物対策
産業廃棄物処理対策費	資源循環推進課	11,445	12,727	14,111	産業廃棄物の処理対策の推進

(4) 不適正処理の防止

不法投棄等不適正処理防止対策費	資源循環推進課	19,007	20,007	24,944	産業廃棄物監視機動班による不法投棄の監視等

（単位：千円）

事　業　名	担　当　課	R６最終予算	R７最終予算	R８現計予算	事　業　内　容
３　自然と人との共生					
（1）地域の特性に応じた自然環境と生物多様性の保全					
自然環境保全推進費	自然環境課	814	814	676	自然環境保全計画に関する調査等
松くい虫対策費	森林管理課	225,773	268,683	330,857	保全松林への薬剤散布、伐倒駆除
文化財保護審議会費	文化財課	684	1,126	1,126	文化財保護審議会の運営費
文化財愛護普及費	文化財課	1,147	1,610	2,447	国・県指定建造物、史跡、天然記念物等を対象とした巡視活動費
世界農業遺産活用推進・魅力発信事業費	里山振興室	11,600	9,800	9,800	先進国として初めて認定された世界農業遺産「能登の里山里海」を積極的に活用し、生業の維持・創出に向けた里山里海の保全・利活用や「能登の里山里海」の価値の再認識と共有に向けた取組を推進
いしかわ里山振興ファンド事業資金貸付金	里山振興室	3,000,000	3,000,000	—	地元金融機関の協力のもと令和３年度に拡充した180億円のファンドの運用益と、民間企業からの寄付金の活用により、里山里海の資源を活用した生業の創出やチャレンジ精神旺盛な「生業の担い手」の参入支援などの取組を実施 （令和８年度いしかわ里山みらいファンド事業に統合）
いしかわ里山みらいファンンド事業資金貸付金	農業経営戦略課	—	—	10,700,000	地元金融機関の協力のもと令和８年度に創設した380億円のファンドの運用益の活用により、里山里海の資源を活用した生業の創出やチャレンジ精神旺盛な「生業の担い手」の参入支援などの取組を実施
いしかわ農村ボランティア事業費	里山振興室	1,874	3,637	—	企業や都市住民などの参画による里山の保全・利用を進めるため、農村ボランティアの活動促進に向けた支援などを実施 （令和８年度いしかわ農林水産業ボランティアに統合）
いしかわ里山づくり推進協議会事業費補助金	里山振興室	3,712	1,925	2,000	里山里海の保全活動に関する寄附金として県が企業から受け入れた金額を里山振興ファンド事業を実施する「いしかわ里山づくり進推協議会」に補助
いしかわ農林水産業ボランティア事業費	里山振興室	0	0	22,200	企業や都市住民などの参画による里山の保全・利用を進めるため、いしかわ農林水産業ボランティアの活動促進に向けた支援などを実施
いしかわ版里山づくりISO推進事業費	里山振興室	1,525	800	640	企業・NPO・学校等が行う里山里海づくり活動を県が認証し、支援
森づくりボランティア推進事業費補助金	森林管理課	7,430 の一部	7,300 の一部	7,100 の一部	いしかわ森林環境税を活用し、NPOや地域団体等による里山林等の保全整備等を行う「森づくりボランティア」活動を支援
SATOYAMAイニシアティブ推進ネットワーク事業費	自然環境課	140	—	—	SATOYAMAにおける生物多様性の保全や利用の取組の裾野拡大と更なる推進を図る活動を実施
いしかわ里山サウンドウェイブ事業費	自然環境課	1,100	594	475	生物多様性等についての理解を図るため、COP10名誉大使であるMISIAの協力を得て、映像等を作成し、普及啓発を実施
石川県生物多様性戦略ビジョン改定費	自然環境課	10,000	—	—	生物多様性国家戦略の改定等に伴う、本県の生物多様性の保全に関する計画を改定

（単位：千円）

事　業　名	担　当　課	R６最終予算	R７最終予算	R８現計予算	事　業　内　容

(2) 種の保存の推進

石川の種の保存事業	自然環境課	2,728	3,404	3,740	指定種の保護・モニタリング、特定外来生物対策等
トキ分散飼育費	自然環境課	44,853	44,853	46,329	トキの飼育・繁殖費等
次代へつなぐトキ舞ういしかわアクション推進事業費	自然環境課	2,000	2,000	2,000	アクションシートによる環境保全活動の促進、トキこども検定の実施等
能登でのトキ放鳥受入推進費	自然環境課	92,110	36,477	72,470	トキ放鳥に向けた生息・社会環境整備等
ライチョウ飼育繁殖費	自然環境課	13,705	13,705	13,705	ライチョウの飼育繁殖等

(3) 野生鳥獣の保護管理の推進

鳥獣保護諸費	自然環境課	10,582	10,031	10,901	鳥獣保護区管理等
キジ放鳥事業費	自然環境課	600	600	600	キジの放鳥
人と野生鳥獣との共生推進事業	自然環境課	5,288	5,914	6,068	クマ・イノシシ・サル・ニホンジカの生息状況調査等、人との共生のあり方を検討
野鳥観察舎管理費	自然環境課	199	199	388	施設管理運営費
大型獣対策事業費	自然環境課	21,268	57,324	73,918	里山クマ対策、シカ被害未然防止対策の推進
ニホンジカ捕獲促進事業費	自然環境課	16,688	16,560	18,487	ニホンジカの生息数抑制に向けた捕獲の実地

(4) 自然とのふれあいの推進

のと海洋ふれあいセンター調査研究費	自然環境課	850	850	850	能登半島を中心とした浅海域の生物に関する調査研究
国立公園保護管理費	自然環境課	771	1,053	1,135	白山国立公園の管理
国定公園保護管理費	自然環境課	2,239	2,239	2,274	国定公園の管理等
自然公園施設管理費	自然環境課	82,224	78,266	81,964	施設の管理運営
国定公園等環境整備事業費	自然環境課	30,663	21,458	86,886	国定公園施設の整備等
県有施設緊急修繕事業費	自然環境課	48,842	101,260	―	老朽化した県有施設の修繕
白山魅力向上発信事業	自然環境課	17,998	186,497	75,000	登山道改修等
のと海洋ふれあいセンター費	自然環境課	25,341	25,341	25,341	施設管理運営、普及啓発等
夕日寺健民自然園管理費	自然環境課	12,746	12,746	12,746	施設管理運営等
いしかわ自然学校推進事業費	自然環境課	5,407	6,160	6,273	自然環境を活用した多様な自然体験の場とプログラムを提供する「いしかわ自然学校」の開設
里山子ども園推進事業費	自然環境課	3,000	3,000	3,000	里山を活用した自然体験プログラムの実施及び普及
森林公園の整備及び管理	観光戦略課	122,275	128,588	125,410	施設管理運営費
健康の森の整備及び管理	観光戦略課	12,984	8,800	11,570	施設管理運営費
県民の森の整備及び管理	観光戦略課	21,666	21,666	21,666	施設管理運営費
いしかわ動物園運営費	観光戦略課	314,332	342,170	245,028	施設管理運営費
ふれあい昆虫館運営費	観光戦略課	118,196	123,756	110,883	施設管理運営費
いしかわ田んぼの学校推進プロジェクト事業	農業基盤課	4,776	4,984	6,624	小学校における農業・農村の多面的機能の理解促進
青少年教育施設管理費	生涯学習課	154,083	157,079	153,945	施設管理運営費 （白山青年の家、白山ろく・鹿島・能登少年自然の家）
いしかわ子ども自然学校推進事業費	生涯学習課	4,524	5,038	4,080	自然環境を利用した多様な自然体験の場とプログラムの提供及び指導者養成等
自然史資料館管理費	生涯学習課	45,797	49,450	43,999	施設管理運営、教育普及プログラムの実施等

（単位：千円）

事　業　名	担　当　課	R６最終予算	R７最終予算	R８現計予算	事　業　内　容

4　生活環境の保全

(1) 流域全体として捉えた水環境の保全

①　健全な水環境の保持

地盤沈下等対策費	環境政策課	12,742	16,051	12,995	水準測量、観測井による調査等
流域保全総合治山事業費	森林管理課	100,000	25,000	0	奥地の森林や渓流を整備し良質な生活用水等を確保
環境林整備事業費	森林管理課	371,455	364,898	413,081	放置竹林の除去等
河川環境整備費	河川課	324,365	272,246	101,631	河川の管理及び利用のための管理用道路整備や高水敷の整備

②　良好で安全な水質の保全

浄化槽対策費	都市計画課	3,794	7,227	2,462	浄化槽の検査指導
農業集落排水事業費	都市計画課	256,217	298,127	219,558	農業集落排水整備への助成
生活排水処理施設整備普及促進費	都市計画課	46,050	40,199	34,417	汚水処理人口増加分に係る補助金
排水基準監視指導費	環境政策課	2,845	2,845	2,902	排水基準の監視指導
水質環境基準等監視調査費	環境政策課	42,731	50,812	54,098	環境基準、地下水の水質等の監視調査
水道水等水質検査費	環境政策課	2,202	2,266	6,822	水質検査、飲料水の安全確保対策
水源水質検査費	水道企業課	2,712	3,064	3,625	水道水源の水質監視調査
水と緑のふれあいパーク活用推進費	河川課	1,650	1,650	1,650	木場潟での水生植物活用水質浄化施設水質調査等

③　水辺環境の保全

閉鎖性水域環境保全事業費	環境政策課	3,000	2,353	2,644	河北潟における水質浄化技術の実証実験・水質浄化材の設置
海岸クリーン運動推進事業費	水産課	2,800	2,800	2,800	海岸清掃活動「クリーン・ビーチいしかわ」の支援
水辺のフレッシュアップ事業費	河川課	65,998	65,998	67,318	河川美化事業等

（単位：千円）

事　業　名	担　当　課	R６最終予算	R７最終予算	R８現計予算	事　業　内　容

(2) 大気環境・土壌環境の保全、化学物質関係

大気汚染監視網管理費	環境政策課	61,266	66,471	69,260	大気汚染の状況等の監視
大気監視測定機器整備費	環境政策課	12,596	12,250	21,367	大気測定機器等の整備
有害大気汚染物質対策費	環境政策課	1,646	1,646	1,679	有害大気汚染物質測定等
大気特定施設監視調査費	環境政策課	610	610	610	ばい煙発生施設等調査
自動車騒音環境基準監視調査費	環境政策課	3,932	4,031	4,052	自動車騒音実態調査
航空機騒音実態調査費	環境政策課	1,923	1,923	1,923	航空機騒音実態調査
新幹線騒音環境基準等達成状況調査費	環境政策課	8,811	1,528	1,532	新幹線騒音環境基準等達成状況調査
休廃止鉱山坑廃水処理事業費	環境政策課	8,528	10,650	11,042	旧尾小屋鉱山の廃水処理に係る補助金
土壌汚染対策事業費	環境政策課	99	99	99	土壌汚染リスク情報の収集、法の周知・普及啓発
酸性雨調査費	環境政策課	386	1,086	498	酸性雨実態調査
石綿規制指導費	環境政策課	877	877	877	石綿飛散防止のための立入調査
ダイオキシン類環境調査費	環境政策課	15,664	15,664	15,192	ダイオキシン類環境実態調査等
家庭用品規制対策費	環境政策課	193	193	193	家庭用品の監視指導、試買調査
化学物質環境汚染実態調査費	環境政策課	1,976	2,119	2,012	環境中の化学物質実態調査等
PRTR事業費	環境政策課	68	68	68	特定化学物質の排出量・移動量の調査
農産物等残留農薬安全確保対策費	薬事衛生課	6,210	6,210	6,210	農産物等の残留農薬検査
食の安全・安心生産工程管理推進事業	生産振興課	1,065	1,314	2,100	研修会の開催等によるGAPの普及推進
農薬等安全使用対策事業費	ブランド戦略課	2,909	5,222	4,034	農薬及び肥料の適正な生産流通、使用の指導監督、実証圃の設置、栽培講習会等の開催による安全安心な農産物生産

(3) 環境美化、修景、景観形成

健民運動の推進	女性活躍・県民協働課	1,395	1,395	1,395	花いっぱいコンクールの実施等
美しい石川の景観づくり推進費	都市計画課	3,733	2,779	3,920	いしかわ景観総合条例に基づく各種景観施策の実施

(4) 開発行為に係る環境配慮

環境影響評価審査費	環境政策課	65	178	1,130	大規模開発に関する環境アセスメントの審査

（単位：千円）

事　業　名	担　当　課	R６最終予算	R７最終予算	R８現計予算	事　業　内　容

5　質の高い環境の形成に資する産業活動の推進

(1) 環境に配慮した産業活動の推進

協同組合等強化事業費 （環境適応対策事業費）	経営支援課	100	100	100	産業廃棄物の適正処理、資源リサイクルに関する中小企業者向け関係法令の周知啓発
資源循環型畜産確立推進事業費	畜産振興･防疫対策課	315	315	315	家畜排せつ物の管理の適正化の推進、指導
環境にやさしい農業推進事業費	生産振興課	525	525	525	有機・減農薬農産物の生産振興に対する助成
有機農産物認証事業費	ブランド戦略課	640	733	733	JAS法に基づく有機農産物の生産行程管理者及び小分け業者の認証
環境保全型農業生産・消費対策事業	生産振興課	6,995	9,774	8,700	環境保全型農業の県内全域での推進に向けた生産対策と消費対策の実施

(2) 環境ビジネスの推進

環境保全資金貸付金	環境政策課	115	119	150	中小企業の環境保全施設整備費用等を融資
いしかわエコデザイン賞表彰等費	カーボンニュートラル推進課	3,903	3,209	—	企業のエコ化、エコデザイン賞の贈賞

(3) 農業・農村における多面的機能の維持・発揮

中山間地域等直接支払事業	里山振興室	523,159	482,971	497,177	農地の保全、管理
里山地域活性化推進事業費	里山振興室	2,344	2,400	2,400	グリーンツーリズムの普及啓発

（単位：千円）

事　業　名	担　当　課	R６最終予算	R７最終予算	R８現計予算	事　業　内　容

６　環境に関する知識、知恵、情報等の集積と活用

(1) 環境教育・環境学習の推進

いしかわ環境情報サイト運営費	環境政策課	300	300	12,744	県内のNPO、大学、研究機関、企業等が有している環境に関する知識､知恵､情報等を集積し、活用するシステムの管理・運営。いしかわ環境情報サイトに子ども向けコンテンツを追加
県民エコステーション事業費	環境政策課	21,415	21,745	22,092	いしかわ環境パートナーシップ県民会議が行う環境情報の提供、環境学習講座の開催、環境保全活動支援等に対する補助
環境教育推進費	環境政策課	1,809	1,809	1,809	環境月間ポスターコンクールの実施、環境白書の作成等

(2) 環境研究の推進

繊維to繊維リサイクルを目的とした合成繊維の紡績糸の開発	工業試験場	—	1,666	2,000	産地での繊維to繊維リサイクルの実現を目指し、工場から回収した合成繊維の繊維屑から市販の紡績糸と同等の糸物性を有するリサイクル紡績糸およびその製造技術を開発する。
シミュレーション活用によるレーザ肉盛の品質向上に関する研究	工業試験場	2,200	2,400	—	金属成分シミュレーションを用いて高い硬度を有する合金成分を予測し、狙い硬さを有する新規合金粉末を試作した。また、適切な肉盛造形条件を見出した。
工場に簡単導入可能なIoTシステムの開発	工業試験場	770	900	—	複雑な配線やはんだ付け不要なデバイスで温湿度や電流センサからデータを収集し、サーバへ送信、保存し、さらに、グラフ化するプログラムを開発した。
環境低負荷型摺動性繊維の開発	工業試験場	642	550	—	フッ素等の環境負荷物質を含まない超高分子量ポリエチレン等の熱可塑性樹脂を用いて作製した板材の摺動性を評価した。
環境対応型はんだの信頼性評価と製造条件最適化のためのデータベース構築に関する研究	工業試験場	—	—	850	製造条件の指針となるデータベース作成のため、基板に環境対応型はんだで部品を実装し、はんだ付け部分の状態を評価する。
電池用固体電解質の性能向上研究	工業試験場	—	410	395	金属空気電池を想定した亜鉛やマグネシウムなどの固体電解質のイオン伝導率を向上させるとともに、電池組み立て時の電極材料と電解質の接合方法を見出す。
デジタル技術を活用した環境エネルギー材料の開発	工業試験場	1,500	800	—	機械学習やAI技術を活用した材料開発手法を活用して、熱電変換材料、電池材料を対象に高性能材料の探索を行い、材料の試作と性能評価を行いた。
耐酸フリットの鉛溶出量低減と上絵剥離抑制に関する研究	工業試験場	—	1,200	1,200	食器用の上絵具として使用されている鉛含有耐酸和絵具について、鉛溶出量低減及び耐剥離性の改良を図るため、フリットの調合条件を探査する。
珪藻土粉の環境配慮型固形化技術の開発	工業試験場	490	350	—	珪藻土粉とバインダーを配合し固形化物を作製し、バインダー種や配合量による強度変化を曲げ強度試験で評価した。

（単位：千円）

事　業　名	担　当　課	R６最終予算	R７最終予算	R８現計予算	事　業　内　容
気候変動による石川県内の河川・湖沼の水質への影響調査	保健環境センター	328	344	—	気候変動が県内の河川・湖沼の水質に現在どのような影響を与えているか。 また、将来どのような影響を与えるかについて、解析を行い、情報発信する。
タイヤ摩耗粉由来の酸化生成物（６PPD-Q）の実態調査	保健環境センター	1,065	1,005	1,015	タイヤに含有される酸化防止剤６PPDの酸化によって生じる６PPD-Qについて、分析方法を確立し、県内における環境中の実態を把握する。
石川県における大気モニタリング評価	保健環境センター	—	—	636	県内大気汚染物質濃度の空間分布及び地域特性を把握し、濃度分布予測やクラスター解析による地域分割などを行い、今後の施策検討の基礎資料とする。
環境放射線モニタリングに関する調査研究	保健環境センター	5,407	5,408	5,915	環境中の放射性物質の実態及び挙動調査や新しい放射線測定機器の特性及び運用について調査を行う。
国際環境協力推進事業費	環境政策課	613	—	—	中国江蘇省・韓国全北特別自治道との環境協力

2　石川県の環境関係行政組織（令和８年４月８日現在）



3　審議会等関係資料

(1) 石川県環境審議会委員及び専門委員部会所属一覧表（任期:R8. 8. 1～R10. 7. 31）（R8. 8. 1現在）　◎は部会長

区　分	氏　名	役　職　名	女性	所属部会						
				企画計画	環境負荷低減	持続可能な社会形成	再生可能エネルギー推進	自然共生	環境影響評価	温泉
委　員	青海　万里子	金沢エコライフくらぶ代表	○	○		○				
	青山　邦洋	石川県漁業協同組合専務理事			○			○		
会　長	池本　良子	金沢大学名誉教授	○	◎	○		○			
	一恩　英二	石川県立大学環境科学科教授		○				◎		
	市原　あかね	金沢大学名誉教授	○	○	○					
会長職務代理	井村　久則	金沢大学名誉教授		○					◎	
	浮田　美穂	弁護士	○		○	○				
	大河原　恭祐	金沢大学理工学域生命理工学系准教授						○	○	
	尾島　恭子	金沢大学融合研究域融合科学系教授	○			○		○		
	神谷　隆宏	福井県立大学恐竜学部教授						○		◎
	北村　俊平	石川県立大学環境科学科准教授		○				○		
	城戸　照彦	金沢大学名誉教授		○	○					
	汲田　幹夫	金沢大学理工学研究域フロンティア工学系教授				○	◎		○	
	河内　久美子	金沢学院短期大学名誉教授	○			○	○		○	
	越石　あきこ	いしかわ自然学校インストラクタースクール主任講師	○		○			○		
	小林　健一	日本放送協会金沢放送局コンテンツセンター長			○	○				
	小林　　健	石川県医師会理事		○	○					
	重野　さとみ	石川県婦人団体協議会副会長	○		○	○				
	清水　俊郎	(株)中日新聞社北陸本社編集局長			○	○				
	新　　広昭	金沢星稜大学経済学部特任教授		○		◎	○			
	甚田　和幸	石川県町会区長会連合会副会長		○						○
	須戸　由紀子	日本労働組合総連合会石川県連合会副事務局長	○	○		○				
	瀬戸　章文	金沢大学理工研究域フロンティア工学系教授		○					○	
	橘　　順吉	石川県森林組合連合会代表理事副会長		○				○		
	中村　明子	弁護士	○					○		○
	野口　　強	(株)北國新聞社論説委員		○		○				
	橋本　昌子	金沢商工会議所女性会会長	○	○		○				
	長谷川　浩	金沢大学理工研究域物質化学系教授			◎					○
	番匠　未樹	石川県青年団協議会副会長	○			○		○		
	廣澤　貴子	ＪＡ石川県女性組織協議会会長	○	○	○					
	前　　哲雄	石川県町長会会長		○		○				
	宮島　昌克	金沢大学名誉教授					○		○	
	村山　　卓	石川県市長会会長		○		○				
	山崎　一郎	(公財)石川県老人クラブ連合会常務理事		○		○				
	委員計	総数　34人	13	19	12	16	5	10	6	4
専門委員	泉井　良夫	金沢工業大学工学部教授					○			
	今井　美和	石川県立看護大学看護専門領域教授	○							○
	岩田　佳雄	金沢大学名誉教授							○	
	大井　　徹	石川県立大学環境科学科特任教授						○		
	桂木　　実	粟津温泉観光協会会長								○
	鹿野　祐司	片山津温泉旅館協同組合理事								○
	北島　将平	石川県消防長会会長								○
	木綿　隆弘	金沢大学理工研究域機械工学系教授					○			
	蔵本　和夫	(社)いしかわ環境パートナーシップ県民会議会長					○			
	小泉　孝史	和倉温泉合資会社代表社員								○
	香坂　　玲	東京大学大学院農学生命科学研究科教授						○		
	小中出　佳津良	(一社)石川県建設業協会副会長				○				

区　分	氏　名	役　職　名	女性	所属部会							
				企画計画	環境負荷低減	持続可能な社会形成	再生可能エネルギー推進	自然共生	環境影響評価	温泉	
	櫻井　勝	金沢医科大学医学部特任教授			○						
	白川　郁栄	日本野鳥の会石川代表	○					○			
	杉山　正和	東京大学先端科学技術研究センター教授					○				
	鈴木　信雄	金沢大学環日本海域環境研究センター教授							○		
	髙山　盛司	(一社)石川県産業資源循環協会会長				○					
	瀧本　裕士	石川県立大学環境科学科教授					○				
	田向　公一	山中温泉旅館協同組合監事								○	
	塚口　直史	石川県立大学生産科学科教授							○		
	辻森　金市	(一社)石川県猟友会会長						○			
	永井　隆幸	山代温泉旅館協同組合専務理事								○	
	永野　紳一郎	金沢工業大学建築学部教授				○					
	中野　真理子	石川県立自然史資料館副館長･学芸員	○						○		
	中村　俊介	(一社)石川県鉄工機電協会常任理事　新分野･環境委員長				○					
	中屋　克彦	(公財)石川県埋蔵文化財センター所長							○		
	長谷部　徳子	金沢大学環日本海域環境研究センター教授	○							○	
	畑　　光彦	金沢大学理工研究域地球社会基盤学系教授			○						
	羽部　敏徳	(一社)石川県繊維協会副会長				○					
	林　　浩陽	石川県農業法人協会会長理事			○						
	弘中　満太郎	石川県立大学生産科学科教授							○		
	本多　　了	金沢大学理工研究域地球社会基盤学系教授							○		
	村山　和臣	(公社)石川県観光連盟理事						○			
	山下　光信	自然公園指導員						○			
	専門委員計	総数　34人	4	0	3	5	5	6	7	8	
合　　計		総数　68人	17	19	15	21	10	16	13	12	

※名簿は、五十音順

(2) 石川県公害審査会委員名簿

(R8. 4. 1現在)

区　分	氏　名	役　職　名
会　　長	長　原　　悟	弁　護　士
会長代理	中　西　祐　一	弁　護　士
委　　員	一　恩　英　二	石川県立大学生物資源環境学部教授
	今　井　美　和	石川県立看護大学看護学部教授
	合　田　篤　子	金沢大学人間社会研究域法学系教授
	小松﨑　俊　彦	金沢大学理工研究域フロンティア工学系教授
	櫻　井　　勝	金沢医科大学医学部特任教授
	田　中　英　男	(株) 北國新聞社論説委員会副委員長
	長　澤　裕　子	弁　護　士
	中　村　裕　之	金沢大学名誉教授
	原　　宏　江	金沢大学理工研究域地球社会基盤学系准教授
	室　木　泰　彦	(株) 中日新聞社北陸本社編集局経済部長

(会長、会長代理を除き50音順)

(3) 石川県環境審議会開催状況（令和７年度）

R8. 3. 31現在

年度	名　　称	年月日	審　議　事　項
R７	総会	７．７．31 (企画計画部会と同時開催)	・石川県環境総合計画の改定について
	企画計画部会	７．７．31 (総会と同時開催) ７．12．22	・石川県環境総合計画の改定について
	環境負荷低減部会	８．３．10	・令和８年度水質測定計画について
	持続可能な社会形成部会	７．８．21 ７．11．17	・石川県環境総合計画の改定について
	再生可能エネルギー推進部会	７．９．１ ７．11．19	・石川県環境総合計画の改定について
	自然共生部会	７．11．４	・石川県生物多様性戦略ビジョンの改定について ・石川県環境総合計画（第３章自然と人との共生）の改定について
	温泉部会	７．７．30	・掘削許可申請について ・動力装置許可申請について

4　環境行政年表

昭和30年７月１日
　白山が国定公園に指定される
昭和34年６月１日
　航空自衛隊小松基地隊発足
昭和37年11月12日
　白山国定公園が国立公園に昇格、景観地保護事業に着手
昭和38年７月10日
　石川県立自然公園条例施行
昭和39年７月
　公害対策協議会発足
昭和42年10月１日
　山中・大日山、獅子吼・手取の県立自然公園を指定
昭和43年５月１日
　能登半島国定公園、越前加賀海岸国定公園が指定される
昭和44年４月１日
　厚生部環境衛生課に公害係（３名）設置
昭和44年４月１日
　石川県公害防止条例を施行、石川県公害対策審議会を発足
昭和44年６月10日
　公害対策審議会委員30名を任命、18日初会合
昭和45年３月23日
　石川県公害防止条例施行規則を施行

昭和45年４月１日
　厚生部に公害対策室（６名）設置
昭和45年４月１日
　騒音規制地域を指定（金沢市）
昭和45年４月１日
　公害防止施設整備資金融資制度を創設
昭和45年６月１日
　碁石ヶ峰県立自然公園を指定
昭和45年８月17日
　石川県公害対策本部を設置
昭和45年９月１日
　公害対策室を公害課（12名）に昇格
昭和45年９月１日
　衛生研究所の生活環境科（６名）を公害部（13名）に昇格
昭和45年９月10日
　金沢大学等による梯川流域住民の精密検診の結果を発表（カドミウムによる中毒症状及びイタイイタイ病の疑いのある者は認められず）
昭和45年11月１日
　石川県公害紛争処理等に関する条例及び同施行規則を施行
昭和45年12月
　衛生研究所を金沢市三馬に新築移転
昭和46年３月20日
　石川県公害防止条例を一部改正（経済発展との調和条項の削除等）

昭和46年４月１日
　厚生部内に公害局（28名）を設置、企画調整課（12名）、規制指導課（15名）の２課で発足
昭和46年７月７日
　石川県公害防止条例を一部改正（水質審議会を規定）
昭和46年10月１日
　石川県自然保護条例を施行
昭和46年10月15日
　公害局を公害環境部（41名）に昇格し、環境整備課（環境保全、廃棄物）を設置
昭和46年10月15日
　衛生研究所を衛生公害研究所に改称
昭和47年３月31日
　北陸鉱山（株）、鉱業権放棄

昭和47年４月１日
　水質環境基準の類型指定（犀川、浅野川）
昭和47年９月８日
　公害環境モニター制度発足
昭和47年９月27日
　日本鉱業（株）に対し鉱害防止措置命令
昭和47年10月１日
　上乗せ排水基準条例（水質汚濁防止法第３条第３項の規定による排水基準を定める条例）を施行（犀川、浅野川）
昭和47年10月17日
　北陸鉱山（株）に対し鉱害防止措置命令
昭和48年３月30日
　水質環境基準の類型指定（大野川、大聖寺川）

昭和48年５月１日

騒音規制地域を指定（金沢市、七尾市、野々市町、内灘町）
昭和48年５月１日
悪臭規制地域を指定（金沢市）
昭和48年７月１日
白山自然保護センター開館
昭和48年７月５日
環境整備課を環境保全課に改称
昭和48年７月６日
排水基準を定める条例の一部改正（大野川、大聖寺川を追加）
昭和48年７月６日
自然環境保全審議会設置
昭和48年９月１日
白山一里野県立自然公園を指定
昭和48年10月１日
尾小屋鉱山鉱害防止事業（鉱害防止義務者不存在のもの）着手
昭和48年10月６日
石川県自然環境保護条例を施行、石川県自然保護条例を廃止
昭和48年11月５日
梯川流域汚染防止対策室を設置
昭和48年12月17日
大気監視センター発足
昭和49年３月25日
梯川流域の農用地土壌汚染細密調査開始
昭和49年３月30日
水質環境基準の類型指定（梯川、新堀川、御祓川、河原田川）

昭和49年４月12日
石川県産業廃棄物処理計画を策定
昭和49年７月19日
排水基準を定める条例の一部改正（梯川、新堀川、御祓川を追加）
昭和49年９月27日
石川県大気汚染緊急時対策要綱を施行
昭和49年10月22日
石川県自然環境保全基本方針を定める
昭和50年１月１日
石川県公害防止条例を一部改正（地下水採取規制を追加）
昭和50年３月28日
水質環境基準の類型指定（手取川、七尾湾）
昭和50年３月31日
農用地土壌汚染対策地域（小松市梯川流域）を指定

昭和50年４月１日
石川県公害紛争処理等に関する条例を一部改正（公害審査会に関する規定を追加）
昭和50年５月１日
騒音規制地域を指定（小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、松任市、根上町、寺井町、津幡町、高松町、七塚町、宇ノ気町、志賀町）
昭和50年５月１日
悪臭規制地域を指定（七尾市、小松市、加賀市、羽咋市、松任市、根上町、寺井町）
昭和50年７月８日
排水基準を定める条例の一部改正（手取川、七尾湾を追加）
昭和50年９月16日
小松、加賀両市の住民12名、「ファントム等ジェット戦闘機騒音差し止め請求訴訟」提訴
昭和50年10月４日
小松基地周辺の騒音対策に関する基本協定（10・４協定）締結
昭和51年２月１日
石川県公害防止条例施行規則を一部改正（地盤沈下地域指定）
昭和51年３月30日
水質環境基準の類型指定（羽咋川、若山川）

昭和51年４月１日
公害環境部を環境部と改称
昭和51年４月１日
大気監視センターを衛生公害研究所に吸収
昭和51年４月９日
農用地土壌汚染対策地域を追加指定
昭和51年４月26日
小松基地騒音防止対策協議会発足
昭和51年５月１日
騒音規制地域を指定（山中町、辰口町、川北町、美川町、鶴来町、志雄町、押水町、鹿島町、鹿西町、鳥屋町、田鶴浜町、中島町、能登島町）
昭和51年５月１日
悪臭規制地域を指定（内灘町、野々市町、美

川町、鶴来町）
昭和51年５月１日
国、県、関係市町村の三者共同による小松基地周辺の騒音常時測定開始
昭和51年７月６日
排水基準を定める条例の一部改正（加賀沿岸海域を追加）
昭和51年10月８日
県自然環境保全地域を指定（杉ノ水、打呂、菊水）

昭和52年４月１日
石川県し尿浄化槽指導要綱を施行
昭和52年４月15日
水質環境基準の類型指定（町野川、米町川、河北潟、河北沿岸海域、能登半島沿岸海域）
昭和52年５月１日
騒音規制地域を指定（富来町、穴水町、門前町、能都町、柳田村、内浦町）
昭和52年５月１日
悪臭規制地域を指定（津幡町、高松町、七塚町、宇ノ気町）
昭和52年６月10日
排水基準を定める条例の一部改正（河北潟、河北沿岸海域を追加）
昭和52年６月27日
梯川流域地域農用地土壌汚染対策計画策定
昭和52年７月25日
梯川流域の農用地土壌汚染対策事業に係る費用負担計画策定
昭和53年３月31日
県自然環境保全地域を指定（犀川源流、唐島観音下）
昭和53年３月31日
水質環境基準の類型指定（金沢沿岸海域）
昭和53年３月31日
梯川流域汚染防止対策室を廃止

昭和53年５月１日
振動規制地域を指定（金沢市、七尾市、小松市、加賀市）
昭和53年７月７日
排水基準を定める条例の一部改正（金沢沿岸海域を追加）
昭和53年10月12日
農用地土壌汚染対策地域を追加指定
昭和53年12月28日
防衛施設庁は小松基地周辺について住宅防音工事助成区域である第一種区域（85WECPNL）を指定告示
昭和54年２月13日
石川県環境管理基本計画の公表

昭和54年５月１日
振動規制地域を指定（羽咋市、山中町、根上町、寺井町、辰口町、川北町、美川町、鶴来町、野々市町）
昭和54年６月20日
梯川流域農用地土壌汚染対策計画を変更
昭和54年７月５日
梯川流域の農用地土壌汚染対策事業に係る費用負担計画を変更
昭和54年７月６日
排水基準を定める条例の一部改正（旅館業等の施設を追加）
昭和54年７月７日
金沢市内に光化学スモッグ注意報が、小松市内に同予報が初めて発令
昭和54年12月15日
梯川流域２号対策地域等の産米調査結果を発表（１ppmを超える高濃度のカドミウムを検出）
昭和55年２月27日
梯川流域汚染防止対策室を設置

昭和55年４月１日
企画調整課を環境調整課に、規制指導課を公害規制課に、環境保全課を自然保護課に各々改称
昭和55年５月１日
振動規制地域を指定（津幡町、高松町、七塚町、宇ノ気町、内灘町、志賀町、志雄町、押水町、鳥屋町、鹿島町、鹿西町）
昭和55年５月11日
県白山自然保護センターでは、天然記念物イヌワシの営巣を吉野谷村地内で発見し、幼鳥の巣立ちまでの約20日間の観察に成功
昭和55年７月４日
梯川流域の農用地土壌汚染見直し細密調査開始

昭和55年７月11日
北陸電力（株）が尾口村の尾添発電所建設計画に係る環境影響調査書を県に提示（５月９日）、県自然環境保全審議会は、この建設計画の環境保全に対する基本的な考え方が妥当である旨答申（電調審通過：７月30日）
昭和55年９月10日
防衛施設庁、小松基地に関し第一種区域（80WECPNL）の追加指定告示
昭和55年９月21日～10月21日
県では「美しい県土を守る運動推進月間」を設定し、重点目標として、空き缶等散在性廃棄物に対する啓発、し尿浄化槽の適正な維持管理の徹底、有リン合成洗剤の使用自粛の呼びかけを実施
昭和55年10月28日
鈴ヶ岳自然環境保全地域を指定
昭和55年12月15日
（社）石川県浄化槽協会（厚生大臣指定検査機関）、公共機関及び51人槽以上の浄化槽を対象に定期検査業務を開始

昭和56年４月１日
夕日寺健民自然園を開園
昭和56年４月16日
農用地土壌汚染対策地域を追加指定
昭和56年４月24日
振動規制地域を指定（輪島市、珠洲市、松任市、富来町、田鶴浜町、中島町、能登島町、穴水町、門前町、能都町、柳田村、内浦町）
昭和56年５月１日
悪臭規制地域を指定（富来町、志雄町、志賀町、押水町）
昭和56年７月３日
排水基準を定める条例の一部改正（病院、一般廃棄物処理施設を追加）
昭和56年12月１日
石川県公害防止条例を一部改正（深夜営業騒音等の規制）
昭和56年12月８日
ブナオ山観察舎が開館
昭和57年３月18日
農用地土壌汚染対策地域を追加指定

昭和57年４月１日
環境調整課と公害規制課を統合し、環境管理課が発足
昭和57年４月６日
悪臭規制地域を指定（田鶴浜町、鳥屋町、中島町、鹿島町、能登島町、鹿西町）
昭和57年６月10日
北陸電力（株）が七尾大田火力発電所建設計画に係る環境影響調査書を石川県など関係機関に提出（２月18日）、県は県公害対策審議会に対し、同発電所の環境保全対策について諮問（３月25日）、県公害対策審議会は概ね妥当なものと認められる旨答申（電調審通過：７月９日）
昭和57年６月27日
防衛施設庁は小松基地に関し第一種区域（75WECPNL）の追加指定告示
昭和58年２月８日
県、北陸電力（株）及び日本海液化ガス（株）との間で、七尾大田火力発電所等に係る公害等の防止に関する基本協定及び細目協定締結
昭和58年２月24日
日本鉄道建設公団が北陸新幹線環境影響評価報告書案を県に提示（57年12月６日）、県は県公害対策審議会に対し同新幹線に係る環境保全対策について諮問（１月25日）、県公害対策審議会はおおむね妥当なものと認められる旨答申（２月22日）、同報告書案に関する知事意見書を日本鉄道建設公団に提出
昭和58年３月４日
小松、加賀両市と根上、寺井両町の住民318名、「ファントム戦闘機離陸等差し止め等請求訴訟」第二次訴訟提訴
昭和58年３月10日
農用地土壌汚染対策地域追加指定、一部指定解除

昭和58年５月１日
悪臭規制地域を指定（輪島市、穴水町）
昭和58年５月７日
金沢市普正寺町に石川県野鳥園開園
昭和58年７月２日
石川郡吉野谷村木滑に白山自然保護センター新庁舎開館
昭和58年７月12日
排水基準を定める条例の一部改正（羽咋川、

米町川、河原田川を追加）
昭和58年９月21日、22日
第４回快適環境シンポジウムを金沢市文化ホールで開催(環境庁、石川県、金沢市、(財)日本環境協会の共催)
昭和58年11月23日
夕日寺健民自然園に化石の広場開設
昭和58年12月１日
スパイクタイヤ使用自粛推進要綱を制定し、同日より施行
昭和59年１月14日
梯川流域地域農用地土壌汚染対策計画を変更
昭和59年１月21日
梯川流域に農用地土壌汚染対策事業に係る費用負担計画を変更
昭和59年３月14日
農用地土壌汚染対策地域の一部指定解除

昭和59年４月２日
傷病鳥救護事業の開始
昭和59年５月１日
悪臭規制地域を指定（珠洲市、能都町）
昭和59年７月３日
石川県公害紛争処理等に関する条例の一部を改正（申請手数料の引き上げ）
昭和59年10月５日
白山室堂に白山荘完成
昭和59年12月７日
尾小屋鉱山鉱害防止事業（鉱害防止義務者不存在のもの）完了
昭和59年12月20日
防衛施設庁は小松基地に関し、第１種区域等の変更指定告示
昭和60年２月15日
石川県公害防止条例施行規則を一部改正（騒音の決定方法）
昭和60年３月８日
農用地土壌汚染対策地域の一部指定解除

昭和60年５月１日
悪臭規制地域を指定（山中町、辰口町、川北町、内浦町）
昭和60年５月１日
騒音・振動指定地域の一部改正（寺井町）
昭和60年10月１日
石川県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例を施行
昭和60年10月１日
石川県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規制を施行
昭和60年10月１日
排水基準を定める条例の一部改正（町野川、若山川、能登半島沿岸海域を追加）
昭和60年10月16日
昭和60年度「くらしの中の水」シンポジウムを金沢市で開催
昭和60年12月13日
石川県公害紛争処理等に関する条例の一部を改正（規定の整理）
昭和61年１月12日
石川県公害防止条例の一部を改正（水質審議会を公害対策審議会に統合）
昭和61年１月12日
石川県公害対策審議会規則の一部を改正
昭和61年３月27日
農用地土壌汚染対策地域の一部指定解除

昭和61年５月１日
悪臭規制地域を指定（門前町、柳田村）
昭和61年５月１日
騒音・振動指定地域の一部改正（小松市、松任市、根上町）
昭和61年５月21日
「小松基地周辺の生活環境保全対策」と財政措置の強化に関する要望書、国へ提出
昭和61年７月12日
白山国立公園市ノ瀬野営場開場
昭和61年10月23日
昭和61年度「くらしの中の水」シンポジウムを七尾市で開催
昭和61年11月19日
北陸電力（株）が能登原子力発電所（１号機）建設計画に係る環境影響調査書を提出（６月16日)、県は県公害対策審議会に対し、同発電所の環境保全対策について諮問（７月21日)、県公害対策審議会は安全確保対策についての意見具申書を添付し、概ね妥当である旨答申（電調審通過12月18日）
昭和62年１月４日
河北潟野鳥観察舎が開館

昭和62年３月23日
農用地土壌汚染対策地域の一部指定解除
昭和62年３月31日
全窒素、全燐に係る水質環境基準の類型指定（河北潟）

昭和62年５月１日
悪臭規制地域・規制基準の一部改正（金沢市、野々市町、内灘町）
昭和62年５月１日
騒音・振動指定地域の一部改正（金沢市、野々市町、内灘町、津幡町）
昭和62年７月１日
排水基準を定める条例の一部改正（冷凍調理食品製造業、地方卸売市場等の施設を追加）
昭和62年７月10日
北陸電力（株）が七尾大田火力発電所の建設計画の変更及び環境調査の実施を石川県など関係機関へ申し入れ
昭和62年７月18日
白山国立公園指定25周年記念事業としてシンボルマーク制定
昭和62年８月８日
加賀禅定道を復元し、一般供用開始
昭和62年９月29日
第10回リモートセンシングシンポジウムを金沢市で開催（科学技術庁、宇宙開発事業団、（社）経済団体連合会、（財）リモートセンシング技術センター、石川県の共催）
昭和62年10月23日
昭和62年度「くらしの中の水」シンポジウムを加賀市で開催
昭和62年10月27日
第３回日仏アメニティ会議の地方会議を金沢市で開催
昭和62年11月17日
第６回道路粉じん問題行政連絡会議を金沢市で開催
昭和62年11月21日
能登原子力発電所建設準備工事に係る環境保全等に関する協定書を県、志賀町、富来町及び北陸電力（株）との間で締結
昭和62年11月25日
北陸電力（株）が能登原子力発電所の準備工事に着手

昭和62年12月15日
日本鉄道建設公団が北陸新幹線環境影響評価報告書案を提示（10月７日）、県は県公害対策審議会に対し同新幹線に係る環境保全対策について諮問（10月27日）、県公害対策審議会は概ね妥当なものと認められる旨答申（12月14日）、同報告書案に関する知事意見書を日本鉄道建設公団に提出
昭和63年１月10日
健民海浜公園野鳥の森開設
昭和63年３月25日
農用地土壌汚染対策地域の一部指定解除
昭和63年３月29日
全窒素、全燐に係る水質環境基準の類型指定（柴山潟、北潟湖）

昭和63年４月１日
騒音に係る環境基準の類型指定（金沢市、野々市町、内灘町）
昭和63年５月１日
騒音・振動指定地域の一部改正（羽咋市）
昭和63年７月10日
石川県環境美化県民大会を内浦町で開催
昭和63年７月23日、24日
第30回　自然公園大会を内浦町で開催
昭和63年11月27日
県は公害対策審議会に対し、志賀原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書案について説明、県公害対策審議会は運用に当たっての意見を添付し、妥当なものと建議
昭和63年12月１日
志賀原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書（以下「安全協定」という。）を県、志賀町、富来町及び北陸電力（株）との間で締結
昭和63年12月１日
志賀原子力発電所建設工事に係る環境保全等に関する協定書を県、志賀町、富来町及び北陸電力（株）との間で締結。北陸電力（株）が志賀原子力発電所の建設工事に着工
平成元年３月31日
梯川流域汚染防止対策室を廃止

平成元年４月１日

原子力安全対策室を設置
平成元年４月９日
夕日寺健民自然園ふれあいセンターが開館
平成元年７月15日
ゴルフ場農薬等安全使用指導要綱の施行
平成元年７月21日
加賀禅定道、奥長倉に避難小屋完成
平成元年８月20日
自然に親しむつどいを白峰村で開催
平成元年９月29日、30日
「環日本海域における酸性雨・雪」シンポジウムを金沢市で開催（文部省国際学術研究班主催、石川県環境部協賛）
平成元年10月１日
水質汚濁防止法改正（地下水汚染の未然防止）
平成元年11月24日
志賀原子力発電所建設工事に日本工業規格不適合の建設資材が使用された件について、県、志賀町及び富来町が安全協定に基づく立入調査を実施
平成元年11月30日
つるぎ国民休養ビジターセンターが、獅子吼高原（鶴来町）レストハウス内に完成
平成２年２月１日
石川県土地対策指導要綱の一部改正に伴い石川県ゴルフ場環境影響調査実施要領を施行
平成２年２月16日
石川県原子力環境安全管理協議会を設置し同協議会に石川県環境放射線測定技術委員会及び石川県温排水影響検討委員会を設置

平成２年４月１日
志賀町監視センター開設
平成２年４月28日、29日
第３回巨木を語ろう全国フォーラムを加賀市で開催
平成２年５月12日、13日
第44回愛鳥週間「全国野鳥保護のつどい」を金沢市で開催
平成２年５月31日
北陸電力（株）が七尾大田火力発電所（１号機）一部計画変更に伴う環境影響調査書を石川県など関係機関に提出(平成元年12月６日)、県は県公害対策審議会に対し同発電所の環境保全対策について諮問（平成２年２月２日)、県公害対策審議会はおおむね妥当なものと認める旨答申（電調審通過：７月23日）
平成２年７月１日
いしかわかんきょうフェアを開催
平成２年７月１日
志賀原子力発電所周辺の環境放射線監視及び温排水影響調査を開始
平成２年８月１日
石川県ゴルフ場農薬等安全使用指導要綱の改正・施行
平成２年８月５日
第２回自然に親しむつどいを羽咋市で開催
平成２年９月30日
酸性雨・雪セミナー「酸性雨・雪問題を理解するために」を金沢市で開催（文部省国際学術研究班主催、石川県環境部共催）
平成２年10月１日、２日
第２回国際学術研究公開シンポジウム「環日本海における酸性雨・雪」を金沢市で開催(文部省国際学術研究平井班主催、石川県環境部後援)
平成２年10月30日
第１回全国酸性雨調査研究連絡会議を金沢市で開催
平成２年10月31日～11月２日
第31回大気汚染学会を金沢市で開催（主催（社）大気汚染研究協会、石川県、金沢市）
平成２年12月18日
七尾大田火力発電所周辺の環境の保全に関する協定書を、県、七尾市及び北陸電力（株）との間で締結
平成３年３月13日
小松基地騒音差止等請求事件判決が言い渡される

平成３年５月31日、６月６日
北陸電力（株）が志賀原子力発電所初装荷燃料（計374体）搬入
平成３年７月１日
いしかわ・かんきょうフェアを開催
平成３年８月25日
第３回自然に親しむつどいを小松市で開催
平成３年11月27日
エコビジネス懇話会を設置
平成３年12月１日

環境政策室を設置
平成４年２月28日
志賀原子力発電所の高燃焼度燃料の採用について、通商産業省の安全審査結果及び原子力環境安全管理協議会の審議（４年２月18日）を踏まえ、事前了解を回答

平成４年６月９日
原子力防災訓練を実施
平成４年５月10日
国設白山鳥獣保護区管理センター開所式
平成４年６月29日
日本鉄道建設公団が、北陸新幹線の計画路線の一部変更（富山県境～金沢駅）に伴い、環境影響評価報告書案を県に提示（平成４年４月30日）、県は公害対策審議会に対し、同新幹線に係る環境保全対策について諮問（５月22日）、県公害対策審議会はおおむね妥当なものと認められる旨答申（６月24日）、県は同報告書案に関する知事意見書を日本鉄道建設公団に提出
平成４年７月４日、５日
いしかわ・かんきょうフェアを開催
平成４年７月10日
中宮温泉集団施設地区野営場がオープン
平成４年７月23日
白山国立公園指定30周年記念講演会を開催
平成４年８月23日
第４回自然に親しむつどいを珠洲市で開催
平成４年10月９日
地球サミットセミナーINいしかわを金沢市で開催
平成４年12月16日
のと海洋ふれあいセンター建設工事起工式
平成５年３月31日
環境政策室を廃止

平成５年４月１日
環境部に環境政策課、環境整備課を設置
平成５年５月11日
木場潟流域を水質汚濁防止法による生活排水対策重点地域に指定
平成５年５月24日
北陸電力（株）が県、志賀町、富来町に志賀原子力発電所２号機に係る建設及び環境調査を申し入れ
平成５年６月10日
片野鴨池がラムサール条約による登録湿地として登録
平成５年７月16日
上乗せ排水基準を定める条例を一部改正（共同調理場のちゅう房施設等を規制対象に追加）
平成５年７月30日
志賀原子力発電所１号機が営業運転開始
平成５年８月22日
第５回自然に親しむつどいを金沢市で開催
平成５年９月27日
「いしかわの自然百景」の選定
平成５年10月９日、10日
いしかわ・かんきょうフェアを開催
平成５年11月１日
片野鴨池を国設鳥獣保護区に設定
平成５年11月５日
石川県廃棄物適正処理指導要綱を公布
平成６年３月10日
夕日寺健民自然園にトンボサンクチュアリー完成
平成６年３月
「いしかわクリーン・リサイクル推進計画」策定

平成６年４月19日
のと海洋ふれあいセンター開館
平成６年５月20日
北陸電力（株）が七尾大田火力発電所（２号機）環境影響調査書を提出（５年12月９日）、県は県公害対策審議会に対し同発電所の環境保全対策について諮問（６年２月18日）、県公害対策審議会はおおむね妥当なものと認める旨答申（電調審通過：７月15日）
平成６年７月１日
片野鴨池健民自然園開設
平成６年７月６日
原子力防災訓練を実施
平成６年７月11日
産業廃棄物不法処理連絡協議会発足
平成６年８月20日、21日
いしかわ・かんきょうフェアを開催
平成６年８月21日

第６回自然に親しむつどいを内浦町で開催
平成６年８月26日
志賀原子力発電所１号機は原子炉冷却材再循環ポンプ（B）が自動停止したため、原子炉を手動停止。北陸電力（株）では、復旧及び再発防止策工事を実施した後、９月８日から運転を再開
平成６年９月１日
石川県環境審議会発足
平成６年９月12日
中央環境審議会企画政策部会北陸ブロックヒアリング開催
平成６年９月26日
環境行政のあり方懇談会発足
平成６年10月１日
廃棄物処理センター設立準備室を設置
平成６年12月１日
七尾大田火力発電所の運転に係る環境の保全に関する細目協定書を改定
平成７年３月14日
七尾南湾流域、河北潟流域、柴山潟流域を生活排水対策重点地域に指定
平成７年３月17日
七尾大田火力発電所１号機運転開始

平成７年７月１日
石川県環境影響評価技術審査会設置
平成７年７月１日
木ノ浦野営場のオープン
平成７年８月20日
第７回自然に親しむつどいを山中町で開催
平成７年９月28日
「白山緑のダイヤモンド計画推進事業」の整備に着手
平成７年10月１日
「石川県環境影響評価要綱」施行
平成７年10月６日
「石川県環境基本条例」公布、施行
平成７年10月21日、22日
いしかわ・かんきょうフェアを開催
平成７年11月27日
北陸電力（株）が志賀原子力発電所２号機建設に係る環境影響評価準備書を提出し、県環境影響評価技術審査会で準備書の内容を審査し、概ね妥当である旨答申（平成９年１月22日）。技術審査会の意見と関係市町長意見を踏まえ、概ね妥当との環境保全上の知事意見を北陸電力（株）に平成９年２月17日に交付（電調審通過：３月27日）
平成７年12月３日
九十九湾でジュズサンゴ群集の発見
平成８年２月17日
原子力発電所の耐震安全性に係る県民説明会開催
平成８年３月29日
医王山県立自然公園の指定

平成８年４月１日
環境部を環境安全部に改称
平成８年５月14日
志賀原子力発電所１号機は３月頃から原子炉冷却材再循環ポンプの軸封部のシール水出口流量の漸減の傾向等が認められたため原子炉を手動停止。北陸電力（株）では、復旧及び再発防止対策工事を実施した後、５月24日から運転を再開
平成８年８月18日
第８回自然に親しむつどいを富来町で開催
平成８年８月24日、25日
いしかわ・かんきょうフェアを開催
平成８年11月19日
中国江蘇省南京市において石川県・江蘇省環境保全技術シンポジウムを開催
平成８年12月
「石川県分別収集促進計画」策定
平成９年１月８日
１月２日に発生したロシアタンカー沈没・油流出事故による重油が加賀市片野海岸に漂着。その後県内７市11町の沿岸に漂着
平成９年２月21日
「石川県環境基本計画」策定
平成９年３月31日
「第５次石川県産業廃棄物処理計画」策定

平成９年５月13日
いしかわ環境パートナーシップ県民会議設立
平成９年８月10日
第９回自然に親しむつどいを尾口村で開催
平成９年８月26日、27日
中国江蘇省南京市において石川県・江蘇省環

境教育研究会を開催
平成９年10月４日、５日
いしかわ・かんきょうフェアを開催
平成９年10月25日
白山シンポジウム「白山の野生動物保護の未来を語る」を尾口村で開催
平成９年11月27日、28日
中国江蘇省無錫市において第１回生活排水対策技術検討会を開催
平成10年１月10日
志賀原子力発電所１号機は復水器細管漏えいに伴い、原子炉を手動停止（３月20日運転を再開）
平成10年１月24日
生物多様性シンポジウム・イン石川を開催
平成10年３月17日、18日
中国江蘇省南京市において第２回生活排水対策技術検討会を開催
平成10年３月
「石川県地球温暖化防止地域推進行動計画」策定
平成10年３月
「リサイクル型社会構築行動計画」策定

平成10年４月７日
リサイクル推進室を設置
平成10年８月９日
第10回自然に親しむつどいを輪島市で開催
平成10年８月22日、23日
いしかわクールアースフェアを開催（いしかわ環境パートナーシップ県民会議主催、石川県後援）
平成10年８月28日
志賀原子力発電所２号機準備工事に係る環境保全等に関する協定書を県、志賀町、富来町及び北陸電力（株）との間で締結。北陸電力（株）は９月１日より工事着手
平成10年９月12日～14日
国際海洋年記念フォーラム・イン石川を内浦町で開催
平成10年９月
「石川県リサイクル製品認定制度」創設
平成10年10月20日、21日
第２回石川県・江蘇省環境教育研究会を金沢市で開催
平成10年10月20日
第３回生活排水対策技術検討会を金沢市で開催
平成11年３月
「石川県ごみ処理の広域化計画」を策定
平成11年３月２日
中国江蘇省南京市において第４回生活排水対策技術検討会を開催
平成11年３月19日
「石川県環境影響評価条例」公布

平成11年４月１日
廃棄物処理センター設立準備室を産業廃棄物処理対策室に改称
平成11年４月１日
騒音に係る環境基準の類型指定の改正（金沢市、野々市町、内灘町）
平成11年５月１日
騒音、振動指定地域の一部改正（小松市、輪島市、羽咋市、松任市、根上町、川北町、美川町、野々市町、内灘町、志雄町、能都町）
平成11年６月14日
定期検査中の志賀原子力発電所１号機において、非常用ディーゼル発電設備B号機のディーゼルエンジンクランク軸にひびを確認。７月23日運転を再開
平成11年８月３日
志賀原子力発電所２号機増設について石川県原子力環境安全管理協議会における審議を踏まえ、了解
平成11年８月26日
志賀原子力発電所２号機建設工事に係る環境保全等に関する協定書を県、志賀町、富来町及び北陸電力（株）と締結。北陸電力（株）は、国の工事計画認可を得て、９月２日建設工事に着工
平成11年９月30日
石川県野鳥園を廃止
平成11年９月30日
茨城県東海村の（株）ジェー・シー・オー・ウラン燃料加工工場で臨界事故が発生。県では、この事故を受け、環境放射線観測局の増設及びオフサイトセンターの建設等、放射線監視及び原子力防災を更に強化
平成11年10月16日、17日

いしかわクールアースフェアを開催（いしかわ環境パートナーシップ県民会議主催、石川県後援）
平成11年11月22日
国際環境保全技術検討会を金沢市で開催
平成12年３月
「環境にやさしい石川創造計画」を策定

平成12年４月１日
リサイクル推進室をグリーン化推進室に改称
産業廃棄物処理対策室を廃棄物処理対策事業推進室に改称
平成12年５月20日
医王山ビジターセンター（金沢市）オープン
平成12年５月28日
中宮展示館（吉野谷村）リニューアルオープン
平成12年６月28日
白山国立公園センター（白峰村）オープン
平成12年８月19日、20日
いしかわ・かんきょうフェアを開催（いしかわ環境パートナーシップ県民会議主催、石川県後援）
平成12年11月10日～12日
環境教育ミーティング中部2000inいしかわ白峰村で開催
平成12年12月22日
志賀原子力発電所１号機の「９×９燃料の採用」等の原子炉施設の変更について石川県原子力環境安全管理協議会における審議を踏まえ、了解
平成13年３月１日
騒音に係る環境基準の類型指定の改正（七尾市、小松市、加賀市、羽咋市、松任市、山中町、寺井町、川北町、美川町、鶴来町、津幡町、富来町、志雄町、志賀町、押水町、鳥屋町、中島町、能都町、柳田村）

平成13年４月１日
騒音、振動指定地域の一部改正（七尾市、加賀市、寺井町、鶴来町、津幡町、富来町、志賀町、押水町、鳥屋町、中島町、柳田村）
「社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議」を設立するとともに、環境保全活動の拠点となる「県民エコステーション」を開設
平成13年４月２日
いしかわ自然学校を本格開校し、県民エコステーションに事務局を設置
平成13年８月25日、26日
いしかわ環境フェア2001を開催（社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議主催、石川県後援）
平成13年10月23日
江蘇省から環境保全の訪問団を招聘し、第１回日中環境保全技術検討会を開催
平成14年１月９日
「石川県志賀オフサイトセンター」が、国からオフサイトセンターとして指定
平成14年３月１日
騒音に係る環境基準の類型指定（輪島市、珠洲市、根上町、辰口町、高松町、七塚町、宇ノ気町、田鶴浜町、鹿島町、能登島町、鹿西町、穴水町、門前町、内浦町）、類型指定の改正（金沢市、野々市町）
平成14年３月16日
特定鳥獣保護管理計画の策定
平成14年３月29日
「石川県ゼロエミッション行動計画」を策定（３月25日石川県環境審議会から答申）

平成14年４月１日
騒音、振動指定地域の一部改正（金沢市、輪島市、珠洲市、根上町、辰口町、野々市町、高松町、宇ノ気町、田鶴浜町、鹿島町、能登島町、鹿西町、穴水町、門前町、内浦町）
産業廃棄物の監視指導体制の充実（県内の産業廃棄物の排出事業者、処理事業者等に対して監視指導等を行い適正処理の推進を図るため、能登中部保健福祉センター及び南加賀保健福祉センターに「産業廃棄物監視機動班」を配置）
平成14年４月２日
定期検査中の志賀原子力発電所１号機において、調整運転段階で原子炉冷却材再循環ポンプA号機の軸振動値に変動が認められたため、４月２日念のため原子炉を停止し、点検を実施
平成14年４月21日
里山保全ワーキングホリデイを推進するため、奥卯辰山健民公園、夕日寺健民自然園等

において里山フェスティバルを開催。ゲストに今森光彦氏を迎え、金沢大学林学長、谷本知事も出席

平成14年６月26日
江蘇省から環境保全の訪問団を招聘し、第２回日中環境保全技術検討会を開催

平成14年７月１日
「社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議」を「石川県地球温暖化防止活動推進センター」に指定

平成14年８月３日
白山緑のダイヤモンド計画で改修整備を進めていた白山室堂センターをはじめとする、室堂地区の施設がリニューアルオープンしたことにより、「白山国立公園指定40周年・室堂リニューアルオープン記念式典」を室堂で開催。谷本知事も出席

平成14年８月25日、26日
いしかわ環境フェア2002を開催（社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議主催、石川県後援）

平成14年９月11日～平成15年11月27日
石川県環境審議会において、環境総合条例（仮称）の在り方について審議
（諮問　平成14年９月11日、答申　平成15年12月15日）

※「環境総合条例（仮称）」は「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」として平成16年４月１日に施行

【審議経過】

平成14年９月11日	石川県環境審議会総会
平成14年10月10日	石川県環境審議会企画部会
平成14年10月16日	石川県環境審議会企画部会専門委員会（第１回）
平成14年11月12日	同　（第２回）
平成14年12月14日	環境総合条例（仮称）策定のためのワークショップを開催（県主催）
平成14年12月18日～平成15年６月11日	石川県環境審議会企画部会専門委員会（第３回～第９回）
平成15年７月17日	石川県環境審議会企画部会
平成15年７月28日	石川県環境審議会総会
平成15年８月１日	「中間とりまとめ」を公表
平成15年８月13日～９月16日	「中間とりまとめ」に関するパブリックコメントの募集
平成15年８月20日～８月26日	県内４箇所においてタウンミーティングを開催
平成15年10月７日	石川県環境審議会企画部会専門委員会（第10回）
平成15年10月29日	石川県環境審議会企画部会
平成15年11月27日	石川県環境審議会総会
平成15年12月15日	環境審議会から知事に答申

平成15年３月10日
内灘町以北の24市町村を広域エリアとして平成12年５月に設立した「石川北部アール・ディ・エフ広域処理組合」が県の協力のもと建設を進めてきた「石川北部RDFセンター」が完成し本格稼動を開始

平成15年３月31日
グリーン化推進室を廃止
廃棄物処理対策事業推進室を廃止

平成15年４月１日
組織の変更　環境整備課→廃棄物対策課
資源循環推進室の創設、水環境創造室の創設
石川中央保健福祉センターに産業廃棄物監視機動班を配置

平成15年５月14日
産業廃棄物の不法投棄、不適正処理に対する初動体制の迅速化を図るため、産業廃棄物処理施設への立入検査権限を市町村職員にも与える県職員併任制度をスタート

平成15年６月１日

いしかわ自然学校インストラクタースクール開校

平成15年７月17日
志賀原子力発電所における県・地元町への連絡基準に係る覚書を県、志賀町、富来町及び北陸電力（株）との間で締結

平成15年８月30日、31日
いしかわ環境フェア2003を開催（社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議主催、石川県後援）

平成15年10月15日
石川北部RDFセンターのNo. ２RDF貯蔵サイロで異常発熱事故が発生。一旦、サイロ内のRDFを全て払出した後、安全対策を講じ、12月22日から貯蔵サイロにRDFの投入を再開

平成15年10月17日
日中平和友好条約締結25周年記念事業の一環として、石川県―江蘇省環境教育シンポジウムを中国江蘇省南京市において開催

平成15年11月１日
七ツ島を国が鳥獣保護区特別保護地区に指定

平成15年12月17日～平成16年３月24日
今後のRDF化事業全体の安全対策を改めて確立するため、昨年12月に石川北部RDF広域処理組合と共同して、大学や国の研究機関、行政機関等のメンバーで構成する「RDF事故防止対策評価委員会」を立上げ、計４回の評価委員会を開催

平成16年２月４日
中国江蘇省、韓国全羅北道から環境保全の訪問団を招聘し、日中韓環境協力トライアングル事業を開催

平成16年２月18日
県庁舎において環境マネジメントシステム（ISO14001）を認証取得

平成16年３月１日
騒音に係る環境基準の類型指定の改正（小松市、松任市、美川町、野々市町、内灘町、鳥屋町）

平成16年３月23日
ふるさと石川の環境を守り育てる条例（石川県条例第16号）公布

平成16年４月１日
ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行、同条例施行規則公布、施行

平成16年４月１日
騒音、振動指定地域の一部改正（小松市、松任市、美川町、野々市町、内灘町、鳥屋町）

平成16年４月１日
ゼロエミッション行動計画の具体的な施策を検討するなど、企画・立案部門検討する体制の強化を図るため、廃棄物対策課内の「一般廃棄物係」を「資源循環推進室」に統合

平成16年４月１日
能登北部保健福祉センターに産業廃棄物監視機動班を配置

平成16年５月17日
別当谷の土石流により、白山別当出合吊橋が流失

平成16年７月14日
のと海洋ふれあいセンター「海の体験館」開館

平成16年７月24日
白山別当出合吊橋開通

平成16年８月21日、22日
いしかわ環境フェア2004を開催（社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議主催、石川県後援）

平成16年９月～11月
津幡町以南の県南部地域に多数のツキノワグマが市街地集落に出没し、５月１日以降の捕獲数が166頭となる。12月１日から２月15日までツキノワグマの狩猟を禁止措置とした

平成16年９月～11月
金沢市西部クリーンセンター新工場の環境影響評価方法書について審査

平成16年９月29日、11月２日、12月２日
志賀原子力発電所２号機初装荷燃料（計888体）搬入

平成16年11月19日
中国江蘇省、韓国全羅北道から環境保全の訪問団を招聘し、日中韓環境協力トライアングル事業を開催

平成16年12月１日～平成17年３月16日
石川県環境審議会において、「石川県環境総合計画（案）」について審議
（諮問　平成17年12月１日、答申　平成17年３月22日）

※平成17年３月29日、「石川県環境総合計画」を

策定

【審議経過】
平成16年12月１日　石川県環境審議会総会
平成16年12月18日～12月24日
県内４箇所においてタウンミーティングを開催（県主催）
平成16年12月６日～12月28日
パブリックコメントの募集
平成17年１月28日　石川県環境審議会総会企画計画部会
平成17年２月28日　石川県環境審議会総会企画計画部会
平成17年３月16日　石川県環境審議会総会
平成17年３月22日　環境審議会から知事に答申

平成17年２月10日
石川県におけるダイオキシン・環境ホルモン等化学物質問題に係る取り組み方針の一部改正
平成17年３月11日
石川県大気汚染緊急時対策実施要綱を改正し、七尾市、羽咋郡以南の全市町を大気汚染緊急時の発令地とした
平成17年３月
七尾系大気監視測定局の接続をISDN回線に変更
平成17年３月31日
石川県指定希少野生動植物種として４種（トミヨ、イカリモンハンミョウ、シャープゲンゴロウモドキ、ウミミドリ）を指定（施行５月１日）

平成17年４月１日
水環境創造室を廃止し、浄化槽、下水道、集落排水の生活排水処理施設整備事業と水環境関連事業を一元管理するため、水環境創造課を設置
平成17年４月１日
志賀原子力発電所１号機は羽咋市内の地滑りによる送電線鉄塔倒壊のため原子炉を停止（４月22日運転を再開）
平成17年４月27日
北陸新幹線富山県境・金沢間のフル規格化、金沢・白山総合車両基地（仮称）間の工事認可
平成17年８月20日、21日
いしかわ環境フェア2005を開催（社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議主催、石川県後援）
平成17年10月～11月
金沢市新廃棄物埋立場建設事業に係る環境影響評価方法書について審査
平成17年10月18日
中国江蘇省、韓国全羅北道から環境保全の訪問団を招聘し、日中韓環境協力トライアングル事業を開催
平成17年11月30日
本庁舎の環境マネジメントシステム（ISO14001）の適用範囲に保健環境センター及び工業試験場を統合した認証更新を行い、一体的・効率的な運用を図ることとした
平成17年12月１日
ふるさと石川の環境を守り育てる条例を一部改正し、大気汚染防止法が適用されない小規模建築物の解体工事について規制
平成18年３月１日
大気汚染防止法が改正され、ふるさと環境条例の石綿粉じん排出等作業の届出が不要になり、大気汚染防止法で届出
平成18年３月15日
志賀原子力発電所２号機が営業運転開始
平成18年３月20日
「石川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を策定
平成18年３月22日
石川県指定希少野生動植物種として５種（チュウヒ、ホトケドジョウ、マルコガタノゲンゴロウ、オキナグサ、エチゼンダイモンジソウ）を指定。（施行５月１日）
平成18年３月27日
石綿による健康被害の救済に関する法律が施行され、既存の法律で救済されないアスベストの健康被害者の救済開始

平成18年４月１日
騒音に係る環境基準の類型指定の改正（金沢市、七尾市、白山市、津幡町、志賀町、宝達志水町）
平成18年４月１日
騒音、振動指定地域の一部改正（七尾市、白山市、津幡町、志賀町、宝達志水町）

平成18年４月１日
石川県大気汚染緊急時対策実施要綱を改正し、揮発性有機化合物排出施設を緊急時の協力対象とした
平成18年４月10日
資源循環推進室を廃止
平成18年４月11日
循環型社会推進室を創設
平成18年５月23日
中国江蘇省南京市において、江蘇省、韓国全羅北道との日中韓環境協力トライアングル事業を実施
平成18年７月５日
原子力安全・保安院からの指示によるタービン羽根点検のため志賀原子力発電所２号機原子炉停止（点検の結果、最終的に840枚のうち258枚にひび割れ等確認）
平成18年８月19、20日
いしかわ環境フェア2006を開催（社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議主催、石川県後援）
平成18年９月４日～10日
県民エコライフ大作戦（第１回）実施
平成18年10月５日
ツキノワグマ大量出没警戒情報を発表。５月１日以降12月末日までの出没情報件数は333件、捕獲数は78頭となる
平成18年10月～12月
小松市環境美化センター熱回収施設に係る環境影響方法書を審査
平成18年10月28日
日中韓環境教育シンポジウムを開催
平成18年11月７日
志賀原子力発電所１号機発電機付属設備への記録用紙吸い込みによる点検のため原子炉を停止。（11月22日運転を再開）
平成18年11月～平成19年３月
金沢市西部クリーンセンター新工場に係る環境影響準備書を審査
平成19年２月８日
環境連携活動交流フォーラムを開催
平成19年３月15日
平成11年第５回定期検査中に、志賀原子力発電所１号機において、制御棒引きぬけによる臨界事故が起きていたことが判明。国、県、志賀町は北陸電力（株）に対し直ちに、原子炉を停止し、徹底的な原因究明と抜本的な再発防止対策の策定を指示
平成19年３月25日
能登半島地震が発生。石川県災害対策本部設置。26日から災害廃棄物の分別・処理指導のため職員を現地に派遣。27日以降県内外の自治体、団体等からごみ収集車両の派遣や人的支援等があった

平成19年４月１日
環境安全部を環境部に改称
平成19年４月１日
騒音に係る環境基準の類型指定の改正（白山市、野々市町、中能登町）
平成19年４月１日
騒音、振動指定地域の一部改正（白山市、中能登町）
平成19年４月１日
悪臭規制地域の一部改正（宝達志水町）
平成19年４月２日
いしかわ環境情報交流サイトの運用を開始
平成19年４月25日
石川県能登半島地震復旧・復興本部会議を設置、本格的復興に取り組み始める
平成19年５月～９月
能登半島地震に伴い、輪島市、穴水町で大気調査
平成19年５月17日～22日
小松基地で最初の在日米軍再編に伴う訓練移転が実施される
平成19年５月21日
北陸電力（株）は臨界事故に対する28項目からなる再発防止対策の具体的な行動計画を策定
平成19年６月２日、３日
エコステーションまつりを開催（県民エコステーションまつり実行委員会主催、石川県共催）
平成19年６月27日
レジ袋削減協定を締結（12社、108店舗）
平成19年６月29日
北陸電力（株）は原子力本部を志賀町に、地域共生本部を金沢市に設置
平成19年７月６日
国は、能登半島地震での災害廃棄物の量を約

43万トンと推計、約39億円の災害等廃棄物処理事業費補助金を内示
平成19年８月～10月
能越自動車道（田鶴浜～七尾）に係る環境影響評価方法書を審査
平成19年８月25日、26日
いしかわ環境フェア2007を開催（社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議主催・石川県後援）
平成19年９月９日、23日、30日
エコドライブ教室を開催（主催：石川県　協力：東部自動車学校、加南自動車学校、七尾自動車学校）
平成19年９月10日～16日
県民エコライフ大作戦（第２回）を実施
平成19年９月25日
石川県指定希少野生動植物種として６種（コアジサシ、イソコモリグモ、サドクルマユリ、トキソウ、サギソウ、イソスミレ）を指定（施行11月１日）
平成19年10月26日
全国大気汚染防止連絡協議会第53回全国大会を開催
平成19年10月27日
夕日寺健民自然園にて里山ふるさと館オープン記念行事を開催。第４回いしかわ自然学校まつりも併催
平成19年11月18日
いしかわ自然学校が、全国初のネットワーク型の自然学校等として「第３回エコツーリズム大賞」優秀賞を受賞
平成19年12月７日
新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域を指定（金沢市、白山市、野々市町、津幡町）
平成19年12月～平成20年４月
（仮称）門前クリーンパーク建設事業に係る環境影響評価方法書を審査
平成20年１月
いしかわ事業者版環境ISO募集開始
平成20年３月14日
原子力安全・保安院は、臨界事故に係る再発防止対策の実施状況・内容が妥当と評価
北陸電力（株）は志賀原子力発電所２号機の再起動を申し入れ
平成20年３月21日
県は、志賀原子力発電所２号機の再起動を了承（３月26日運転を再開）
平成20年３月31日
能登半島地震被災自治体における災害等廃棄物処理事業完了
平成20年３月31日
循環型社会推進室を廃止

平成20年４月１日
地球温暖化対策室を創設
平成20年４月２日
志賀原子力発電所２号機気体廃棄物処理系で水素濃度が上昇したことから、原因調査のため、原子炉を停止（５月９日運転を再開）
平成20年５月１日
騒音に係る環境基準の類型指定の改正（小松市）
平成20年５月１日
騒音、振動指定地域の一部改正（小松市）
平成20年７月19日～21日
県民エコライフ大作戦オープニングイベントを実施（場所：県庁19階展望ロビー）
平成20年７月21日～８月20日
県民エコライフ大作戦（第３回）を実施
平成20年８月23日、24日
いしかわ環境フェア2008を開催（社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議主催、石川県後援）
平成20年９月21日、23日、10月19日
エコドライブ教室を開催（主催：石川県、協力：ドライビングスクール　エクシール城東、こまつ自動車学校、太陽自動車学校）
平成20年９月～12月
金沢市新廃棄物埋立場建設事業に係る環境影響準備書を審査
平成20年10月23日、25日、26日
いしかわ里山フェアを開催
平成20年11月27日
レジ袋削減協定を締結（コンビニエンスストア１社、76店舗）
平成20年11月～平成21年３月
小松市環境美化センター熱回収施設に係る環境影響評価準備書を審査
平成20年12月19日

本県がトキの分散飼育実施地に決定
平成21年２月17日
土壌汚染対策法第５条第1項に基づき、能美市湯谷町ホ18番１の一部ほかを指定区域に指定
平成21年３月13日
地域環境力向上フォーラムを開催（場所：県庁19階展望ロビー）
平成21年３月19日
北陸電力（株）は志賀原子力発電所１号機の再起動を申し入れ
平成21年３月27日
県は、志賀原子力発電所１号機の再起動を了承
平成21年３月27日
新たなレジ袋削減協定を締結（39社・組合、757店舗）
※平成21年６月１日から、食品スーパー、ドラッグストア、クリーニング店でレジ袋無料配布中止決定
平成21年３月30日
北陸電力（株）は志賀原子力発電所１号機の原子炉を起動

平成21年４月13日
志賀原子力発電所２号機の漏洩燃料特定作業に伴い原子炉の出力を降下（４月26日運転を再開）
平成21年８月22日、23日
第20回いしかわ環境フェアを開催（社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議主催、石川県後援）
平成21年９月27日、10月３日、12日
エコドライブ教室を開催（主催：石川県、協力：輪島綜合自動車学校、北陸中部自動車学校、大徳自動車学校）
平成21年11月13日
志賀原子力発電所２号機非常用ディーゼル発電機３台のうち２台から潤滑油の漏えいが確認されたことから保安規定に従い原子炉を停止。復旧後、平成22年１月28日に原子炉を起動
平成21年12月12日、13日
県民エコライフ大作戦オープニングイベントを実施（場所：県庁19階展望ロビー）
平成21年12月14日～平成22年１月13日
県民エコライフ大作戦（第４回）を実施
平成21年12月17日
トキ繁殖ケージ竣工式
平成22年１月８日
トキ２つがい４羽が佐渡トキ保護センターからいしかわ動物園に移送された
平成22年１月17日
トキ展示・映像コーナーオープンセレモニー
平成22年３月30日
志賀原子力発電所のタービン保管庫の設置について事前了解を回答

平成22年４月１日
水道用水供給事業の移管により、水道企業課を設置
平成22年４月６日
送水管耐震化推進室を設置
平成22年４月28日
「いしかわエコハウス」オープン
（社）いしかわ環境パートナーシップ県民会議が「いしかわエコハウス」に移転
平成22年５月１日
悪臭規制地域の一部改正（志賀町）
平成22年５月16日
第64回愛鳥週間「全国野鳥保護のつどい」を金沢市で開催
平成22年６月28日
北陸電力（株）は志賀原子力発電所１号機におけるウラン燃料のリサイクル（プルサーマル）について県・町へ事前協議の申し入れ
平成22年８月21日、22日
いしかわ環境フェア2010／いしかわの里山里海展を開催（社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議主催、石川県後援）
平成22年９月５日
「水環境フォーラム」を小松市木場潟公園で開催（主催：石川県、小松市）
平成22年10月９日、16日、17日、23日
エコドライブ教室を開催（主催：石川県、協力：加賀自動車学校、北鉄自動車学校、能登中央自動車学校、能登自動車学校）
平成22年11月～平成23年２月
能越自動車道（田鶴浜～七尾）環境影響評価準備書を審査
平成22年11月８日

スバールバルライチョウオス２羽が恩賜上野動物園からいしかわ動物園に移送。以後２月にメス２羽が、３月にオス２羽が移送される

平成22年11月13日、14日
「第11回ライチョウ会議石川大会」を金沢市で開催

平成22年11月17日～20日
県民エコライフ大作戦オープニングイベントを実施（場所：県庁19階展望ロビー）

平成22年11月22日～12月21日
県民エコライフ大作戦（第５回）を実施

平成22年12月２日
志賀原子力発電所１号機の原子炉冷却材再循環ポンプ軸封部取替のため原子炉を停止（12月12日運転を再開）

平成22年12月14日
志賀原子力発電所１号機制御棒水圧制御ユニットの点検を行うため原子炉を停止（12月23日運転を再開）

平成22年12月18日、19日
「国際生物多様性年クロージング・イベント」を金沢市で開催

平成22年12月23日、平成23年２月27日、３月27日
いしかわエコスタイル県民フォーラムを開催（計３回）

平成23年１月21日、２月14日、３月23日
企業エコ化促進セミナーを開催（計３回）

平成23年１月22日
志賀原子力発電所２号機原子炉格納容器内冷却器凝縮水量が低下したことから点検のため原子炉を停止（２月６日運転を再開）

平成23年３月１日
志賀原子力発電所１号機の原子炉冷却材再循環ポンプ軸封部取替のため原子炉を停止

平成23年３月11日
東北地方太平洋沖地震により東京電力（株）福島第一原子力発電所が被災

平成23年３月29日
「石川県生物多様性戦略ビジョン」を策定（３月29日石川県環境審議会自然共生部会から答申）

平成23年３月30日
原子力安全・保安院から電気事業者等に対し緊急安全対策の実施を指示

平成23年４月１日
里山創成室を設置し、自然保護課を自然環境課に改称

平成23年４月８日
北陸電力（株）は原子力安全・保安院に対し、津波に対する安全強化策を報告

平成23年４月24日
いしかわ動物園ライチョウ飼育展示施設オープンセレモニー

平成23年５月１日
騒音に係る環境基準の類型指定の改正（津幡町、中能登町）

平成23年５月１日
騒音、振動指定地域の一部改正（津幡町、中能登町）

平成23年５月１日
悪臭規制地域の一部改正（七尾市、津幡町）

平成23年５月12日
原子力安全・保安院は北陸電力（株）の緊急安全対策を妥当と判断

平成23年５月31日
いしかわ里山創成ファンドを創設

平成23年６月11日
GIAHS国際フォーラム（於：北京）において、羽咋市以北の４市４町が申請した「能登の里山里海」が世界農業遺産に認定

平成23年６月17日
「世界農業遺産オープニングイベント（GIAHSインセプションワークショップ）」を奥能登行政庁舎で開催
県、羽咋市以北の４市４町、関係団体とともに「世界農業遺産活用実行委員会」を設立

平成23年７月22日
原子力安全・保安院は電気事業者等に対し、安全性に関する総合評価（ストレステスト）を行うよう指示

平成23年８月20日、21日
いしかわ環境フェア2011／いしかわの里山里海展を開催（社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議・いしかわ里山づくり推進協議会主催、石川県後援）

平成23年９月６日
企業エコ化促進セミナーとして、国際シンポジウム「住宅の今後　更なる省エネ化への道」を開催（同セミナーは、記載のほか平成23年

８月20日、平成24年２月29日の計３回開催）
平成23年10月６日
平成23年度いしかわ里山創成ファンド事業採択決定
平成23年12月17日～19日
「国連生物多様性の10年」国際キックオフ・イベントを開催（金沢市）
平成24年２月１日
北陸電力（株）は志賀原子力発電所２号機の安全性に関する総合評価（一次評価）の結果を原子力安全・保安院に提出
平成24年３月11日
騒音、振動に係る指定地域、悪臭に係る規制地域の一部改正（白山市）
平成24年３月20日
佐渡・能登連携「世界農業遺産シンポジウム」を七尾市で開催（主催：世界農業遺産活用事行委員会）
平成24年３月26日
北陸電力（株）は志賀原子力発電所１号機の安全性に関する総合評価（一次評価）の結果を原子力安全・保安院に提出
平成24年３月30日
石川県指定希少野生動植物種として５種（ホクリクサンショウウオ、センダイハギ、ヒメヒゴタイ、イシモチソウ、トウカイコモウセンゴケ）を指定（施行５月１日）

平成24年４月１日
第２次地域主権一括法の施行に伴い、市域の騒音、振動に係る指定地域及び悪臭に係る規制地域を除外
平成24年４月１日
いしかわ住まいの省エネパスポート制度の運用を開始
平成24年５月９日
能登・佐渡里山里海連携会議を金沢市で開催（主催：世界農業遺産活用実行委員会）
平成24年５月26日
白山国立公園指定50周年及び50周年記念事業のキックオフイベントを関係４県で開催（白山市、白川村、勝山市、南砺市）
平成24年６月29日
省エネ・節電アクションプランキックオフイベントを実施（場所：県庁19階展望ロビー）
平成24年７月１日～９月30日
省エネ・節電アクションプランを実施
平成24年７月17日、18日
能登から農業者ら51名が佐渡市を訪問し、生物の多様性を育む農業国際会議に参加（主催：世界農業遺産活用実行委員会）
平成24年７月18日
原子力安全・保安院は敷地内破砕帯の追加調査計画の策定を北陸電力（株）に指示
平成24年７月25日
北陸電力（株）は敷地内破砕帯の追加調査計画を原子力安全・保安院に提出
平成24年８月10日
北陸電力（株）は敷地内破砕帯の追加調査を開始
平成24年８月25日、26日
いしかわ環境フェア2012／いしかわの里山里海展（社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議・いしかわの里山づくり推進協議会主催、石川県後援）、エコ住宅展を開催
平成24年11月10日
白山国立公園指定50周年記念式典を開催（白山市）
平成24年11月13日
日独環境ビジネスシンポジウム「省エネ建築の専門家から最先端技術を学ぶ」を開催
平成24年11月16日
能登の暮らしに息づく知恵や技術の継承に向け高校生による聞き書き調査に着手（主催：世界農業遺産活用実行委員会）
平成24年12月13日～15日
国内最大級の環境展示会「エコプロダクツ2012（東京都江東区有明）」に佐渡と共同出展（主催：世界農業遺産活用実行委員会）
平成25年３月15日
微小粒子状物質（PM2.5）に関する注意喚起情報の発表体制を整備し、運用を開始
平成25年３月20日
「世界農業遺産シンポジウム2013」を七尾市で開催（主催：世界農業遺産活用実行委員会）

平成25年５月29日～６月１日
世界農業遺産国際会議を七尾市で開催（主催：FAO、農林水産省、石川県、能登GIAHS推進協議会）

平成25年７月１日～９月30日
省エネ・節電アクションプランを実施
平成25年７月１日～９月30日
いしかわクールシェアを実施
平成25年７月６日
いしかわクールシェアキックオフイベントを実施（場所：香林坊アトリオステージ）
平成25年８月24日、25日
いしかわ環境フェア2013／いしかわの里山里海展2013／いしかわ近未来の環境技術展2013（社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議・いしかわの里山づくり推進協議会・石川県主催）
平成25年10月８日～11日
韓国全羅北道の二者により日中韓環境協力トライアングル事業を実施（金沢市）（中国江蘇省は不参加）
平成25年９月13日
SATOYAMAイニシアティブ推進ネットワーク設立総会を開催し、谷本知事、西川福井県知事が共同代表に就任
平成25年10月16日
第２回能登・佐渡里山里海連携会議を佐渡市で開催（主催：世界農業遺産活用実行委員会、佐渡GIAHS推進会議）
平成25年12月９日
微小粒子状物質（PM2.5）に関する注意喚起情報の発表時間の見直し（午後からの活動に備えた判断を追加）
平成25年12月12日～14日
国内最大級の環境展示会「エコプロダクツ2013（東京都江東区有明）」に佐渡、静岡、熊本、大分と連携して出展
平成25年12月19日
北陸電力（株）は敷地内破砕帯に関する追加調査最終報告書を原子力規制委員会に提出
平成26年１月17日
トキ１つがい２羽が佐渡トキ保護センターからいしかわ動物園に移送された
平成26年２月26日
微小粒子状物質（PM2.5）に関する注意喚起情報の発表（輪島測定局で１日平均値77.3μg/m^3を観測）
平成26年４月８日
里山創成室を農林水産部に移管し（里山振興室）、地球温暖化対策室を温暖化・里山対策室に改称
平成26年７月１日～９月30日
省エネ・節電アクションプランを実施
平成26年７月１日～９月30日
いしかわクールシェアを実施
平成26年７月１日
いしかわクールシェアキックオフイベントを実施
（場所：香林坊大和正面）
平成26年８月12日
北陸電力（株）は、志賀原子力発電所２号機の新規制基準適合性に係る審査を受けるため、原子炉設置変更許可、工事計画認可及び保安規定変更認可を原子力規制委員会に申請
平成26年８月23日、24日
いしかわ環境フェア2014／いしかわの里山里海展2014／いしかわ近未来の環境技術展2014（公益社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議・いしかわの里山づくり推進協議会・石川県主催）
平成26年９月11日
石川県再生可能エネルギー推進計画を策定
平成26年10月29日～11月１日
韓国全羅北道との二者により日中韓環境協力トライアングル事業を実施（韓国全羅北道で開催）（中国江蘇省は不参加）
平成26年12月11日～13日
国内最大級の環境展示会「エコプロダクツ2014（東京都江東区有明）」に福井と連携して出展

平成27年５月～９月
門前クリーンパーク建設事業に係る環境影響評価準備書を審査
平成27年６月～９月
七尾大田火力発電所石炭灰処分場設置事業に係る環境影響評価方法書を審査
平成27年７月１日～９月30日
省エネ・節電アクションプランを実施
平成27年７月１日～９月30日
いしかわクールシェアを実施
平成27年７月４日

いしかわクールシェアキックオフイベントを実施（場所：金沢百番街）
平成27年７月13日、８月４日、９月８日
いしかわエコもの発信塾を開催
平成27年８月22日、23日
いしかわ環境フェア2015／いしかわ里山里海展2015／いしかわ近未来の環境技術展2015（公益社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議・いしかわの里山づくり推進協議会・石川県主催）
平成27年10月27日～10月30日
韓国全羅北道との二者により日中韓環境協力トライアングル事業を実施（石川県金沢市で開催）（中国江蘇省は不参加）
平成27年12月10日～12日
国内最大級の環境展示会「エコプロダクツ2015（東京都江東区有明）」に福井と連携して出展

平成28年７月１日～９月30日
省エネ・節電アクションプランを実施
平成28年７月１日～９月30日
いしかわクールシェアを実施
平成28年７月２日
いしかわクールシェアキックオフイベントを実施（場所：香林坊大和）
平成28年８月27日、28日
いしかわ環境フェア2016／いしかわ里山里海展2016／いしかわ近未来の環境技術展2016（公益社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議・いしかわの里山づくり推進協議会・石川県主催）
平成28年11月19日
いしかわ動物園トキ公開展示施設「トキ里山館」オープン記念式典
平成28年９月５日～９月８日
中国江蘇省南京市において江蘇省、韓国全羅北道との日中韓環境協力トライアングル事業を実施
平成28年11月20日～平成29年２月28日
いしかわウォームシェアを実施
平成28年11月20日
いしかわウォームシェアキックオフイベントを実施（場所：イオンモールかほく）
平成28年12月８日～10日
国内最大級の環境展示会「エコプロ2016（東京都江東区有明）」に福井と連携して出展
平成29年３月31日
水環境創造課を廃止

平成29年４月１日
環境部を生活環境部に改称
水道企業課を土木部に移管
県民文化局県民生活課を生活安全課に改称し生活環境部に移管
平成29年７月１日～９月30日
省エネ・節電アクションプランを実施
平成29年７月１日～９月30日
いしかわクールシェアを実施
平成29年７月１日
いしかわクールシェアキックオフイベントを実施（場所：香林坊大和）
平成29年８月19日、20日
いしかわ環境フェア2017／いしかわ里山里海展2017／いしかわ近未来の環境技術展2017（公益社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議・いしかわの里山づくり推進協議会・石川県主催）
平成29年10月24日～10月27日
韓国全羅北道において、江蘇省、韓国全羅北道との日中韓環境協力トライアングル事業を実施
平成29年11月１日～平成30年２月28日
いしかわウォームシェアを実施
平成29年11月３日
いしかわウォームシェアキックオフイベントを実施（場所：イオンモール新小松）
平成29年12月７日～９日
国内最大級の環境展示会「エコプロ2017東京都江東区有明」に福井県と連携して出展

平成30年７月１日～９月30日
省エネ・節電アクションプランを実施
平成30年７月１日～９月30日
いしかわクールシェアを実施
平成30年８月25日、26日
いしかわ環境フェア2018／いしかわ里山里海展2018／いしかわ近未来の環境技術展2018（公益社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議・いしかわ里山づくり推進協議

会・石川県主催）
平成30年12月１日～平成31年２月28日
いしかわウォームシェアを実施
平成30年12月１日
いしかわウォームシェアキックオフイベントを実施（場所・イオンモールかほく）
平成30年12月６日～８日
国内最大級の環境展示会「エコプロ2018」に福井県と連携して出展
平成30年12月14日
恩賜上野動物園からメスの成鳥１羽を受入れ
平成31年３月15日
いしかわ動物園ライチョウ公開記念式典
平成31年３月25日
富山市ファミリーパークからオスの成鳥１羽を受入れ

令和元年７月１日～９月30日
省エネ・節電アクションプランを実施
令和元年７月１日～９月30日
いしかわクールシェアを実施
令和元年８月24日、25日
いしかわ環境フェア2019／いしかわ里山里海展2019／いしかわ近未来の環境技術展2019（公益社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議・いしかわ里山づくり推進協議会・石川県主催）
令和元年12月１日～令和２年２月29日
いしかわウォームシェアを実施
令和元年12月５日～７日
国内最大級の環境展示会「エコプロ2019」に福井県と連携して出展
令和２年３月25日
「石川県環境総合計画」を改定
令和２年３月26日
ふるさと石川の環境を守り育てる条例の一部を改正

令和２年７月１日～９月30日
省エネ・節電アクションプランを実施
令和２年10月27日～11月４日、
11月26日～12月２日
いしかわ環境展／いしかわの里山里海PR展（石川県・公益社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議・いしかわ里山づくり推進協議会主催）

令和３年７月１日～９月30日
省エネ・節電アクションプランを実施
令和３年12月８日～10日
国内最大級の環境展示会「エコプロ2021」に福井県と連携して出展
令和３年12月20日～令和４年２月28日
エコフェスいしかわin Webを公開（石川県・公益社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議主催）
令和４年１月29日
使い捨てプラスチックごみ削減フェア（石川県・公益社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議主催）

令和４年４月１日
石川県、指定希少野生動植物種として１種（カザグルマ）を指定（施行５月１日）
令和４年５月６日
県、能登の４市５町及び関係団体で「能登地域トキ放鳥受入推進協議会」を設置し、能登地域をトキの放鳥候補地として国に申請することを決定
令和４年５月16日
県及び能登の４市５町の連名で能登地域をトキの放鳥候補地として国に申請
令和４年６月24日
ふるさと石川の環境を守り育てる条例の一部を改正
令和４年７月１日～９月30日
省エネ・節電アクションプランを実施
令和４年７月１日～９月30日
いしかわクールシェアを実施
令和４年７月24日
能登地域トキ放鳥推進シンポジウムを開催
令和４年８月５日
能登地域がトキの放鳥候補地として選定された旨公表
令和４年８月20日、21日
いしかわ環境フェア2022・いしかわ環境フェア2022映画上映会／いしかわ里山里海展2022／いしかわ近未来の環境技術展2022（公益社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議・いしかわ里山づくり推進協議会・石川県

主催）
令和４年９月１日
2050年カーボンニュートラル宣言
令和４年９月28日
ふるさと石川の環境を守り育てる条例の一部を改正
令和４年９月30日
「石川県環境総合計画」を改定
令和４年10月10日
「いしかわゼロカーボンの日」制定
いしかわゼロカーボンの日キックオフイベントを実施（場所：石川県地場産業振興センター）
令和４年12月１日～令和５年３月31日
いしかわウォームシェアを実施

令和５年４月１日
温暖化・里山対策室をカーボンニュートラル推進課に改称
令和５年５月21日
いしかわトキの日記念キックオフイベントを開催（能登地域トキ放鳥受入推進協議会主催）
令和５年５月22日
「いしかわトキの日」制定
令和５年７月30日
能登地域トキ放鳥推進シンポジウムを開催（能登地域トキ放鳥受入推進協議会主催）
令和５年８月26日、27日
いしかわ環境フェア2023／いしかわ里山里海展2023／いしかわ近未来の環境技術展2023（公益社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議・いしかわ里山づくり推進協議会・石川県主催）

令和６年４月１日
県民文化スポーツ部女性活躍・県民協働課を生活環境部へ移管
令和６年８月24日、25日
いしかわ環境フェア2024／いしかわ里山里海展2024／いしかわ近未来の環境技術展2024（公益社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議・いしかわ里山づくり推進協議会・石川県主催）
令和６年12月14日
トキこどもフェスタを開催（能登地域トキ放鳥受入推進協議会主催）
令和７年２月14日
令和８年度上半期を目処とした能登地域でのトキ放鳥が決定

令和７年５月24日
いしかわトキの日放鳥決定記念イベントを開催（能登地域トキ放鳥受入推進協議会主催）
令和７年７月16日
能登地域における本州初のトキの放鳥場所が羽咋市に決定
令和７年10月19日
放鳥場所決定記念！トキまなびフェスタを開催（能登地域トキ放鳥受入推進協議会主催）
令和７年11月１日、２日
いしかわ環境フェア2025（いしかわ環境フェア実行委員会主催）
令和８年２月13日
石川県が主たる提案者となり、七尾市ほか９者が共同提案者となる「能登半島地震を踏まえた災害レジリエンス強化と被災地の復興加速」が環境省の脱炭素先行地域に選定

5 環 境 基 準

(1) 大気の汚染に係る環境基準(昭和48年５月８日環告25　改正昭48環告35, 昭53環告38, 昭56環告47, 平８環告73, 74, 平21環告33, 令８環告８)

物質	二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	微小粒子状物質
環境上の条件	１時間値の１日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、１時間値が0.1ppm以下であること。	１時間値の１日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の８時間平均値が20ppm以下であること。	１時間値の１日平均値が0.10mg／m^3以下であり、かつ、１時間値が0.20mg／m^3以下であること。	オゾンとして、８時間値が0.07ppm以下であり、かつ、日最高８時間値の１年平均値が0.04ppm以下であること。	１年平均値が15μg／m^3以下であり、かつ、１日平均値が35μg／m^3以下であること。

備考　１　浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
　　２　光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
　　３　微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50％の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

※環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

（評価方法）
①　短期的評価（二酸化窒素及び微小粒子状物質を除く。）
　測定を行った日についての１時間値の１日平均値若しくは８時間平均値または各１時間値を環境基準と比較して評価を行う。
②　長期的評価
　ア　二酸化硫黄、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質
　　１年間の測定を通じて得られた１日平均値のうち、高い方から数えて２％の範囲にある測定値を除外した後の最高値（１日平均値の年間２％除外値）を環境基準と比較して評価を行う。
　　ただし、上記の方法に関わらず環境基準を超える日が２日以上連続した場合には非達成とする。
　イ　二酸化窒素
　　１年間の測定を通じて得られた１日平均値のうち、低い方から数えて98％目に当たる値（１日平均値の年間98％値）を環境基準と比較して評価を行う。
　ウ　微小粒子状物質
　　長期基準（１年平均値が15μg／m^3以下）、短期基準（１日平均値の年間98％値が35μg／m^3以下）の評価を各々行い、両者の基準を達成することで評価する。

(2) ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準

（平成９年２月４日環告４　改正　平成13年環告30, 平成30年環告100）

物　質	ベ　ン　ゼ　ン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	１年平均値が0.003mg／m^3以下であること。	１年平均値が0.13mg／m^3以下であること。	１年平均値が0.2mg／m^3以下であること。	１年平均値が0.15mg／m^3以下であること。

※環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

(3) ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準

（平成11年12月27日環告68　改正　平14環告46・平21環告11・令２環告35・令４環告89）

媒　体	基準値	備　考
大気	0.6pg－TEQ／m^3以下	１　基準値は2,3,7,8－四塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシンの毒性に換算した値とする。 ２　大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 ３　土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に２を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 ４　土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg－TEQ／g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。
水質（水底の底質を除く。）	１pg－TEQ／L以下	
水底の底質	150pg－TEQ／g以下	
土壌	1,000pg－TEQ／g以下	

※大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
※水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
※水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。（水底の底質の環境基準は平成14年９月１日から適用）
※土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

(4) 騒音に係る環境基準（平成10. 9. 30環告64　改正　平12環告20，平17環告45，平24環告54，令２環告35）

（等価騒音レベル）

地域の類型		基準値 昼間	基準値 夜間
一般地域	AA	50デシベル以下	40デシベル以下
	A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
	C	60デシベル以下	50デシベル以下
道路に面する地域	A地域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
	B地域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
	上段にかかわらず特例として、幹線交通を担う道路に近接する空間〔幹線道路（高速自動車国道、一般国道、県道及び４車線以上の車線を有する区間の市町村道）に近接する道路敷地境界から20m（２車線以下は15m）までの範囲〕	70デシベル以下	65デシベル以下

（評価方法）

一　般　地　域：原則として一定の地域ごとに当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定して評価する。

道路に面する地域：原則として一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握する。

(5) 航空機騒音に係る環境基準

（昭和48. 12. 27環告154　改正　平５環告91，平12環告78，平19環告114，令２環告35）

地域の類型	基準値
Ⅰ	57デシベル以下
Ⅱ	62デシベル以下

（注）１　Ⅰをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、Ⅱをあてはめる地域はⅠ以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

（注）２　平成25年４月１日より適用

〈参考〉

（昭和48. 12. 27環告154　改正　平５環告91，平12環告78）

地域の類型	基準値（単位WECPNL）
Ⅰ	70以下
Ⅱ	75以下

（注）１　Ⅰをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、Ⅱをあてはめる地域はⅠ以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

（注）２　平成25年３月31日まで適用

(6) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

（昭和50. 7. 29環告46　改正　平５環告91，平12環告78）

地域の類型	基準値
Ⅰ	70デシベル以下
Ⅱ	75デシベル以下

（注）Ⅰをあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、Ⅱをあてはめる地域は商工業の用に供される地域等Ⅰ以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

(7) 水質汚濁に係る環境基準（昭和46．12．28環告59　改正　昭49環告63，昭50環告３，昭57環告41・昭57環告140，昭60環告29，昭61環告１，平３環告78，平５環告16・平５環告65，平７環告17，平10環告15，平11環告14，平12環告22，平15環告123，平20環告40，平21環告78，平23環告94，平24環告84・平24環告127，平25環告30，平26環告39・平26環告126，平28環告37，平31環告46，令２環告35，令３環告62，令５環告６，令７環告35）

ア　人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0. 003mg／L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0. 01mg／L以下
六価クロム	0. 02mg／L以下
砒素	0. 01mg／L以下
総水銀	0. 0005mg／L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0. 02mg／L以下
四塩化炭素	0. 002mg／L以下
1, 2-ジクロロエタン	0. 004mg／L以下
1, 1-ジクロロエチレン	0. １mg／L以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0. 04mg／L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg／L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0. 006mg／L以下
トリクロロエチレン	0. 01mg／L以下
テトラクロロエチレン	0. 01mg／L以下
1, 3-ジクロロプロペン	0. 002mg／L以下
チウラム	0. 006mg／L以下
シマジン	0. 003mg／L以下
チオベンカルブ	0. 02mg／L以下
ベンゼン	0. 01mg／L以下
セレン	0. 01mg／L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg／L以下
ふっ素	0. 8mg／L以下
ほう素	1mg／L以下
1, 4-ジオキサン	0. 05mg／L以下

（備考）１　基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。

２　「検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。

３　海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用されない。

イ　生活環境の保全に関する環境基準

（ア）河川（湖沼を除く）

①

類型＼項目	利用目的の適応性	基準値 水素イオン濃度（pH）	生物化学的酸素要求量（BOD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌数
AA	水道１級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100mL以下
A	水道２級、水産１級及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100mL以下
B	水道３級、水産２級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU/100mL以下
C	水産３級、工業用水１級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水２級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水３級、環境保全	6.0以上8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	—

（備考）１．基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90％水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
２．農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量５mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
３．水道１級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。
４．いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道１級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300CFU／100mL以下とする。
５．水産１級、水産２級及び水産３級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
６．大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（ColonyFormingUnit））/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

（注）１　自然環境保全：自然探勝等の環境保全
２　水道１級　：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道２級　：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道３級　：前処理等を伴う高度の浄水処理を行うもの
３　水産１級　：ヤマメ、イワナ等貧腐水生水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用
水産２級　：サケ科魚類及びアユ等貧腐水生水域の水産生物用及び水産３級の水産生物用
水産３級　：コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用
４　工業用水１級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水２級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水３級：特殊の浄水操作を行うもの
５　環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

②

類型＼項目	水生生物の生息状況の適応性	基準値 全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

（備考）基準値は年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

（イ）湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が４日間以上である人工湖）

①

類型＼項目	利用目的の適応性	基準値 水素イオン濃度（pH）	化学的酸素要求量（COD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌数
AA	水道１級、水産１級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100mL以下
A	水道２、３級、水産２級及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100mL以下
B	水産３級、工業用水１級、農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	—
C	工業用水２級、環境保全	6.0以上8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	—

（備考）１．水産１級、水産２級及び水産３級のみを利用目的とする場合については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
２．水道１級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。
３．水道３級を利用目的としている測定点（水浴又は水道２級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数1,000CFU/100mL以下とする。
４．いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道１級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300CFU/100mL以下とする。
５．大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（ColonyFormingUnit））/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

（注）１　自然環境保全：自然探勝等の環境保全
２　水道　１　級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道２、３級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水処理を行うもの
３　水産　１　級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用
水産　２　級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水生水域の水産生物用並びに水産３級の水産生物用
水産　３　級：コイ、フナ等貧栄養湖型の水域の水産生物用
４　工業用水１級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水２級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
５　環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

②

項目／類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
Ⅱ	水道１、２、３級（特殊なものを除く。）、水産１種及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
Ⅲ	水道３級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
Ⅳ	水産２種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
Ⅴ	水産３種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下

（備考）１　基準値は、年間平均値とする。
２　水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
３　農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

（注）１　自然環境保全：自然探勝等の環境保全
２　水道１級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道２級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道３級：前処理等を伴う高度の浄水処理を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
３　水産１種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産２種及び水産３種の水産生物用
水産２種：ワカサギ等の水産生物用及び水産３種の水産生物用
水産３級：コイ、フナ等の水産生物用
４　環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

③

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

④

項目／類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物１	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L以上	第１の２の（２）により水域類型ごとに指定する水域
生物２	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以上	
生物３	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上	

（備考）基準値は、日間平均値とする。

（ウ）海　域

①

項目／類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度（pH）	化学的酸素要求量（COD）	溶存酸素量（DO）	大腸菌数	n－ヘキサン抽出物質（油分等）
A	水産１級、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100mL以下	検出されないこと
B	水産２級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—

（備考）１．いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300CFU/100mL以下とする。
２．大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（ColonyFormingUnit））/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

（注）１　自然環境保全：自然探勝等の環境保全
２　水産１級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産２級の水産生物用
水産２級：ボラ、ノリ等の水産生物用
３　環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

②

項目／類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産２種及び３種を除く。）	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
Ⅱ	水産１種及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産２種及び３種を除く。）	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
Ⅲ	水産２種及びⅣの欄に掲げるもの（水産３種を除く。）	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
Ⅳ	水産３種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

（備考）１　基準値は、年間平均値とする。
　　２　水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。
（注）　１　自然環境保全：自然探勝等の環境保全
　　２　水　産　１　種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
　　水　産　２　種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
　　水　産　３　種：汚濁に強い特定の水産生物が主に獲得される
　　３　生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

③

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下

④

項目／類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物１	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L以上	第１の２の（２）により水域類型ごとに指定する水域
生物２	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以上	
生物３	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上	

（備考）基準値は、日間平均値とする。

(8) 地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成9. 3. 13環告10　改正　平10環告23，平11環告16，平20環告41，平21環告79，平23環告95，平24環告85，平26環告40・環告127，平28環告31，平31環告54，令２環告35，令３環告63，令７環告41）

項　　目	基　　準　　値
カドミウム	0. 003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0. 01mg/L以下
六価クロム	0. 02mg/L以下
砒素	0. 01mg/L以下
総水銀	0. 0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0. 02mg/L以下
四塩化炭素	0. 002mg/L以下
クロロエチレン	0. 002mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	0. 004mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	0. 1mg/L以下
1, 2-ジクロロエチレン	0. 04mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0. 006mg/L以下
トリクロロエチレン	0. 01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0. 01mg/L以下
1, 3-ジクロロプロペン	0. 002mg/L以下
チウラム	0. 006mg/L以下
シマジン	0. 003mg/L以下
チオベンカルブ	0. 02mg/L以下
ベンゼン	0. 01mg/L以下
セレン	0. 01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0. 8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1, 4-ジオキサン	0. 05mg/L以下

（備考）１　基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
２　「検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。

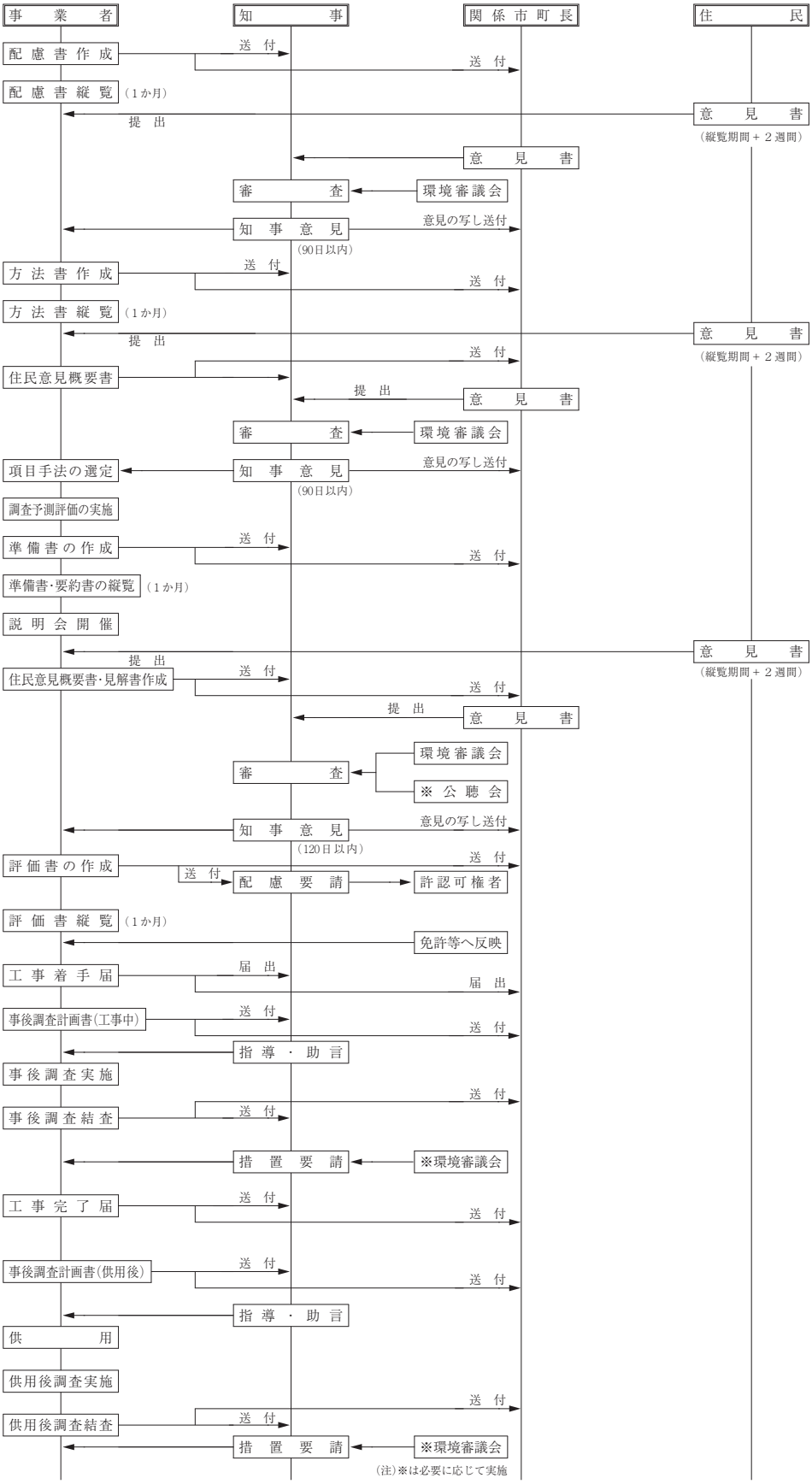
(9) 土壌の汚染に係る環境基準（平成3. 8. 23環告46　改正　平５環告19・平６環告５・平６環告25・平７環告19・平10環告21・平13環告16・平20環告46・平22環告37・平26環告44・平28環告30・平30環告77・平31環告48・令和２環告35・令和２環告44）

項　目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0. 003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0. 4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0. 01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0. 05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0. 01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0. 0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0. 02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0. 002mg以下であること。
クロロエチレン	検液1Lにつき0. 002mg以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0. 004mg以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0. 1mg以下であること。
1, 2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0. 04mg以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0. 006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0. 01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0. 01mg以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0. 002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0. 006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0. 003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0. 02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0. 01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0. 01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0. 8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1, 4-ジオキサン	検液1Lにつき0. 05mg以下であること。

（備考）１　環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表（略）に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
２　カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水１Lにつき0. 003mg、0. 01mg、0. 05mg、0. 01mg、0. 0005mg、0. 01mg、0. 8mg及び１mgを超えていない場合には、それぞれ検液１Lにつき0. 009mg、0. 03mg、0. 15mg、0. 03mg、0. 0015mg、0. 03mg、2. 4mg及び３mgとする。
３　「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄（略）に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
４　有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
５　1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5. 1、5. 2又は5. 3. 2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5. 1、5. 2又は5. 3. 1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

6　環境影響評価関係資料

(1) 環境影響評価の手続きのフロー　(ふるさと石川の環境を守り育てる条例)



(2) 環境影響評価の対象事業及び規模要件

事業の種類	第一区分事業の要件	第二区分事業の要件
1 道路		
高速自動車国道	すべて	—
一般国道	4車線以上・10km以上	4車線以上・7.5km以上10km未満
大規模林道	巾員6.5m以上・20km以上	巾員6.5m以上・15km以上20km未満
2 河川		
ダム	貯水面積　100ha以上	貯水面積　75ha以上100ha未満
堰	湛水面積　100ha以上	湛水面積　75ha以上100ha未満
湖沼水位調節施設	湖沼開発面積　100ha以上	湖沼開発面積　75ha以上100ha未満
放水路	改変面積　100ha以上	改変面積　75ha以上100ha未満
3 鉄道		
新幹線鉄道	すべて	—
普通鉄道	10km以上	7.5km以上10km未満
軌道（普通鉄道相当）	10km以上	7.5km以上10km未満
4 飛行場	滑走路長　2,500m以上	滑走路長1,875m以上2,500m未満
5 発電所		
水力発電所	出力　3万kw以上	出力　2.25万kw以上3万kw未満
火力発電所	出力　15万kw以上	出力　11.25万kw以上15万kw未満
地熱発電所	出力　1万kw以上	出力　7,500kw以上1万kw未満
原子力発電所	すべて	—
風力発電所	出力　1万kw以上	出力　7,500kw以上1万kw未満
6 廃棄物処理施設等		
廃棄物最終処分場	埋立面積　5ha以上	—
ごみ焼却施設	処理能力　100トン／日以上	—
し尿処理施設	処理能力　100kL／日以上	—
7 公有水面埋立て・干拓	面積　50ha超	面積40ha以上50ha以下であるもの及び公有水面埋立法施行令第32条ノ２に定める環境保全上特別の配慮を要する埋立て
8 土地区画整理事業	面積　100ha以上	面積　75ha以上100ha未満
9 新住宅市街地開発事業	面積　100ha以上	面積　75ha以上100ha未満
10 工場・事業場建設用地造成事業	面積　50ha以上 但し、工業地域・工専地域は100ha以上	—
11 新都市基盤整備事業	面積　100ha以上	面積　75ha以上100ha未満
12 流通業務団地造成事業	面積　100ha以上	面積　75ha以上100ha未満
13 宅地造成の事業	面積　100ha以上	面積　75ha以上100ha未満
住宅団地造成の事業	面積　100ha以上	—
14 工場又は事業場	燃料使用量（重油換算）15kL／時以上 排水量1万m^3／日以上	—
15 畜産施設		
牛	牛　1,000頭（成牛換算）以上	—
豚	豚　10,000頭（肥育豚換算）以上	—
16 レクリエーション施設		国立公園、国定公園、県立自然公園、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、県自然環境保全地域、鳥獣保護区の特別保護地区に係る区域の面積が15ha以上のもの
ゴルフ場	18ホール以上でホールの平均距離が100m以上の施設等	
スキー場	面積　3ha以上	
別荘団地等	面積　50ha以上	

（注）この表は、条例の対象事業を要約したものです（令和４年10月１日現在）。

7　水環境関係資料

(1) 水域別環境基準達成状況

ア　河　川（BOD）

（単位:mg/L）

水域統一番号	環境基準類型指定水域名	指定年度	測定地点名	類型	達成期間	基準値	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
							75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定
9	大聖寺川上流	47	新我谷発電所前	AA	イ	1	0.9	○	0.7	○	0.9	○	0.8	○	1.0	○
10	〃　中流	47	二天橋	A	ロ	2	0.8	○	0.8	○	0.9	○	0.9	○	0.6	○
11	〃　下流	47	三ツ橋	B	イ	3	1.1	○	1.0	○	1.2	○	1.1	○	1.1	○
49	〃　下流	50	塩屋大橋	B	イ	3	1.2	○	1.0	○	1.2	○	1.0	○	0.9	○
12	〃　別流	47	松島橋	C	ハ	5	1.3	○	1.2	○	1.7	○	1.3	○	1.3	○
17	動橋川上流	48	湯の国橋	A	イ	2	1.0	○	0.9	○	0.9	○	0.8	○	0.8	○
18	〃　下流	48	葦切橋	B	イ	3	2.3	○	2.0	○	2.0	○	3.3	×	3.3	×
19	八日市川	48	猫橋	B	イ	3	1.8	○	1.5	○	1.5	○	1.7	○	1.5	○
13	梯川上流	48	能美大橋	A	イ	2	0.8	○	0.9	○	1.1	○	0.7	○	1.0	○
15	〃　下流	48	石田橋	B	ロ	3	0.7	○	1.0	○	0.9	○	0.8	○	0.9	○
14	郷谷川	48	沢大橋	A	イ	2	<0.5	○	<0.5	○	<0.5	○	<0.5	○	1.9	○
16	前川	48	浮柳新橋	B	ロ	3	5.0	×	5.6	×	4.7	×	4.0	×	4.8	×
24	手取川上流	49	風嵐堰堤	AA	イ	1	<0.5	○	<0.5	○	0.5	○	0.5	○	<0.5	○
25	〃　中流	49	白山合口堰堤 辰口橋	A	イ	2	0.6 0.5	○	0.5 0.5	○	0.9 0.9	○	0.6 0.5	○	0.8 0.6	○
26	〃　下流	49	美川大橋	B	イ	3	0.5	○	0.6	○	1.2	○	0.7	○	0.7	○
29	大日川上流	49	丸山大橋	AA	イ	1	0.5	○	0.5	○	0.5	○	0.6	○	<0.5	○
30	〃　下流	49	下野大橋	A	イ	2	0.9	○	0.8	○	1.0	○	0.7	○	0.7	○
27	尾添川上流	49	三ツ俣堰堤	AA	イ	1	0.5	○	<0.5	○	<0.5	○	<0.5	○	<0.5	○
28	〃　下流	49	濁澄橋	A	イ	2	0.5	○	0.5	○	0.7	○	0.5	○	<0.5	○
1	犀川上流	47	大桑橋	A	イ	2	1.6	○	1.4	○	1.3	○	1.1	○	1.1	○
2	〃　中流	47	ＪＲ鉄橋	B	ロ	3	1.5	○	1.4	○	1.3	○	1.2	○	1.3	○
3	〃　下流	47	二ツ寺橋	D	ハ	8	2.1	○	2.2	○	1.6	○	1.6	○	1.4	○
4	伏見川	47	伏見川橋	E	ハ	10	2.8	○	2.2	○	1.9	○	2.1	○	2.0	○

（注）　達成期間について「イ」直ちに達成
「ロ」５年以内で可及的すみやかに達成
「ハ」５年を超える期間で可及的すみやかに達成

（備考）　○：環境基準に適合
×：環境基準に不適合
75%値……年間の日間平均値の全データを小さいものから順に並べ0.75×n（nは日間平均値のデータ数）のデータ値をもって75%値とする。
（0.75×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。）

（単位：mg/L）

水域統一番号	環境基準類型指定水域名	指定年度	測定地点名	類型	達成期間	基準値	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
							75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定
5	浅野川上流	47	鈴見橋	A	イ	2	1.5	○	1.2	○	1.3	○	1.1	○	1.0	○
6	〃　中流	47	応化橋	A	ロ	2	1.4	○	1.2	○	1.4	○	1.2	○	1.1	○
7	〃　下流	47	鞍降橋	B	ロ	3	5.3	×	4.9	×	4.2	×	3.4	×	3.2	×
42	森下川上流	52	勘済橋	A	イ	2	1.4	○	1.4	○	1.4	○	1.2	○	1.0	○
43	〃　下流	52	森本大橋	B	イ	3	1.6	○	1.5	○	1.5	○	1.3	○	1.1	○
41	金腐川	52	御所大橋 金腐川橋	C	イ	5	1.8 1.6	○	1.3 1.4	○	1.8 1.5	○	1.7 1.6	○	1.5 1.4	○
8	河北潟の一部 大野川の一部	47	粟崎橋	C	イ	5	3.1	○	2.8	○	3.0	○	2.9	○	3.2	○
44	津幡川上流	52	津幡川橋	A	イ	2	1.4	○	1.5	○	1.1	○	1.3	○	1.0	○
45	〃　下流	52	住ノ江橋	B	イ	3	2.0	○	2.1	○	1.5	○	2.0	○	2.6	○
46	能瀬川	52	浦能瀬橋	A	イ	2	2.6	×	2.2	×	1.9	○	1.6	○	1.3	○
47	宇ノ気川上流	52	環衛橋	A	イ	2	1.4	○	1.2	○	1.0	○	1.0	○	0.8	○
48	〃　下流	52	宇ノ気川橋	B	ロ	3	1.6	○	1.7	○	1.9	○	1.6	○	1.6	○
33	羽咋川	50	羽咋大橋 邑知潟中央	C	イ	5	2.2 3.1	○	1.7 2.7	○	1.8 3.0	○	1.6 2.9	○	1.8 3.0	○
34	長曽川	50	長曽大橋	B	イ	3	2.2	○	1.4	○	1.7	○	1.5	○	1.7	○
35	子浦川	50	雁田橋	B	イ	3	1.7	○	1.0	○	1.2	○	1.1	○	0.8	○
37	米町川上流	52	滝川橋	A	イ	2	1.5	○	0.9	○	0.9	○	1.1	○	0.6	○
38	〃　下流	52	梨谷小山橋 川尻橋	B	イ	3	1.6 1.6	○	1.0 1.2	○	1.0 1.0	○	1.2 1.2	○	1.1 1.2	○
39	於古川上流	52	日詰橋	A	イ	2	1.4	○	0.6	○	1.2	○	0.9	○	1.0	○
40	〃　下流	52	於古川橋	B	イ	3	2.0	○	1.5	○	1.2	○	1.2	○	0.9	○
20	御祓川上流	48	藤橋二号橋	B	ロ	3	2.4	○	2.8	○	2.3	○	1.9	○	2.5	○
21	〃　下流	48	仙対橋	C	ハ	5	2.2	○	1.9	○	1.9	○	1.3	○	1.2	○
22	河原田川	48	いろは橋 二ツ屋橋	A	イ	2	0.8 0.8	○	1.2 1.1	○	1.5 1.0	○	1.3 1.1	○	1.0 0.6	○
23	鳳至川	48	気勝橋	A	ロ	2	0.9	○	1.4	○	1.0	○	1.3	○	0.8	○
36	町野川	52	小間生橋 明治橋	A	イ	2	0.9 0.8	○	1.0 1.4	○	1.0 1.4	○	1.2 3.2	×	0.9 1.0	○
31	若山川上流	50	古摩比橋	A	イ	2	1.2	○	1.2	○	1.3	○	1.6	○	1.2	○
32	〃　下流	50	吾妻橋	B	ハ	3	0.9	○	1.6	○	1.4	○	1.2	○	1.8	○

イ　湖沼

（ア）COD

（単位：mg/L）

水域統一番号	環境基準類型指定水域名	指定年度	測定地点名	類型	達成期間	基準値	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
							75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定
502	新堀川（柴山潟）	48	柴山潟中央	A	ハ	3	6.8	×	6.7	×	7.2	×	7.8	×	9.8	×
501	木場潟	48	木場潟中央	A	ハ	3	7.7	×	7.5	×	7.6	×	7.6	×	7.9	×
504	河北潟	52	河北潟中央	B	ロ	5	5.5	×	6.5	×	7.2	×	7.3	×	7.2	×

（イ）全窒素及び全リン

（単位：mg/L）

環境基準類型指定水域名	項目	指定年度	類型	達成期間	環境基準	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
						年平均値	判定	年平均値	判定	年平均値	判定	年平均値	判定	年平均値	判定
新堀川（柴山潟）	全窒素	62	Ⅳ	ニ	0.6	0.81	×	0.88	×	0.88	×	1.0	×	1.1	×
	全リン				0.05	0.063	×	0.055	×	0.062	×	0.075	×	0.081	×
木場潟	全窒素	63	Ⅳ	ニ	0.6	0.63	×	0.76	×	0.80	×	0.74	×	0.72	×
	全リン				0.05	0.077	×	0.074	×	0.080	×	0.070	×	0.071	×
河北潟	全窒素	61	Ⅳ	ニ	0.6	0.75	×	0.88	×	0.73	×	0.77	×	0.72	×
	全リン				0.05	0.078	×	0.076	×	0.094	×	0.077	×	0.086	×

ウ海域

（ア）COD

（単位：mg/L）

水域統一番号	環境基準類型指定水域名	指定年度	測定地点名	類型	達成期間	基準値	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
							75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定
606	加賀沿岸海域	50	加賀市塩屋沖	A	イ	2	1.7		2.0		1.7		1.5		1.6	
			加賀市橋立漁港沖				1.1		1.2		1.5		1.3		1.4	
			新堀川沖				1.6		1.4		1.5		1.5		1.6	
			小松市安宅新沖				1.2		1.1		1.4		1.5		1.3	
			小松市安宅漁港沖				1.7	○	1.3	○	2.0	○	1.6	○	1.9	○
			能美市根上沖				1.5		1.2		1.3		1.8		1.7	
			白山市美川漁港沖				1.7		1.0		1.7		1.6		1.7	
			白山市笠間沖				1.5		1.4		1.7		1.6		1.6	
			倉部川沖				1.3		1.2		1.7		1.2		1.2	
601	金沢港甲	47	泊地出口	C	イ	8	3.7	○	3.5	○	3.7	○	2.7	○	4.1	○
610	〃　乙	52	西防波堤出口	B	イ	3	2.8	○	2.4	○	2.1	○	3.2	×	2.8	○

（単位：mg/L）

水域統一番号	環境基準類型指定水域名	指定年度	測定地点名	類型	達成期間	基準値	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
							75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定
611	金沢港丙	52	金沢市金石本町沖	B	イ	3	1.9	○	1.9	○	1.3	○	1.6	○	2.1	○
609	金沢沿岸海域	52	金沢市下安原町沖	A	イ	2	1.1	○	1.3	○	1.3	○	1.1	○	1.3	○
			金沢市大野町沖				0.7		1.5		0.9		1.3		1.6	
607	河北沿岸海域	52	内灘町沖	A	イ	2	1.2		1.1		1.3		1.7		1.8	
			かほく市白尾沖				0.7	○	1.1	○	1.4	○	1.5	○	1.8	○
			かほく市高松沖				0.7		1.2		1.2		1.6		1.5	
602	七尾北湾	49	北湾中央部	A	イ	2	0.9	○	0.9	○	1.3	○	1.3	○	1.6	○
603	〃 西湾	49	西湾中央部	A	イ	2	1.7	○	1.9	○	1.3	○	1.8	○	1.9	○
604	七尾南湾甲	49	南湾中央部	A	イ	2	1.2	○	1.5	○	1.8	○	2.0	○	2.0	○
605	〃 乙	49	寿町防波堤内	B	イ	3	2.9		2.7		2.3		2.7		3.0	
			万行防波堤内				2.2	○	1.8	○	2.4	○	2.1	○	2.6	○
			大田防波堤内				1.4		1.4		1.9		1.9		2.0	
608	能登半島沿岸海域	52	宝達志水町今浜沖	A	イ	2	0.6		1.1		1.3		1.5		1.7	
			宝達志水町出浜沖				1.0		1.0		1.3		1.4		1.4	
			羽咋市千里浜沖				0.7		1.1		1.2		1.8		1.5	
			志賀町高浜沖				2.0		1.3		1.6		2.0		1.9	
			志賀町福浦灯台沖				0.7		1.0		1.2		1.3		1.1	
			輪島市門前町鹿磯沖				0.8		1.3		1.2		1.3		1.3	
			輪島市町野町大川沖				1.0	○	1.3	○	1.1	○	1.8	○	1.6	○
			珠洲市三崎町寺家沖				0.9		1.2		1.0		1.2		1.2	
			能登町布浦沖				0.8		1.0		1.0		1.0		1.5	
			能登町市之瀬沖				1.6		1.1		0.7		1.5		1.6	
			能登町越坂沖				0.8		1.0		0.8		1.0		1.2	
			能登町藤波沖				0.9		1.0		0.8		1.3		1.8	
			穴水町前波沖				0.8		0.8		0.7		1.4		1.3	
			七尾市庵町17号防波堤沖				0.9		0.9		1.1		1.1		1.3	

（イ）全窒素及び全リン

（単位：mg/L）

水域統一番号	環境基準類型指定水域名	指定年度	類型	達成期間	項目	基準値	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
							年平均値	判定	年平均値	判定	年平均値	判定	年平均値	判定	年平均値	判定
604	七尾南湾甲	H7	Ⅱ	イ	全窒素	0.3	0.15	○	0.15	○	0.15	○	0.16	○	0.16	○
					全リン	0.03	0.015	○	0.013	○	0.009	○	0.010	○	0.012	○
605	〃 乙	H7	Ⅲ	イ	全窒素	0.6	0.29	○	0.27	○	0.25	○	0.25	○	0.24	○
					全リン	0.05	0.045	○	0.039	○	0.030	○	0.022	○	0.031	○

（備考）七尾南湾乙は３基準地点（寿町防波堤内、万行防波堤内、大田防波堤内）の年平均値の平均である。

(2) 水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出状況

（令和８年３月末現在）

番号	業種・施設名	特定事業場数		規制対象事業場数		排水量 50m³/日以上		うち有害		排水量 50m³/日未満		うち有害	
1	鉱業・水洗炭業	1		1		1							
1の2	畜産農業	349	(1)	4	(1)	4	(1)			345			
2	畜産食料品製造業	23	(2)	6		6				17	(2)		
3	水産食料品製造業	69	(17)	5		5				64	(17)		
4	保存食料品製造業	16	(4)							16	(4)		
5	みそ・しょう油等の製造業	96	(25)	1		1				95	(25)		
8	パン・菓子製造業　製あん業	45	(6)	1		1				44	(6)		
9	米菓・こうじ製造業	9	(2)							9	(2)		
10	飲料製造業	79	(9)	4		4				75	(9)		
11	動物系飼料・有機質肥料製造業	8	(2)	2	(1)	2	(1)			6	(1)		
12	動物性油脂製造業	2	(1)	1						2	(1)	1	
14	でん粉・化工でん粉製造業	1	(1)							1	(1)		
15	ぶどう糖・水あめ製造業	2	(1)							2	(1)		
16	めん類製造業	46	(3)							46	(3)		
17	豆腐・煮豆製造業	196	(11)	2	(1)	2	(1)			194	(10)		
18の2	冷凍調理食品製造業	11	(2)							11	(2)		
19	紡績業・繊維製品製造業　加工業	50	(4)	18	(3)	18	(3)	2		32	(1)		
21	化学繊維製造業	1	(1)							1	(1)		
21の3	合板製造業	6								6			
22	木材薬品処理業	6		1						6		1	
23	パルプ・紙・紙加工品製造業	4	(2)	3	(2)	3	(2)			1			
23の2	新聞業・出版業・印刷業・製版業	29	(13)	3	(1)					29	(13)	3	(1)
26	無機顔料製造業												
27	その他無機化学工業製品製造業	1								1			
33	合成樹脂製造業	12	(1)	6	(1)	6	(1)	1		6			
37	石油化学工業	1		1		1							
46	有機化学工業製品製造業	3		2		2		2		1			
47	医薬品製造業	3		3		3		1					
53	ガラス製品製造業	2	(1)	1						2	(1)	1	
54	セメント製品製造業	28	(1)							28	(1)		
55	生コンクリート製造業	67	(11)	4	(1)	4	(1)			63	(10)		
58	窯業原料精製業	6		1		1		1		5			
59	砕石業	33	(1)	7		7				26	(1)		
60	砂利採取業	17	(1)	4		4				13	(1)		
61	鉄鋼業	2		1		1				1			
62	非鉄金属製造業	4	(3)	2	(2)					4	(3)	2	(2)
63	金属製品製造業	68	(9)	37	(2)	27		18		41	(9)	10	(2)
63の3	火力発電施設	1		1		1							
64の2	水道施設	6	(2)	5	(2)	5	(2)			1			
65	酸アルカリ表面処理施設	77	(15)	45	(8)	15	(2)	13	(2)	62	(13)	30	(6)
66	電気メッキ施設	22	(10)	21	(10)	8	(4)	7	(4)	14	(6)	13	(6)
66の3	旅館業	1,256	(132)	94	(7)	94	(7)			1,162	(125)		
66の4	共同調理場	16	(5)	1		1				15	(5)		
66の5	弁当仕出屋・弁当製造業	34	(7)	9	(3)	9	(3)			25	(4)		
66の6	飲食店	52	(12)	21	(3)	21	(3)			31	(9)		
66の7	そば，うどん，すし店，喫茶店等	2		2		2							
66の8	料亭，バー，キャバレー，ナイトクラブ	1								1			
67	洗濯業	274	(70)	30	(14)	8	(4)			266	(66)	22	(10)
68	写真現像業	62	(17)	12	(5)					62	(17)	12	(5)
68の2	病院	14	(6)	6	(3)	3	(1)			11	(5)	3	(2)
69	と畜・死亡獣畜取扱業	1	(1)	1	(1)	1	(1)						
69の2	中央卸売市場	3	(1)	2		2				1	(1)		
69の3	地方卸売市場												
70の2	自動車分解整備事業の洗車施設	13	(9)	1						13	(9)	1	
71	自動式車両洗浄施設	517	(170)	2	(1)	2	(1)			515	(169)		
71の2	試験・研究機関	73	(30)	52	(19)	7	(2)	4	(2)	66	(28)	45	(17)
71の3	一般廃棄物処理施設	12	(2)	2		2				10	(2)		
71の4	産業廃棄物処理施設	2	(1)	2	(1)	2	(1)	2	(1)				
71の5	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ又はｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝによる洗浄施設	3		3						3		3	
72	し尿処理施設	174	(15)	158	(14)	158	(14)	1	(1)	16	(1)		
73	下水道終末処理施設	55	(5)	55	(5)	55	(5)						
74	特定事業場からの排水処理施設	5	(1)	3		3		1		2	(1)		
計		3,971	(646)	649	(111)	502	(60)	53	(10)	3,469	(586)	147	(51)

注）（　）は、金沢市（水質汚濁防止法政令市）分で内数

(3) 県条例に基づく揚水施設の許可・届出状況

（令和８年３月末現在）

市町村名	許可・届出件数	令和7年度水量測定器設置届出件数	市町村名	許可・届出件数	令和7年度水量測定器設置届出件数
金沢市	870	1	野々市市	115	－
七尾市	180	－	川北町	78	－
小松市	119	2	津幡町	26	－
輪島市	3	－	内灘町	9	－
珠洲市	10	－	宝達志水町	53	－
加賀市	103	－	志賀町	43	－
羽咋市	76	－	中能登町	70	－
かほく市	79	－	穴水町	1	－
白山市	486	3	能登町	1	－
能美市	197	－	合計	2,519	6

(4) 水道施設状況

項目＼年度			R元	R２	R３	R４	R５	R６
行政人口(人)			1,131,538	1,128,274	1,118,692	1,111,480	1,101,102	1,091,638
給水人口(人)	上水道		1,080,487	1,078,513	1,070,822	1,070,657	1,063,543	1,055,747
	簡易水道		33,404	31,658	30,737	23,920	23,978	21,713
	専用水道		2,523	2,589	4,900	4,978	5,096	8,476
	計		1,116,414	1,112,760	1,106,459	1,099,555	1,092,617	1,085,936
普及率(%)			98.7	98.6	98.9	98.9	99.2	99.5
全国普及率(%)			98.1	98.1	98.2	98.3	98.3	98.3
年間給水量(千m^3)	上水道		137,300	136,870	135,206	136,180	133,549	137,560
	簡易水道		4,341	4,589	4,004	3,276	3,179	2,871
	計		141,641	141,459	139,210	139,456	136,728	140,431
一日最大給水量(m^3)	上水道		431,684	481,029	456,711	601,619	482,912	455,612
	簡易水道		16,138	16,876	16,283	13,644	13,757	11,627
	計		447,822	497,905	472,994	615,263	496,669	467,239
一人一日当たり給水量(L/人･日)	上水道	平均	347	348	346	348	342	357
		最大	400	446	427	562	451	432
	簡易水道	平均	356	397	357	375	363	362
		最大	483	533	530	570	575	535
	計	平均	347	349	346	349	342	356
		最大	402	448	429	561	454	433
施設別箇所数	用水供給事業		1	1	1	1	1	1
	上水道		18	18	18	18	18	18
	簡易水道	公営	33	33	33	30	30	30
		その他	58	58	55	54	54	54
	専用水道	自己水源	45	47	48	48	48	54
		その他	52	51	50	49	52	44
	計		207	208	205	200	203	201
(参考)飲料水供給施設		箇所数	90	86	86	85	82	81
		給水人口(人)	4,328	3,906	3,898	6,643	3,607	3,251

8　大気環境関係資料

(1) 測定局の概要（令和７年度）

（令和８年３月末現在）

種別	設置	測定局名	所在地	二酸化硫黄	窒素酸化物	一酸化炭素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	炭化水素	風向・風速	気温・湿度	日射量	降水量	放射収支量	テレメータ化局
一般環境大気測定局	石川県	七尾	七尾市小島町ニ33-4	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○
		大田	七尾市大田町赤崎					○			○					○
		田鶴浜	七尾市田鶴浜町ニ120					○								○
		能登島	七尾市能登島向田町馬付谷内38					○								○
		小松	小松市園町ホ82	○	○		○	○	○	○			○			○
		輪島	輪島市三井町洲衛10部11番1	○	○		○	○	○	○						○
		珠洲	珠洲市野々江町シ部32						○							○
		大聖寺	加賀市大聖寺南町ニ21		○		○	○	○							○
		羽咋	羽咋市旭町ユ20		○		○	○	○							○
		山島	白山市山島台4-81		○		○	○								○
		松任	白山市馬場2-7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
		美川	白山市湊町3-5					○								○
		根上	能美市浜町ワ72-1	○	○		○	○			○					○
		津幡	津幡町加賀爪ニ3		○		○	○	○							○
		内灘	内灘町緑台1-272		○		○	○	○	○						○
		鹿島	中能登町井田イ部27				○				○					○
	県計	16		5	10	1	11	14	9	5	4	2	3	2	1	16
	金沢市	西南部	金沢市新保本1-149	○	○		○	○	○		○					○
		小立野	金沢市小立野5-11-1	○	○		○	○	○		○					○
		中央	金沢市長町1-10-35		○		○		○		○					○
		駅西	金沢市西念3-4-25		○		○									○
		西部	金沢市寺中町ヘ60		○		○		○		○					○
		北部	金沢市小坂町北95	○	○		○	○	○		○					○
	市計	6		3	6	−	6	3	5	−	5	−	−	−	−	6
	七尾市	石崎	七尾市石崎町香島1-96	○	○			○			○					○
	市計	1		1	1	−	−	1	−	−	1	−	−	−	−	1
	合計	23		9	17	1	17	18	14	5	10	2	3	2	1	23
自動車排出ガス測定局	石川県	野々市	野々市市御経塚5-84		○	○		○	○							○
	県計	1		−	1	1	−	1	1	−	−	−	−	−	−	1
	金沢市	武蔵	金沢市武蔵町15-1		○	○		○		○						○
		片町	金沢市片町2-2-20		○	○		○								○
		山科	金沢市山科1丁目地内		○	○		○	○							○
	市計	3		−	3	3	−	3	1	1	−	−	−	−	−	3
	合計	4		−	4	4	−	4	2	1	−	−	−	−	−	4
移動局	石川県	大気測定車		○	○	○	○	○		○	○					
総計		28		10	22	6	18	23	16	7	11	2	3	2	1	27

(2) ばい煙発生施設の届出状況 ※システム故障のため、令和８年３月末現在の集計が不可

（令和７年３月末現在）

市町名	1ボイラー	2ガス発生炉	5溶解炉	6加熱炉	9焼成炉	10反応炉・直火炉	11乾燥炉	13廃棄物焼却炉	29ガスタービン	30ディーゼル機関	31ガス機関	施設数	工場数
金沢市	691	0	0	4	0	1	11	14	51	106	1	879	410
七尾市	82	0	0	0	7	0	5	2	1	31	0	128	62
小松市	119	0	0	9	0	0	3	8	10	38	0	187	87
輪島市	27	0	0	0	0	0	2	3	7	12	1	52	30
珠洲市	17	0	0	0	1	0	2	0	0	1	0	21	12
加賀市	189	0	5	1	2	0	0	4	5	16	0	222	101
羽咋市	19	2	2	19	0	0	4	3	0	9	0	58	21
かほく市	28	0	3	0	0	0	0	1	0	8	0	40	25
白山市	164	0	21	1	1	0	3	8	12	34	0	244	106
能美市	114	0	0	4	4	0	11	2	5	43	0	183	58
野々市市	21	0	0	0	0	0	0	0	1	12	0	34	22
川北町	12	0	0	0	4	0	7	0	5	4	0	32	11
津幡町	26	0	0	0	0	0	2	4	1	6	0	39	26
内灘町	16	0	0	0	0	0	0	0	5	7	0	28	6
志賀町	36	0	0	4	0	0	0	0	3	18	0	61	25
宝達志水町	21	0	1	3	0	0	1	0	0	5	0	31	16
中能登町	18	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	21	12
穴水町	10	0	0	0	1	0	2	0	0	1	0	14	10
能登町	17	0	0	0	0	0	2	6	0	7	0	32	20
計	1627	2	32	45	20	1	56	55	106	360	2	2306	1060
金沢市除く	936	2	32	41	20	0	45	41	55	254	1	1427	650

(3) 燃原料使用量（令和４年度）

市町名	燃原料使用量												ばい煙量	
	A重油 kL/年	B重油 kL/年	C重油 kL/年	軽油 kL/年	灯油 kL/年	その他液体 kL/年	一般炭 ㌧/年	その他固体 ㌧/年	都市ガス km^3/年	LNG ㌧/年	LPG ㌧/年	その他気体 km^3/年	SO_2 ㌧/年	NO_2 ㌧/年
金沢市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
七尾市	19,504			23	1,857		2,960,750	66,114			72		2,100	1,992
小松市	16,475	57	782	4	1,838	523		50,445	3,042		1,072	35	149	157
輪島市	2,244			8	2,399			8,465					20	30
珠洲市	740	389			491			498					27	3
加賀市	30,645	68	7,251	1	5,276			23,902			1,057		420	198
羽咋市	8,413				2,211			1,706			4,188	1,357	90	45
かほく市	3,238		5,594	1	1,176			15,976					28	7
白山市	42,421		5,678	65	2,399	1,533		98,942		8,633	2,076		116	159
能美市	20,070		12,670	2	8,414			43,420	1,264	8,624	341	90	390	341
野々市市	6,500	60			566	195		1,236			56		10	3
川北町	8,806			1	490			4,903			166		46	42
津幡町	2,716				1,647			29,663				45	78	36
内灘町	4,935		3,962		143	66					162		5	11
志賀町	6,135			74	892			17,118			1,668		54	35
宝達志水町	8,488			14	453			19,128		1,567		3,344	36	37
中能登町	4,103				450	219		260			696		34	42
穴水町	1,115												6	2
能登町	7,913				1,302			7,611					25	24
計	194,460	574	35,937	194	32,003	2,536	2,960,750	389,388	4,306	18,823	11,553	4,871	3,634	3,165

※端数処理の結果、計数が一致しないことがある。

(4) 一般粉じん発生施設の届出状況

（令和８年３月末現在）

市町名	堆積場	ベルトコンベア	破砕機･磨砕機	ふるい	施設数	工場数
金沢市	31	54	12	6	103	23
七尾市	23	21	7	6	57	21
小松市	10	7	4	1	22	13
輪島市	7	3	2	0	12	5
珠洲市	2	0	2	0	4	2
加賀市	10	25	11	6	52	14
羽咋市	3	3	1	2	9	4
かほく市	3	5	4	2	14	3
白山市	17	99	41	24	181	26
能美市	10	38	13	11	72	9
野々市市	0	0	1	0	1	1
川北町	11	29	19	13	72	9
津幡町	1	1	1	0	3	2
内灘町	9	0	0	0	9	4
志賀町	1	1	2	0	4	2
宝達志水町	1	1	0	0	2	1
中能登町	1	20	4	6	31	1
穴水町	2	0	0	0	2	1
能登町	8	4	9	0	21	9
計	150	311	133	77	671	150

(5) 特定粉じん（石綿）排出等作業届出件数

（令和８年３月末現在）

市町名	解体（作業件数）	改造･補修（作業件数）	届出件数
金沢市	40	9	40
七尾市	99	2	91
小松市	9	2	9
輪島市	27	0	27
珠洲市	12	2	13
加賀市	2	2	4
羽咋市	4	0	4
かほく市	0	0	0
白山市	2	0	2
能美市	1	4	5
野々市市	2	0	2
川北町	0	1	1
津幡町	2	1	3
内灘町	2	1	3
志賀町	4	0	3
宝達志水町	4	1	4
中能登町	5	0	5
穴水町	5	0	5
能登町	18	2	20
計	238	27	241

(6) 揮発性有機化合物排出施設の届出状況

（令和８年３月末現在）

市町名	2塗装施設	3 塗装に供する乾燥施設	4 粘着テープ等の接着に供する乾燥施設	5 4以外の接着に供する乾燥施設	6 オフセット印刷に供する乾燥施設	7 グラビア印刷に供する乾燥施設	8 工業製品の洗浄施設	施設計	工場・事業場計
金沢市	1	0	1	0	1	1	0	4	3
七尾市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小松市	4	0	0	0	0	0	0	4	1
輪島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
珠洲市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
加賀市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
羽咋市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
かほく市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
白山市	2	0	1	0	0	0	6	9	3
能美市	0	2	0	5	0	0	0	7	2
野々市市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川北町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
津幡町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内灘町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
志賀町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宝達志水町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中能登町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
穴水町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
能登町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	7	2	2	5	1	1	6	24	9

(7) 騒音特定施設の届出状況

（令和８年３月末現在）

特定施設／市町名	金属加工機械	空気圧縮機等	土砂用破砕機等	織機	建設用資材製造機械	穀物用製粉機	木材加工機械	抄紙機	印刷機械	合成樹脂用射出成形機	鋳型造型機	施設数	工場数
金沢市	414	2,484	1	93	2	24	122	5	348	46	8	3,547	598
七尾市	10	166	0	1,758	1	0	75	0	25	5	0	2,040	165
小松市	239	309	0	4,109	0	0	73	0	0	3	9	4,742	422
輪島市	3	7	0	34	3	0	43	0	11	0	0	101	33
珠洲市	7	14	0	17	1	0	4	0	0	0	0	43	12
加賀市	819	163	14	758	0	0	89	0	32	31	0	1,906	119
羽咋市	99	100	4	350	0	0	5	0	18	5	11	592	63
かほく市	13	102	2	2,924	0	0	15	0	0	5	10	3,071	143
白山市	208	986	28	11	0	0	23	0	43	31	2	1,332	99
能美市	288	768	48	3,414	0	0	189	0	89	80	0	4,876	327
野々市市	113	161	0	0	0	0	3	0	2	0	0	279	41
川北町	17	240	65	28	11	0	4	0	21	0	0	386	36
津幡町	231	68	5	240	1	0	23	0	8	0	1	577	69
内灘町	6	19	1	227	0	0	4	0	0	0	0	257	38
志賀町	0	1	0	158	0	0	5	0	4	0	0	168	9
宝達志水町	106	46	3	1,695	2	1	19	0	19	126	29	2,046	86
中能登町	23	12	0	11,585	0	0	17	0	4	51	0	11,692	542
穴水町	0	15	0	16	0	0	3	0	13	0	0	47	9
能登町	5	4	1	116	0	0	4	0	5	0	0	135	25
計	2,601	5,665	172	27,533	21	25	720	5	642	383	70	37,837	2,836

(8) 振動特定施設の届出状況

（令和８年３月末現在）

特定施設 / 市町名	金属加工機械	圧縮機	土砂用破砕機等	織機	コンクリートブロックマシン等	木材加工機械	印刷機械	ロール機	合成樹脂射出成形機用	鋳型造型機	施設数	工場数
金沢市	654	348	1	93	1	3	168	0	49	8	1,325	351
七尾市	9	18	0	1,748	0	9	2	0	6	0	1,792	118
小松市	226	318	0	4,131	0	3	15	0	2	9	4,704	354
輪島市	9	0	0	69	2	8	0	0	0	0	88	11
珠洲市	3	7	0	0	1	0	0	0	0	0	11	7
加賀市	675	106	11	698	0	2	4	0	35	8	1,539	57
羽咋市	122	60	3	350	0	0	18	0	6	14	573	62
かほく市	14	26	2	3,085	0	15	0	0	0	10	3,152	133
白山市	279	205	29	13	0	2	45	0	31	5	609	81
能美市	258	265	21	2,022	3	3	13	1	100	0	2,686	188
野々市市	142	89	0	0	0	0	4	0	0	0	235	29
川北町	25	84	44	5	0	0	21	0	0	0	179	26
津幡町	235	61	4	247	0	1	4	0	5	1	558	49
内灘町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
志賀町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宝達志水町	140	29	1	1,761	2	8	10	0	126	30	2,107	82
中能登町	24	6	0	7,674	0	5	6	0	13	0	7,728	374
穴水町	0	15	0	16	0	1	11	0	0	0	43	9
能登町	5	4	1	116	0	4	5	0	0	0	135	25
計	2,820	1,641	117	22,028	9	64	326	1	373	85	27,464	1,956

(9) 自動車交通騒音面的評価一覧表（令和６年度）

市　町	路線名	評価区間の始点の住所	評価区間の終点の住所	評価区間の延長(km)	住居等戸数(戸)	環境基準達成戸数(戸)			環境基準達成率(%)		
						昼	夜	昼夜	昼	夜	昼夜
金沢市	一般国道8号	金沢市千木町	金沢市西念町	3.6	279	184	133	133	65.9	47.7	47.7
	一般国道8号	金沢市西念町	金沢市松島町	3.7	323	212	147	147	65.6	45.5	45.5
	一般国道8号	金沢市松島町	金沢市森戸	1.5	186	171	139	139	91.9	74.7	74.7
	一般国道157号	金沢市袋町5	金沢市野町1丁目1	1.8	367	354	323	323	96.5	88.0	88.0
	一般国道157号	金沢市野町1丁目1	金沢市横川	2.7	1128	996	940	940	88.3	83.3	83.3
	一般国道159号	金沢市もりの里	金沢市武蔵町15	3.1	1424	1424	1424	1424	100.0	100.0	100.0
	一般国道359号	金沢市吉原町	金沢市小坂町	2.7	508	507	506	506	99.8	99.6	99.6
	一般国道359号	金沢市小坂町	金沢市東山3丁目2	2.3	1080	1080	1080	1080	100.0	100.0	100.0
	主要地方道金沢湯涌福光線	金沢市香林坊2丁目1	金沢市石引2丁目10	2.9	518	517	517	516	99.8	99.8	99.6
	主要地方道金沢湯涌福光線	金沢市石引2丁目10	金沢市土清水	2.4	1061	1051	1052	1051	99.1	99.2	99.1
	主要地方道金沢停車場線	金沢市武蔵町15	金沢市玉川町11	0.5	257	257	257	257	100.0	100.0	100.0
	主要地方道金沢停車場線	金沢市木ノ新保町	金沢市本町1丁目1	0.5	322	322	322	322	100.0	100.0	100.0
	主要地方道金沢港線	金沢市金石本町	金沢市駅西本町1丁目3	4.3	1167	1160	1150	1150	99.4	98.5	98.5
	主要地方道金沢港線	金沢市駅西本町1丁目3	金沢市玉川町11	1.4	609	609	609	609	100.0	100.0	100.0
	主要地方道金沢小松線	金沢市もりの里	金沢市もりの里	1.4	1013	1013	1013	1013	100.0	100.0	100.0
	主要地方道金沢小松線	金沢市もりの里	金沢市田上町	1.3	471	471	471	471	100.0	100.0	100.0
	主要地方道金沢小松線	金沢市田上町	金沢市錦町	0.6	32	32	32	32	100.0	100.0	100.0
	主要地方道金沢小松線	金沢市大桑町	金沢市高尾	4.1	797	797	797	797	100.0	100.0	100.0
	主要地方道金沢小松線	金沢市高尾	金沢市四十万町	3.9	784	784	784	784	100.0	100.0	100.0
	主要地方道金沢小松線	金沢市高尾	金沢市泉3丁目3	2.7	770	767	765	765	99.6	99.4	99.4
	主要地方道金沢美川小松線	金沢市野町1丁目2	金沢市松島町	4.8	755	747	733	733	98.9	97.1	97.1
	主要地方道金沢井波線	金沢市石引1丁目16	金沢市天神町1丁目13	1.0	377	376	377	376	99.7	100.0	99.7
	主要地方道金沢鶴来線	金沢市野町1丁目1	金沢市窪	4.4	1531	1531	1531	1531	100.0	100.0	100.0
	主要地方道金沢田鶴浜線	金沢市湊	金沢市境大浜北交差点	2.0	441	441	441	441	100.0	100.0	100.0
	一般県道別所野町線	金沢市別所町	金沢市寺町5丁目3	5.5	883	878	882	878	99.4	99.9	99.4
	一般県道金沢停車場南線	金沢市木ノ新保町	金沢市神田1丁目3	2.3	1152	1152	1152	1152	100.0	100.0	100.0
	一般県道金沢停車場南線	金沢市増泉2丁目15	金沢市横川	2.0	317	278	264	264	87.7	83.3	83.3
	一般県道金沢停車場北線	金沢市木ノ新保町	金沢市鳴和1丁目1	2.3	727	723	725	723	99.4	99.7	99.4
	一般県道倉部金沢線	金沢市新保本	金沢市西金沢	1.6	504	501	503	501	99.4	99.8	99.4
	一般県道額谷三浦線	金沢市額谷	金沢市額新保3丁目	1.3	321	321	321	321	100.0	100.0	100.0
	一般県道宮永横川町線	金沢市押野	金沢市横川	0.8	175	175	174	174	100.0	99.4	99.4
	一般県道倉部金沢線	金沢市福増町	金沢市矢木	2.3	443	443	443	443	100.0	100.0	100.0
	一般県道倉部金沢線	金沢市米泉町	金沢市西泉	1.1	319	318	318	318	99.7	99.7	99.7
	一般県道上安原昭和町線	金沢市上安原町	金沢市松島町	1.4	366	364	355	355	99.5	97.0	97.0
	一般県道近岡諸江線	金沢市近岡町	金沢市南新保町	2.3	275	272	272	272	98.9	98.9	98.9
	一般県道近岡諸江線	金沢市南新保町	金沢市諸江町	0.6	117	116	115	115	99.1	98.3	98.3
	1級幹線2号中央通り線	金沢市片町2丁目2	金沢市長町3丁目2	0.9	381	380	380	380	99.7	99.7	99.7
	1級幹線4号広坂・新桜坂線	金沢市広坂1丁目2	金沢市幸町1	0.7	105	105	105	105	100.0	100.0	100.0
	1級幹線5号菊川・寺町線	金沢市菊川1丁目23	金沢市寺町1丁目6	0.8	320	320	320	320	100.0	100.0	100.0
	1級幹線6号十一屋・有松線	金沢市十一屋町11	金沢市有松1丁目1	1.6	578	575	575	575	99.5	99.5	99.5
	1級幹線10号武蔵・森山線	金沢市袋町1	金沢市森山2丁目2	1.6	810	810	810	810	100.0	100.0	100.0
	1級幹線12号北間・中橋線	金沢市諸江町	金沢市広岡3丁目1	1.6	469	469	469	469	100.0	100.0	100.0
	1級幹線13号中橋・八日市線	金沢市中橋町7	金沢市新神田2丁目13	1.9	441	441	441	441	100.0	100.0	100.0
	1級幹線14号元町・東山線	金沢市元町2丁目15	金沢市東山3丁目4	0.9	216	216	216	216	100.0	100.0	100.0
	1級幹線42号玉鉾・西金沢線	金沢市玉鉾	金沢市八日市出町	2.7	444	436	444	436	98.2	100.0	98.2
	1級幹線90号疋田・御経塚線	金沢市駅西本町1丁目3	金沢市北安江3丁目14	1.3	522	522	522	522	100.0	100.0	100.0
	1級幹線97号長土塀・大豆田線	金沢市長土塀2丁目1	金沢市大豆田本町	0.9	215	215	215	215	100.0	100.0	100.0
	1級幹線106号小立野・笠舞線	金沢市笠舞3丁目1	金沢市石引2丁目10	0.8	405	403	404	403	99.5	99.8	99.5
	1級幹線114号二口・若宮線	金沢市二口町	金沢市若宮	0.9	171	170	171	170	99.4	100.0	99.4
七尾市	一般国道159号	七尾市川原町	七尾市古府町	1.2	134	134	134	134	100.0	100.0	100.0
	一般国道160号	七尾市川原町	七尾市大田町	3.5	363	361	362	361	99.4	99.7	99.4
	一般国道249号	七尾市古府町	七尾市小丸山台	1.9	80	80	80	80	100.0	100.0	100.0
	一般国道249号	七尾市小丸山台	七尾市小丸山台	0.8	92	92	92	92	100.0	100.0	100.0
	一般国道249号	七尾市高田町	七尾市深見町	4.1	127	127	127	127	100.0	100.0	100.0
	一般国道249号	七尾市大津町	七尾市中島町浜田	2.3	61	61	61	61	100.0	100.0	100.0
	一般国道249号	七尾市中島町浜田	七尾市中島町外	2.4	92	92	92	92	100.0	100.0	100.0
	一般国道249号	七尾市高田町	七尾市高田町	0.6	16	8	8	8	50.0	50.0	50.0
	主要地方道七尾輪島線	七尾市小島町	七尾市小島町	1.9	219	219	219	219	100.0	100.0	100.0
	主要地方道七尾輪島線	七尾市小島町	七尾市奥原町	1.0	76	76	76	76	100.0	100.0	100.0
	主要地方道七尾輪島線	七尾市奥原町	七尾市田鶴浜町	1.5	23	23	23	23	100.0	100.0	100.0
	主要地方道七尾羽咋線	七尾市小丸山台	七尾市小丸山台	1.3	98	98	98	98	100.0	100.0	100.0
	主要地方道田鶴浜堀松線	七尾市大津町	七尾市大津町	1.6	79	79	79	79	100.0	100.0	100.0
	主要地方道氷見田鶴浜線	七尾市西下町	七尾市高田町	1.1	22	22	22	22	100.0	100.0	100.0
	一般県道七尾港線	七尾市府中町	七尾市御祓町	0.6	87	87	87	87	100.0	100.0	100.0
	一般県道和倉和倉停車場線	七尾市和倉町	七尾市石崎町	1.8	159	159	159	159	100.0	100.0	100.0
小松市	北陸自動車道	小松市長崎町	小松市長崎町	0.7	40	36	27	27	90.0	67.5	67.5
	北陸自動車道	小松市長崎町	小松市下牧町	1.0	41	41	41	41	100.0	100.0	100.0
	一般国道8号	小松市八幡	小松市八幡	0.6	12	12	12	12	100.0	100.0	100.0
	一般国道305号	小松市平面町	小松市園町	1.7	129	129	129	129	100.0	100.0	100.0
	一般国道305号	小松市園町	小松市幸町	1.7	209	209	209	209	100.0	100.0	100.0

市　町	路線名	評価区間の始点の住所	評価区間の終点の住所	評価区間の延長(km)	住居等戸数(戸)	環境基準達成戸数(戸)			環境基準達成率(%)		
						昼	夜	昼夜	昼	夜	昼夜
小松市	一般国道305号	小松市白嶺町	小松市蓑輪町	4.3	393	393	393	393	100.0	100.0	100.0
	一般国道305号	小松市蓑輪町	小松市矢田野町	0.9	132	132	132	132	100.0	100.0	100.0
	一般国道360号	小松市軽海町	小松市園町	4.1	256	256	256	256	100.0	100.0	100.0
	一般国道360号	小松市園町	小松市京町	1.1	178	178	178	178	100.0	100.0	100.0
	一般国道360号	小松市京町	小松市城南町	0.9	231	231	231	231	100.0	100.0	100.0
	主要地方道金沢小松線	小松市国府台	小松市国府台	0.6	14	14	14	14	100.0	100.0	100.0
	主要地方道金沢小松線	小松市西軽海町	小松市西軽海町	0.7	71	71	71	71	100.0	100.0	100.0
	主要地方道金沢美川小松線	小松市長崎町	小松市長崎町	1.3	68	68	68	68	100.0	100.0	100.0
	主要地方道金沢美川小松線	小松市土居原町	小松市日の出町	0.7	194	194	194	194	100.0	100.0	100.0
	主要地方道寺畠小松線	小松市一針町	小松市一針町	0.2	7	7	7	7	100.0	100.0	100.0
	主要地方道寺畠小松線	小松市長田町	小松市長崎町	0.8	61	61	61	61	100.0	100.0	100.0
	一般県道小松根上線	小松市京町	小松市梯町	1.6	369	369	369	369	100.0	100.0	100.0
	一般県道串加賀線	小松市佐美町	小松市額見町	1.9	20	20	20	20	100.0	100.0	100.0
輪島市	一般国道249号	輪島市深見町	輪島市河井町	6.6	401	401	401	401	100.0	100.0	100.0
	一般国道249号	輪島市門前町本市	輪島市門前町池田	8.7	150	150	150	150	100.0	100.0	100.0
	主要地方道七尾輪島線	輪島市三井町本江	輪島市河井町	7.8	437	437	437	437	100.0	100.0	100.0
加賀市	一般国道8号	加賀市南郷町	加賀市曽宇町	0.3	2	2	2	2	100.0	100.0	100.0
	一般国道8号	加賀市曽宇町	加賀市熊坂町	1.2	23	23	19	19	100.0	82.6	82.6
	一般国道305号	加賀市南郷町	加賀市大聖寺南町	1.4	339	339	339	339	100.0	100.0	100.0
	主要地方道橋立港線	加賀市大聖寺畑町	加賀市大聖寺南町	1.8	236	236	236	236	100.0	100.0	100.0
	主要地方道山中伊切線	加賀市片山津町	加賀市冨塚町	2.2	392	391	392	391	99.7	100.0	99.7
	一般県道串加賀線	加賀市中島町	加賀市動橋町	0.4	46	45	46	45	97.8	100.0	97.8
	一般県道片山津山代線	加賀市作見町	加賀市山代温泉	3.1	361	361	361	361	100.0	100.0	100.0
	一般県道水田丸黒瀬線	加賀市山代温泉	加賀市山代温泉	0.5	205	205	205	205	100.0	100.0	100.0
	一般県道加賀温泉停車場線	加賀市作見町	加賀市作見町	0.7	51	51	51	51	100.0	100.0	100.0
羽咋市	一般国道249号	羽咋市柳田町	羽咋市中央町	2.0	244	244	244	244	100.0	100.0	100.0
	一般国道249号	羽咋市中央町	羽咋市粟生町	1.4	93	93	93	93	100.0	100.0	100.0
	一般国道415号	羽咋市兵庫町	羽咋市兵庫町	0.4	17	17	17	17	100.0	100.0	100.0
	一般県道若部千里浜インター線	羽咋市中央町	羽咋市川原町	0.3	18	18	18	18	100.0	100.0	100.0
かほく市	一般国道159号	かほく市中沼	かほく市木津	8.1	756	756	756	756	100.0	100.0	100.0
	一般国道159号	かほく市内日角	かほく市内日角	0.3	21	21	21	21	100.0	100.0	100.0
	一般国道159号	かほく市内日角	かほく市内日角	0.2	11	11	11	11	100.0	100.0	100.0
	主要地方道松任宇ノ気線	かほく市宇野気	かほく市七窪	1.0	100	100	100	100	100.0	100.0	100.0
	主要地方道七塚宇ノ気線	かほく市白尾	かほく市白尾	1.0	90	90	90	90	100.0	100.0	100.0
	主要地方道金沢田鶴浜線	かほく市白尾	かほく市高松	5.5	53	49	49	49	92.5	92.5	92.5
	主要地方道金沢田鶴浜線	かほく市高松	かほく市中沼	2.7	27	23	26	23	85.2	96.3	85.2
	一般県道高松内灘線	かほく市高松	かほく市白尾	7.4	533	533	533	533	100.0	100.0	100.0
	一般県道種七窪線	かほく市鉢伏	かほく市七窪	1.5	59	59	59	59	100.0	100.0	100.0
白山市	北陸自動車道	白山市中新保町	白山市宮永新町	0.3	4	4	0	0	100.0	0.0	0.0
	北陸自動車道	白山市松本町	白山市石立町	0.6	28	16	13	13	57.1	46.4	46.4
	北陸自動車道	白山市美川永代町	白山市美川永代町	0.4	10	10	10	10	100.0	100.0	100.0
	一般国道8号	白山市田中町	白山市田中町	0.3	10	10	8	8	100.0	80.0	80.0
	一般国道8号	白山市乾町	白山市福留町	4.2	156	143	125	125	91.7	80.1	80.1
	一般国道8号	白山市福留町	白山市源兵島町	1.0	76	76	67	67	100.0	88.2	88.2
	一般国道157号	白山市木津町	白山市安養寺町	0.1	13	13	13	13	100.0	100.0	100.0
	一般国道157号	白山市安養寺町	白山市鶴来大国町	6.4	507	506	507	506	99.8	100.0	99.8
	一般国道157号	白山市鶴来大国町	白山市中島町	4.5	116	116	116	116	100.0	100.0	100.0
	主要地方道松任宇ノ気線	白山市三浦町	白山市徳丸町	0.9	102	102	102	102	100.0	100.0	100.0
	主要地方道松任宇ノ気線	白山市乾町	白山市福増町	1.0	95	95	95	95	100.0	100.0	100.0
	主要地方道金沢小松線	白山市木津町	白山市安養寺町	0.1	8	6	8	6	75.0	100.0	75.0
	主要地方道金沢小松線	白山市安養寺町	白山市安養寺町	0.3	23	23	23	23	100.0	100.0	100.0
	主要地方道金沢小松線	白山市向島町	白山市山島台	1.4	36	36	36	36	100.0	100.0	100.0
	主要地方道金沢美川小松線	白山市松本町	白山市美川南町	3.7	245	234	220	220	95.5	89.8	89.8
	主要地方道金沢美川小松線	白山市美川南町	白山市湊町	2.5	224	224	224	224	100.0	100.0	100.0
	主要地方道金沢鶴来線	白山市曽谷町	白山市鶴来大国町	6.5	520	520	520	520	100.0	100.0	100.0
	主要地方道鶴来美川インター線	白山市道法寺町	白山市藤木町	2.2	31	31	31	31	100.0	100.0	100.0
	主要地方道鶴来美川インター線	白山市福留町	白山市福留町	0.3	10	10	10	10	100.0	100.0	100.0
	主要地方道鶴来美川インター線	白山市鹿島町	白山市水澄町	0.6	6	6	6	6	100.0	100.0	100.0
	一般県道鶴来水島美川線	白山市白山町	白山市明島町	5.2	363	363	363	363	100.0	100.0	100.0
	一般県道鶴来水島美川線	白山市明島町	白山市山島台	1.2	47	47	47	47	100.0	100.0	100.0
	一般県道鶴来水島美川線	白山市上安田町	白山市水島町	2.2	16	16	16	16	100.0	100.0	100.0
	一般県道鶴来水島美川線	白山市水島町	白山市美川南町	3.5	84	84	84	84	100.0	100.0	100.0
	一般県道安吉松任線	白山市平松町	白山市東三番町	2.7	467	467	466	466	100.0	99.8	99.8
	一般県道草深木呂場美川線	白山市美川本吉町	白山市美川本吉町	0.3	16	16	16	16	100.0	100.0	100.0
	一般県道額谷三浦線	白山市三浦町	白山市三浦町	0.2	35	35	35	35	100.0	100.0	100.0
	一般県道倉部金沢線	白山市宮永町	白山市宮永町	0.3	17	17	16	16	100.0	94.1	94.1
	一般県道三日市松任線	白山市田中町	白山市宮丸町	4.7	738	737	737	737	99.9	99.9	99.9
能美市	北陸自動車道	能美市吉原釜屋町	能美市山口町	2.7	67	67	67	67	100.0	100.0	100.0
	一般国道8号	能美市五間堂町	能美市五間堂町	0.1	2	2	2	2	100.0	100.0	100.0
	主要地方道金沢小松線	能美市三ツ口町	能美市徳山町	2.4	91	91	91	91	100.0	100.0	100.0
	主要地方道金沢美川小松線	能美市吉原町	能美市吉原町	0.2	38	38	38	38	100.0	100.0	100.0

市　町	路線名	評価区間の始点の住所	評価区間の終点の住所	評価区間の延長(km)	住居等戸数(戸)	環境基準達成戸数(戸)			環境基準達成率(%)		
						昼	夜	昼夜	昼	夜	昼夜
能美市	主要地方道金沢美川小松線	能美市吉原町	能美市下ノ江町	3.0	99	98	98	98	99.0	99.0	99.0
	一般県道松任寺井線	能美市粟生町	能美市三道山町	1.8	173	173	173	173	100.0	100.0	100.0
野々市市	一般国道8号	野々市市二日市町	野々市市二日市町	2.8	380	204	188	188	53.7	49.5	49.5
	一般国道8号	野々市市三日市町	野々市市蓮花寺町	0.6	43	37	27	27	86.0	62.8	62.8
	一般国道157号	野々市市押野	野々市市横宮町14	1.1	112	70	70	70	62.5	62.5	62.5
	一般国道157号	野々市市若松町22	野々市市三日市町	1.6	294	293	293	293	99.7	99.7	99.7
	主要地方道金沢小松線	野々市市新庄	野々市市新庄	0.1	23	23	23	23	100.0	100.0	100.0
	主要地方道金沢小松線	野々市市新庄	野々市市上林	0.5	31	30	27	27	96.8	87.1	87.1
	一般県道野々市西金沢停車場線	野々市市横宮町4	野々市市押野	1.5	276	276	276	276	100.0	100.0	100.0
	一般県道野々市鶴来線	野々市市若松町21	野々市市粟田	2.3	554	550	522	522	99.3	94.2	94.2
	一般県道野々市鶴来線	野々市市粟田	野々市市新庄	1.3	333	321	296	296	96.4	88.9	88.9
	一般県道野々市鶴来線	野々市市新庄	野々市市新庄	0.4	141	141	140	140	100.0	99.3	99.3
	一般県道額谷三浦線	野々市市粟田	野々市市粟田	0.7	64	59	58	58	92.2	90.6	90.6
	一般県道矢作松任線	野々市市矢作	野々市市下林	1.1	309	309	309	309	100.0	100.0	100.0
	一般県道窪野々市線	野々市市扇が丘8	野々市市横宮町5	1.6	365	364	364	364	99.7	99.7	99.7
	一般県道宮永横川町線	野々市市御経塚	野々市市野代	1.4	410	409	410	409	99.8	100.0	99.8
	一般県道宮永横川町線	野々市市押野	野々市市押野	1.1	247	247	247	247	100.0	100.0	100.0
	一般県道倉部金沢線	野々市市御経塚	野々市市御経塚	0.6	24	24	24	24	100.0	100.0	100.0
	一般県道三日市松任線	野々市市三日市町	野々市市徳用町	0.4	50	50	50	50	100.0	100.0	100.0
川北町	主要地方道金沢小松線	能美郡川北町字三反田	能美郡川北町字三反田	0.7	22	12	15	12	54.5	68.2	54.5
	一般県道鶴来水島美川線	能美郡川北町字藤蔵	能美郡川北町字壱ツ屋	3.4	108	104	108	104	96.3	100.0	96.3
	一般県道草深木呂場美川線	能美郡川北町字壱ツ屋	能美郡川北町字橘	2.2	71	70	71	70	98.6	100.0	98.6
	一般県道草深木呂場美川線	能美郡川北町字橘	能美郡川北町字橘新	2.2	49	47	49	47	95.9	100.0	95.9
津幡町	一般国道8号	河北郡津幡町字津幡	河北郡津幡町字舟橋	0.8	36	32	29	29	88.9	80.6	80.6
	一般国道8号	河北郡津幡町字庄	河北郡津幡町字南中条	2.4	207	200	207	200	96.6	100.0	96.6
	一般国道8号	河北郡津幡町字南中条	河北郡津幡町字太田	1.5	208	188	188	188	90.4	90.4	90.4
	一般国道159号	河北郡津幡町字領家	河北郡津幡町字舟橋	1.7	94	94	94	94	100.0	100.0	100.0
	主要地方道高松津幡線	河北郡津幡町字御門	河北郡津幡町字清水	2.6	275	272	271	271	98.9	98.5	98.5
	一般県道森本津幡線	河北郡津幡町字太田	河北郡津幡町字南中条	1.0	63	63	63	63	100.0	100.0	100.0
	一般県道森本津幡線	河北郡津幡町字南中条	河北郡津幡町字浅田	2.3	107	103	107	103	96.3	100.0	96.3
	一般県道森本津幡線	河北郡津幡町字浅田	河北郡津幡町字杉瀬	1.0	39	39	39	39	100.0	100.0	100.0
	一般県道川尻津幡線	河北郡津幡町井上の荘	河北郡津幡町字加賀爪	2.4	403	403	403	403	100.0	100.0	100.0
内灘町	主要地方道松任宇ノ気線	河北郡内灘町字向粟崎	河北郡内灘町字向粟崎	1.6	431	431	431	431	100.0	100.0	100.0
	主要地方道松任宇ノ気線	河北郡内灘町字向粟崎	河北郡内灘町字大根布	2.9	516	516	516	516	100.0	100.0	100.0
	主要地方道金沢田鶴浜線	河北郡内灘町字向陽台	河北郡内灘町字向粟崎	0.7	195	195	195	195	100.0	100.0	100.0
	主要地方道金沢田鶴浜線	河北郡内灘町字向粟崎	河北郡内灘町字向粟崎	1.0	440	440	440	440	100.0	100.0	100.0
	主要地方道金沢田鶴浜線	河北郡内灘町字緑台	河北郡内灘町字向粟崎	1.0	334	334	334	334	100.0	100.0	100.0
	一般県道向粟崎安江町線	河北郡内灘町字向粟崎	河北郡内灘町字向粟崎	0.3	45	45	45	45	100.0	100.0	100.0
宝達志水町	一般国道249号	羽咋郡宝達志水町柳瀬	羽咋郡宝達志水町敷波	5.0	251	251	251	251	100.0	100.0	100.0
	一般国道249号	羽咋郡宝達志水町今浜	羽咋郡宝達志水町免田	4.0	189	189	189	189	100.0	100.0	100.0
	主要地方道金沢田鶴浜線	羽咋郡宝達志水町北川尻	羽咋郡宝達志水町今浜	2.2	16	16	16	16	100.0	100.0	100.0
	主要地方道金沢田鶴浜線	羽咋郡宝達志水町出浜	羽咋郡宝達志水町出浜	0.4	7	7	7	7	100.0	100.0	100.0
中能登町	一般国道159号	鹿島郡中能登町武部	鹿島郡中能登町水白	2.0	50	50	50	50	100.0	100.0	100.0
	一般国道159号	鹿島郡中能登町小金森	鹿島郡中能登町曽祢	0.2	3	3	3	3	100.0	100.0	100.0

（10）ダイオキシン類調査地点別環境調査結果

1　大気

①　一般環境調査（令和７年度）　（単位：pg－TEQ/m^3）

調査地点名	年平均値	濃度範囲	調査機関	備考
小松測定局	0.0031	0.0028　～　0.0033	県	環境基準　0.6以下 （年平均） ◎地点　8地点 ◎平均　0.0041 ◎年平均値範囲 0.0024～0.0061
松任測定局	0.0035	0.0035　～　0.0035		
津幡測定局	0.0040	0.0034　～　0.0046		
羽咋測定局	0.0039	0.0037　～　0.0040		
七尾測定局	0.0061	0.0037　～　0.0084		
珠洲市役所庁舎	0.0024	0.0024　～　0.0024		
西南部測定局	0.0059	0.0054　～　0.0064	金沢市	
小立野測定局	0.0035	0.0032　～　0.0037		

②　発生源周辺調査（令和７年度）　（単位：pg－TEQ/m^3）

調査地点名	年平均値	濃度範囲	調査機関	備考
かほく市立大海小学校	0.0061	0.0024　～　0.0097	県	環境基準　0.6以下 （年平均） ◎地点　3地点 ◎平均　0.0043 ◎年平均値範囲 0.0018～0.0061
宮保地区農業集落排水施設	0.0049	0.0041　～　0.0057		
原地区集会所	0.0018	0.0016　～　0.0019		

2　公共用水域水質

常時監視調査（令和７年度）　　（単位：pg－TEQ／L）

種別	水系名	河川名	測定地点名	濃度	調査機関	備考
河川	大聖寺川	本　川	塩屋大橋	0.084	県	
		旧　川	松島橋	0.15	〃	
	新堀川	動橋川	葦切橋	0.30	〃	
		八日市川	猫橋	0.32	〃	
	梯　川	本　川	石田橋	0.30	国土交通省	◎地点　25地点
		前　川	浮柳新橋	0.39	県	
	手取川	本　川	美川大橋	0.076	国土交通省	
	倉部川	本　川	倉部大橋	0.082	県	◎平均　0.23 pg－TEQ／L
	犀　川	本　川	二ツ寺橋	0.035	金沢市	
		伏見川	伏見川橋	0.068	〃	
	大野川	浅野川	鞍降橋	0.036	〃	◎範囲
		森下川	森本大橋	0.14	〃	0.035～0.95 pg－TEQ／L
		金腐川	金腐川橋	0.044	〃	
		本　川	粟崎橋	0.21	〃	
		津幡川	住ノ江橋	0.54	県	
		能瀬川	浦能瀬橋	0.69	〃	
		宇ノ気川	宇ノ気川橋	0.95	〃	
	羽咋川	本　川	羽咋大橋	0.53	〃	
		子浦川	雁田橋	0.16	〃	
	米町川	本　川	川尻橋	0.18	〃	
	御祓川	本　川	藤橋二号橋	0.15	〃	
			仙対橋	0.058	〃	
	河原田川	本　川	いろは橋	0.045	〃	
湖沼	新堀川	本　川	明治橋	0.052	〃	◎地点　3地点
	梯　川	本　川	吾妻橋	0.15	〃	◎平均　0.38 pg－TEQ／L
	大野川	柴山潟	柴山潟中央	0.17	県	
海域	加賀沿岸海域		白山市笠間沖	0.011	県	◎地点　2地点
	七尾湾		南湾中央部	0.015	〃	◎平均　0.013 pg－TEQ／L
全体	◎地点数：30、◎平均：0.23 pg－TEQ／L、◎範囲：0.011～0.95 pg－TEQ／L					
	環境基準：1 pg－TEQ／L					

3　公共用水域底質

常時監視調査（令和７年度）　　（単位：pg－TEQ／g）

種別	水系名	河川名	測定地点名	濃度	調査機関	備考
河川	大聖寺川	本　川	塩屋大橋	6.6	県	
		旧　川	松島橋	2.3	〃	
	新堀川	動橋川	葦切橋	0.39	〃	
		八日市川	猫橋	2.2	〃	
	梯　川	本　川	石田橋	2.1	国土交通省	◎地点　22地点
		前　川	浮柳新橋	37	県	
	手取川	本　川	美川大橋	0.21	国土交通省	
	倉部川	本　川	倉部大橋	0.79	県	◎平均　3.8 pg－TEQ／g
	犀　川	浅野川	鞍降橋	0.15	金沢市	
		森下川	森本大橋	0.47	〃	
	大野川	金腐川	金腐川橋	0.41	〃	
		津幡川	住ノ江橋	2.2	県	◎範囲
		能瀬川	浦能瀬橋	1.3	〃	0.065～37 pg－TEQ／g
		宇ノ気川	宇ノ気川橋	1.2	〃	
	羽咋川	本　川	羽咋大橋	1.2	〃	
		子浦川	雁田橋	0.065	〃	
	米町川	本　川	川尻橋	3.4	〃	
	御祓川	本　川	藤橋二号橋	0.26	〃	
			仙対橋	18	〃	
	河原田川	本　川	いろは橋	0.25	〃	
湖沼	新堀川	本　川	明治橋	0.19	県	◎地点　3地点
	梯　川	本　川	吾妻橋	1.9	〃	◎平均　1.3 pg－TEQ／g
	大野川	柴山潟	柴山潟中央	0.74	〃	
海域	加賀沿岸海域		白山市笠間沖	0.11	県	◎地点　2地点
	七尾湾		南湾中央部	7.8	〃	◎平均　4.0 pg－TEQ／g
全体	◎地点数:27、◎平均:3.5 pg－TEQ／g、◎範囲:0.065～37 pg－TEQ／g					
	環境基準:150　pg－TEQ／g					

4　地下水

常時監視調査（令和７年度）　（単位：pg－TEQ／L）

市町	地　区　名	濃度	調査機関
七尾市	御祓町	0.0097	県
輪島市	門前町鬼屋	0.038	
加賀市	塩浜町	0.016	
かほく市	高松	0.0097	
白山市	倉部町	0.0091	
能美市	吉原町	0.0092	
宝達志水町	上田外	0.0090	
中能登町	廿九日	0.013	
能登町	上	0.0093	
能登町	藤ノ瀬	0.0090	
金沢市	三池町	0.026	金沢市
全体	◎井戸数:11、◎平均:0.014 pg-TEQ/L、◎範囲:0.0090～0.038 pg-TEQ/L		
環境基準:1 pg-TEQ/L			

5　土壌

一般環境調査（令和７年度）　（単位：pg－TEQ／g）

市町	地区名	濃度	調査機関	備考
七尾市	石崎地域	0.031	県	
	中島地域	0.044		◎環境基準　1,000以下
志賀町	志賀町中心部	0.89		（調査指標　250以下）
輪島市	輪島市中心部	0.69		
	門前地域	0.57		◎地点　11地点
白山市	松任南部	0.11		
	美川地域	0.85		◎平均　0.49
小松市	小松市南部	0.014		
	小松市東部	0.017		◎範囲　0.014～2.0
津幡町	津幡町中心部	2.0		
金沢市	粟崎町	0.17	金沢市	

(11) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の届出状況

（令和６年３月末現在）

市町名	大気基準が適用される事業場				水質基準が適用される事業場				
		大気基準適用施設				水質基準対象施設			
	特定事業場	アルミニウム合金製品製造施設	廃棄物焼却炉	計	特定事業場	廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、灰の貯留施設	フロン類破壊施設の廃ガス洗浄施設	下水道終末処理施設（水質基準対象施設に係る汚水等を処理するものに限る）	計
金沢市	16	0	22	22	7	5	2	4	11
七尾市	5	0	7	7	0	0	0	0	0
小松市	7	0	12	12	1	2	0	0	2
輪島市	3	0	4	4	1	1	0	0	1
珠洲市	1	0	1	1	0	0	0	0	0
加賀市	4	1	5	6	1	1	0	0	1
羽咋市	2	0	2	2	0	0	0	0	0
かほく市	3	0	3	3	0	0	0	0	0
白山市	10	0	15	15	4	5	0	0	5
能美市	7	0	9	9	1	2	0	0	2
野々市市	1	0	1	1	0	0	0	0	0
川北町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
津幡町	3	0	5	5	1	1	0	0	1
内灘町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
志賀町	2	0	2	2	0	0	0	0	0
宝達志水町	2	0	2	2	0	0	0	0	0
中能登町	2	0	2	2	0	0	0	0	0
穴水町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
能登町	2	0	3	3	1	1	0	0	1
計	70	1	95	96	17	18	2	4	24

９　化学物質環境実態調査結果

【令和６年度調査結果】

（1）　初期環境調査

①　水　質　（単位:ng/L）

	物　質　名	犀川河口(金沢市)	検出下限値
1	ジフェニルエーテル　(別名:フェノキシベンゼン)	nd	3.1
2	トリブチルアミン	3.1*	11
3	ブチル-2,3-エポキシプロピルエーテル	nd	190
4-1	りん酸トリス(2-クロロ-1-メチルエチル)　(別名:りん酸トリス(2-クロロイソプロピル))	60	1.5
4-2	りん酸トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル)	7.5	0.29
4-3	りん酸トリス(2-ブトキシエチル)	150	0.11
4-4	りん酸トリブチル	6.2	0.33

②　底　質　（単位:ng/g-dry）

	物　質　名	犀川河口(金沢市)			検出下限値
		検体1	検体2	検体3	
1	トリブチルアミン	0.27*	1.0	nd	0.28
2	りん酸トリブチル	−	−	−	4.7

（2）　詳細環境調査

①　水　質　（単位:ng/L）

	物　質　名	犀川河口(金沢市)	検出下限値
1-1	アクリル酸	220	61
1-2	アクリル酸メチル	5.2*	8.1
1-3	アクリル酸エチル	nd	3.6
1-4	アクリル酸ブチル	nd	4.3
1-5	アクリル酸イソブチル	nd	1.1
1-6	アクリル酸ｔｅｒｔ-ブチル	nd	2.1
1-7	アクリル酸オクチル	nd	17
1-8	アクリル酸イソオクチル類	nd	72
1-8-1	アクリル酸2-エチルヘキシル	nd	23
1-9	アクリル酸イソノニル類	nd	48
1-10	アクリル酸デシル	nd	54
1-11	アクリル酸ドデシル	nd	22
1-12	アクリル酸オクタデシル	nd	17
2-1	オクチル硫酸及びその塩類	nd	71
2-2	ノニル硫酸及びその塩類	nd	40
2-3	デシル硫酸及びその塩類	nd	69
2-4	ドデシル硫酸及びその塩類	140	81
2-5	テトラデシル硫酸及びその塩類	36	35
2-6	ヘキサデシル硫酸及びその塩類	nd	48
2-7	オクタデシル硫酸及びその塩類	nd	25
3	*N,N,N*-トリメチルドデカン-1-アミニウムの塩類(臭化物として)	nd	1.1

②　底　質　（単位:ng/g-dry）

	物　質　名	犀川河口(金沢市)			検出下限値
		検体1	検体2	検体3	
1-1	1-デカノール	81	97	80	1.1
1-2	1-ウンデカノール	nd	nd	nd	1.4
1-3	1-ドデカノール	1.6	2.0	1.9	0.72
1-4	1-トリデカノール	nd	1.0*	nd	1.1
1-5	1-テトラデカノール	2.8	3.8	4.2	0.76
1-6	1-ペンタデカノール	2.1	2.7	2.4	0.91
1-7	1-ヘキサデカノール	10	15	15	0.81

(3) モニタリング調査

① 水 質 (単位:pg/L)

	物 質 名	犀川河口(金沢市)	検出下限値
1	総PCB	450	6※
2	HCB(ヘキサクロロベンゼン)	9	1
3	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)	2,200	30
4	ペルフルオロオクタン酸(PFOA)	34,000	30
5	ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)	2,300	40
6	メトキシクロル	nd	40
7	デクロランプラス類	13	2※
8	UV-328	90	20

② 底 質 (単位:pg/g-dry)

	物 質 名	犀川河口(金沢市)	検出下限値
1	総PCB	35,000	7※
2	ＨＣＢ(ヘキサクロロベンゼン)	79	0.7
3	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)	29	4
4	ペルフルオロオクタン酸(PFOA)	36	3
5	ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)	nd	3
6	メトキシクロル	nd	3
7	デクロランプラス類	1,000	2※
8	UV-328	6,700	8

③ 生 物 (単位:pg/g-wet)

	物 質 名	能登半島沿岸 ムラサキイガイ	検出下限値
1	総PCB	170	8※
2	HCB(ヘキサクロロベンゼン)	9.5	0.4
3	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)	8	3
4	ペルフルオロオクタン酸(PFOA)	23	3
5	ペンタクロロベンゼン	4.8	0.4
6	短鎖塩素化パラフィン類	nd	1,100※
7	ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)	nd	3
8	メトキシクロル	nd	4
9	デクロランプラス類	nd	1※
10	UV-328	31	6

④ 大 気 (単位:pg/m³)

	物 質 名	県保健環境センター(金沢市)			検出下限値
1	総PCB	83			0.8※
2	HCB(ヘキサクロロベンゼン)	110			0.1
3	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)	2.7			0.2
4	ペルフルオロオクタン酸(PFOA)	8.0			0.2
5	ペンタクロロベンゼン	56			0.08
6	ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン	2,900	1,900	1,300	20
7	短鎖塩素化パラフィン類	1,600			600※
8	ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)	1.7			0.2

[記号の説明]
＊：参考値（調査対象物質ごとに統一して設定した「検出下限値」未満）
nd：不検出
－：欠測等
※：それぞれの同族体ごと、各調査対象物質ごと又は同一アルキル鎖長ごとの合計値
tr：検出下限以上定量下限未満

10　環境保全協定に基づく環境監視結果　（令和7年度分）

(1)　七尾大田火力発電所1号機及び2号機運転開始後環境監視（その1）

協定項目			測定頻度	測定場所	協定値	測定結果			
大気汚染物質	硫黄酸化物	排出濃度	自動連続	煙道	80ppm以下	1号機	24 ～	54	ppm
					50ppm以下	2号機	26 ～	30	ppm
		排出量			128㎥N/h以下	1号機	32.2 ～	78.1	㎥N/h
					109㎥N/h以下	2号機	40.9 ～	63.5	㎥N/h
	窒素酸化物	排出濃度	測定		60ppm以下	1号機	37 ～	42	ppm
					45ppm以下	2号機	24 ～	28	ppm
		排出量			100㎥N/h以下	1号機	59.3 ～	66.8	㎥N/h
					101㎥N/h以下	2号機	28.6 ～	62.3	㎥N/h
	ばいじん	排出濃度	2カ月に1回		30mg/㎥3N以下	1号機	1.7 ～	5.4	mg/㎥3N
					10mg/㎥3N以下	2号機	1.0 ～	4.4	mg/㎥3N
		排出量			50kg/h以下	1号機	2.75 ～	8.22	kg/h
					23kg/h以下	2号機	1.36 ～	9.18	kg/h
石炭	硫黄分（消費炭）		月1回	－	1%以下	1号機	0.40 ～	0.61	%
						2号機	0.45 ～	0.63	%
	窒素分（消費炭）			－	1.8%以下	1号機	1.55 ～	1.78	%
						2号機	1.61 ～	1.78	%
	その他の成分	総クロム　（T-Cr）	新炭種使用の都度	－	－		5 ～	40	mg/kg
		マンガン　（Mn）		－	－		13 ～	51	mg/kg
		ニッケル　（Ni）		－	－		6 ～	16	mg/kg
		砒素　（As）		－	－		1.0 ～	2.7	mg/kg
		カドミウム　（Cd）		－	－		＜0.1		mg/kg
		銅　（Cu）		－	－		5 ～	10	mg/kg
		鉛　（Pb）		－	－		1.9 ～	11	mg/kg
		セレン　（Se）		－	－		＜1		mg/kg
		バナジウム　（V）		－	－		4 ～	27	mg/kg
		亜鉛　（Zn）		－	－		＜10 ～	41	mg/kg
		総水銀　（T-Hg）		－	－		0.01 ～	0.052	mg/kg
		フッ素　（F）		－	－		28 ～	186	mg/kg
		塩素　（Cl）		－	－		56.7 ～	599	mg/kg
騒音		朝	年4回	敷地境界（6地点）	65dB（A）以下		41 ～	52	dB
		昼間			70dB（A）以下		40 ～	55	dB
		夕			65dB（A）以下		35 ～	54	dB
		夜間			60dB（A）以下		30 ～	56	dB
振動		昼間	年4回	敷地境界（6地点）	65dB以下		＜30 ～	32	dB
		夜間			60dB以下		＜30		dB
悪臭（アンモニア）			年2回	敷地境界（4地点）	臭気強度2.5以下（1ppm以下）		＜0.1 ～	0.1	ppm

(2)　七尾大田火力発電所1号機及び2号機運転開始後環境監視(その2)

協定項目			測定頻度	測定場所	協定値	測定結果			
一般排水	生活環境に係る項目	水素イオン濃度	自動連続測定	総合排水処理装置出口	5.8～8.6	1号機	6.8 ～	8.2	
					5.8～8.6	2号機	6.4 ～	7.7	
		浮遊物質量	月1回		20mg/L以下	1号機	＜1 ～	11	mg/L
					15mg/L以下	2号機	＜1 ～	7	mg/L
		化学的酸素要求量	〃		12mg/L以下	1号機	1.9 ～	7.7	mg/L
					10mg/L以下	2号機	1.2 ～	8.3	mg/L
		全窒素含有量	年4回		－	1号機	18 ～	28	mg/L
						2号機	13 ～	28	mg/L
		全燐含有量	〃		－	1号機	＜0.01 ～	0.02	mg/L
						2号機	＜0.01		mg/L
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量	月1回		2mg/L以下	1号機	＜0.5		mg/L
					1mg/L以下	2号機	＜0.5		mg/L
	人の健康に係る項目	カドミウム又はその化合物	年4回		－	1号機	＜0.001		mg/L
						2号機	＜0.001		mg/L
		鉛又はその化合物	〃		－	1号機	＜0.005		mg/L
						2号機	＜0.005		mg/L
		六価クロム化合物	〃		－	1号機	＜0.04		mg/L
						2号機	＜0.04		mg/L
		砒素又はその化合物	〃		－	1号機	＜0.005		mg/L
						2号機	＜0.005		mg/L
		水銀又はその化合物	〃		－	1号機	0.0011 ～	0.0037	mg/L
						2号機	0.0011 ～	0.0036	mg/L
		セレン又はその化合物	〃		－	1号機	0.015 ～	0.064	mg/L
						2号機	0.006 ～	0.026	mg/L
		フッ素含有量	月1回		15mg/L以下	1号機	＜1 ～	5	mg/L
					15mg/L以下	2号機	＜1 ～	6	mg/L
	生物化学的酸素要求量(BOD)		年4回	生活排水処理装置出口	20mg/L以下		1.9 ～	8	mg/L
	大腸菌数		〃		－		＜1		CFU/mL
灰捨場余水	生活環境に係る項目	水素イオン濃度	自動連続測定	余水処理槽の出口	5.0～9.0		7.6 ～	8.9	
		浮遊物質量	月1回		20mg/L以下		4 ～	11	mg/L
		化学的酸素要求量	年4回		－		1.5 ～	8.4	mg/L
		全窒素含有量	〃		－		0.3 ～	2.1	mg/L
		全燐含有量	〃		－		0.24 ～	0.49	mg/L
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量	〃		－		＜0.5		mg/L
	人の健康に係る項目	カドミウム又はその化合物	年4回	余水処理槽の出口	－		＜0.001		mg/L
		鉛又はその化合物			－		＜0.005		mg/L
		六価クロム化合物			－		＜0.04		mg/L
		砒素又はその化合物			－		＜0.005 ～	0.070	mg/L
		水銀又はその化合物			－		＜0.0005		mg/L
		セレン又はその化合物			－		0.023 ～	0.056	mg/L
		フッ素含有量			－		2 ～	6	mg/L
復水器冷却水		取水温度	自動連続測定	取水口及び放水口	－	1号機	10.4 ～	28.8	℃
						2号機	12.2 ～	29.0	℃
		排水温度			－	1号機	16.2 ～	34.3	℃
						2号機	18.0 ～	34.8	℃
		温度差			7℃以下	1号機	0.9 ～	6.8	℃
					7℃以下	2号機	1.0 ～	6.8	℃

(3)　七尾大田火力発電所1号機及び2号機運転開始後環境監視(その3)

協定項目			測定頻度	測定場所	協定値	測定結果
石炭灰	クリンカアッシュ溶出試験	カドミウム又はその化合物	年1回かつ新炭種の使用の都度	－	－	＜0.001 mg/L
		鉛又はその化合物			－	＜0.005 mg/L
		六価クロム化合物			－	＜0.04 mg/L
		砒素又はその化合物			－	＜0.005 mg/L
		水銀又はその化合物			－	＜0.0005 mg/L
		セレン又はその化合物			－	＜0.002 mg/L
	フライアッシュ溶出試験	カドミウム又はその化合物	年1回かつ新炭種の使用の都度	－	－	＜0.001 ～ 0.002 mg/L
		鉛又はその化合物			－	＜0.005 mg/L
		六価クロム化合物			－	＜0.04 ～ 0.09 mg/L
		砒素又はその化合物			－	＜0.005 ～ 0.12 mg/L
		水銀又はその化合物			－	＜0.0005 mg/L
		セレン又はその化合物			－	0.008 ～ 0.060 mg/L
汚泥	溶出試験	カドミウム又はその化合物	年1回かつ新炭種の使用の都度	－	－	＜0.001 mg/L
		鉛又はその化合物			－	＜0.005 mg/L
		六価クロム化合物			－	＜0.04 mg/L
		砒素又はその化合物			－	＜0.005 mg/L
		水銀又はその化合物			－	＜0.0005 mg/L
		セレン又はその化合物			－	0.007 ～ 0.013 mg/L
	含有試験	カドミウム又はその化合物	年1回かつ新炭種の使用の都度	－	－	13 ～ 23 mg/kg
		鉛又はその化合物			－	9.7 ～ 20 mg/kg
		六価クロム化合物			－	＜0.2 ～ 0.3 mg/kg
		砒素又はその化合物			－	12 ～ 33 mg/kg
		水銀又はその化合物			－	7 ～ 22 mg/kg
		セレン又はその化合物			－	58 ～ 100 mg/kg

11　志賀原子力発電所周辺の環境放射線測定結果（令和6年度分）

（1）環境放射線

単位：nGy/h

測定地点		最高値	最低値	平均値	過去の測定結果（R3.4～R6.3）		平均値＋3σを超えた数，率	
					測定値範囲	平均値+3σ	数	率（%）
志賀町	（1）大福寺局	93.8	31.1	43.1	28.7 ～ 118.2	55.9	1063	2.0
	（2）大西局	98.4	31.8	43.8	29.9 ～ 118.2	58.8	1245	2.4
	（3）風無局	136.6	42.4	50.3	36.5 ～ 103.6	61.8	1340	2.6
	（4）熊野局	106.0	33.7	48.6	34.9 ～ 130.9	61.8	1288	2.5
	（5）福浦局	136.2	34.0	43.6	31.6 ～ 128.9	57.3	1179	2.2
	（6）直海局	102.5	35.4	52.2	38.4 ～ 117.1	65.7	1233	2.4
	（7）五里峠局	115.1	34.8	57.4	43.1 ～ 117.2	72.0	1239	2.4
	（8）赤住局	102.2	44.4	51.9	41.0 ～ 118.5	63.8	1140	2.2
	（9）志賀局	127.3	30.7	51.2	33.9 ～ 117.3	67.2	1376	2.6
七尾市	(10)西岸局	86.4	25.4	40.7	29.8 ～ 103.0	54.1	1375	2.6
	(11)能登島局	93.2	28.2	46.5	32.4 ～ 119.1	62.5	995	1.9
	(12)土川局	112.7	29.2	45.2	31.4 ～ 109.9	59.6	1446	2.8
	(13)笠師保局	115.4	23.1	39.8	28.6 ～ 121.8	55.0	1236	2.4
	(14)大津局	104.4	27.0	44.4	34.5 ～ 113.5	58.5	1156	2.2
	(15)田鶴浜局	118.5	29.9	48.3	36.8 ～ 139.1	63.4	1241	2.4
	(16)東湊局	106.5	32.6	48.2	34.4 ～ 111.1	61.8	1287	2.5
中能登町	(17)末坂局	119.0	31.6	51.4	30.6 ～ 113.8	67.3	1254	2.4
	(18)能登部局	125.5	39.3	58.0	40.9 ～ 116.5	71.9	1102	2.1
羽咋市	(19)一ノ宮局	105.6	32.1	45.7	34.2 ～ 144.4	60.5	1272	2.4
輪島市	(20)門前局	102.0	28.5	42.3	26.2 ～ 127.2	57.4	1071	2.0
	(21)本郷局	91.6	23.4	40.0	23.0 ～ 132.1	57.5	845	1.6
穴水町	(22)大町局	125.6	27.9	45.1	29.6 ～ 111.2	60.0	1171	2.2
宝達志水町	(23)志雄局	108.0	28.9	46.5	28.6 ～ 112.2	63.5	1243	2.4
	(24)押水局	120.9	37.8	55.6	38.8 ～ 120.3	71.7	1151	2.2

（注）1）各測定地点の線量率測定結果に差が見られるが、これは、測定地点近傍の地質や測定器の位置等の違いによるものである。
2）測定器の位置
石川県実施分：鉄柱上（地上1.8m）

(2) 核種分析（機器分析）結果（その１）

測定試料			単位	地点数	検体数	検出された核種・測定値	過去の測定結果*1		
							H2.7 ～H23.2	H23.3 ～H28.3*2	H28.4 ～R6.3
陸上試料	降下物（雨水ちり）		Bq/m²・月	4	48	LTD	^{137}Cs LTD ～0.28	^{134}Cs LTD ～30*3 ^{137}Cs LTD ～30*3	^{137}Cs LTD ～0.22
	大気中放射性物質（大気浮遊じん）		mBq/m³	5	84	LTD	LTD	^{134}Cs LTD ～0.61*3 ^{137}Cs LTD ～0.54*3	LTD
	陸水	水道水	mBq/L	3	12	LTD	LTD	LTD	LTD
		河川水		1	4	LTD	LTD	LTD	LTD
	土壌		Bq/kg乾土	4	12	^{137}Cs LTD～42	^{137}Cs LTD ～130	^{137}Cs LTD ～65	^{137}Cs LTD ～52
	指標植物（松葉）		Bq/kg生	4	16	LTD	^{137}Cs LTD ～1.1	^{134}Cs LTD ～2.9*3 ^{137}Cs LTD ～3.0*3	LTD
	農畜産物	牛乳	Bq/L	2	8	LTD	LTD	LTD	LTD
		精米	Bq/kg生	4	4	LTD	LTD	LTD	LTD
		大根		4	4	LTD	LTD	LTD	LTD
		白菜		4	4	LTD	LTD	LTD	LTD
		キャベツ		1	1	LTD	LTD	LTD	LTD
		地域特産物 スイカ	Bq/kg生	2	2	LTD	LTD	LTD	LTD
		地域特産物 ころ柿(干柿)		1	1	LTD	^{137}Cs LTD ～0.25	LTD	LTD
		地域特産物 長ねぎ		1	1	LTD	－	－	LTD
海洋試料	海水		mBq/L	7	19	^{137}Cs LTD、2.0	^{137}Cs LTD ～4.3	^{137}Cs LTD ～2.7	^{137}Cs LTD ～2.5
	海底土		Bq/kg乾土	7	19	LTD	LTD	LTD	LTD
	指標海産物（ホンダワラ）		Bq/kg生	7	24	LTD	^{131}I LTD ～0.21 ^{137}Cs LTD ～0.30	^{131}I LTD ～3.2*3	LTD
	海産物	イワノリ		2	2	LTD	LTD	LTD	LTD
		ワカメ		3	3	LTD	LTD	^{131}I LTD ～1.6*3	LTD
		サザエ		3	10	LTD	^{137}Cs LTD ～0.22	LTD	LTD
		マダイ		1	1	LTD	^{137}Cs LTD ～0.23	LTD	LTD
		マガレイ		1	1	LTD	LTD	LTD	LTD
		チダイ		2	2	LTD	^{137}Cs LTD ～0.24	LTD	LTD
		メバル		2	2	LTD	^{137}Cs LTD ～0.29	LTD	LTD
		ヒラメ		3	3	^{137}Cs LTD、0.22	^{137}Cs LTD ～0.35	LTD	LTD
		アジ		1	1	－*4	^{137}Cs LTD ～0.22	^{137}Cs LTD ～0.21	LTD
		カワハギ		2	2	LTD	－*5	－*5	－*5

（注）「LTD」は検出目標レベル未満である。

＊１：過去の測定結果は、調査開始以降の全ての地点の範囲

＊２：福島第一原子力発電所の事故によるものと推定される測定値を含む期間

＊３：福島第一原子力発電所の事故によるものと推定される。

＊４：不漁のため欠測

＊５：令和６年度より測定開始

(3) 核種分析（放射化学分析：放射性ストロンチウム）結果（その２）

測定試料			単位	地点数	検体数	測定値（^{90}Sr）	過去の測定結果*1		
							H2.7 ～H23.2	H23.3 ～H28.3*2	H28.4 ～R6.3
陸上試料	陸水	水道水	mBq/L	2	2	LTD、1.0	－	－	LTD ～1.4
	土壌		Bq/kg乾土	2	8	0.5～1.4	1.1 ～3.5	0.8 ～3.9	0.4 ～2.9
	農畜産物	牛乳	Bq/L	1	4	LTD	LTD ～0.039	LTD ～0.024*3	LTD
		精米	Bq/kg生	2	2	LTD	LTD	LTD	LTD
		大根		4	4	LTD	LTD ～0.73	LTD ～0.080	LTD ～0.064
		白菜		3	3	LTD	LTD ～0.26	LTD ～0.19	LTD ～0.27
		キャベツ		1	1	LTD	LTD ～0.23	0.052 ～0.25	LTD ～0.091
海洋試料	海底土		Bq/kg乾土	4	16	LTD	LTD	LTD	LTD
	海産物	ワカメ	Bq/kg生	2	2	LTD	LTD	LTD	LTD
		サザエ		2	8	LTD	LTD	LTD	LTD
		チダイ		2	2	LTD	LTD	LTD	LTD
		メバル		2	2	LTD	LTD	LTD	LTD

(注)「LTD」は検出目標レベル未満である。
＊１：過去の測定結果は、調査開始以降の全ての地点の範囲
＊２：福島第一原子力発電所の事故によるものと推定される測定値を含む期間
＊３：福島第一原子力発電所の事故によるものと推定される。

(4) 核種分析（放射化学分析：トリチウム）結果（その３）

測定試料			単位	地点数	検体数	測定値（^{3}H）	過去の測定結果*1		
							H2.7 ～H23.2	H23.3 ～H28.3*2	H28.4 ～R6.3
陸上試料	陸水	水道水	Bq/L	3	12	LTD	LTD～1.9	LTD	LTD
		河川水		1	4	LTD	LTD～1.5	LTD	LTD
海洋試料	海水		Bq/L	7	19	LTD	LTD	LTD	LTD

(注)「LTD」は検出目標レベル未満である。
＊１：過去の測定結果は、調査開始以降の全ての地点の範囲
＊２：福島第一原子力発電所の事故によるものと推定される測定値を含む期間

12　自然公園等施設一覧（石川県設置分）

(1) 白山国立公園（国設置分含む）

（令和８年３月末現在）

地区及び施設名			整備年度	構造及び規模等	性質別	管　理　者
白山室堂地区	宿泊施設	くろゆり荘	S42	鉄骨平屋　311.04m²	県単	指定管理 (一財)白山観光協会
		こざくら荘	S43	〃　〃	〃	〃
		御前荘	S44	〃　〃	〃	〃
		白山荘	S59	木造平屋　149.55m²	〃	〃
	休憩所	室堂センター	H11～13	鉄骨2階　993.59m²	〃	〃
	公衆便所	室堂公衆便所	H5	木造平屋　34.02m²	国補	〃
		室堂公衆便所	R元	〃　82.49m²	〃	〃
		室堂屋外便所	S60、H13	〃　81.4m²	〃	〃
	管理施設	乾燥小屋	S53	〃　16.20m²	県単	〃
		渡り廊下	S60、H13	鉄骨平屋　112.3m²	〃	〃
		給水施設	S40～48	φ＝50～75m/m　L＝210m 給水タンク　1基	〃	〃
		排水施設	S40～53	φ＝250m/m基　L＝665.6m	〃	
		貯水池	S48	A＝138m²	〃	〃
	園地		S40	A＝4,000m²	国補	〃
南竜地区	宿泊施設	南竜山荘	S50	鉄骨2階　468.36m²	県単	指定管理 (一財)白山市地域振興公社
	野営場	ビジターセンター倉庫	S41～42	〃　190.26m²	〃	〃
		ビジターセンター	H10	〃　329.82m²	国補	〃
		テントサイト	S55～57	A＝11,600m²	〃	〃
		休憩所	S57	木造平屋　60.00m²	〃	〃
		公衆便所	S55	〃　66.60m²	〃	〃
		炊事舎	S56	〃　77.76m²	〃	〃
		ケビン	H8	木造平屋5棟　200.00m²	〃	〃
		倉庫	〃	木造平屋　32.00m²	〃	〃
		野営場トイレ	R３	木造平屋　53.52m²	〃	〃
別当出合地区	園地	休憩舎	〃	RC造平屋　81.72m²	〃	委託 (一財)白山市地域振興公社
		公衆便所	〃	〃　81.80m²	〃	〃
		駐車場	H8、H22	AS舗装　A＝5,204.8m²	直轄	国・県(委託(一財) 白山市地域振興公社)
			H8	園地整備　A＝2,245m²	国補	委託 (一財)白山市地域振興公社
市ノ瀬地区	野営場	テントサイト	S59	A＝2,963m²	〃	指定管理 (一財)白山市地域振興公社
		公衆便所	〃	RC造平屋　31.50m²	〃	〃
		炊事舎	〃	〃　36.00m²	〃	〃
	駐車場	公衆便所	S58	〃　54.4m²	〃	〃
			S58～59	AS舗装　A＝2,910m²	〃	〃

地区及び施設名			整備年度	構造及び規模等	性質別	管理者
市ノ瀬地区	園地	ビジターセンター	H11	RC造2階 504.95m²	直轄	県
		休憩所	S60	木造平屋 29.16m²	国補	指定管理 (一財)白山市地域振興公社
		〃	H10～12	RC造平屋 29.4m²	〃	〃
		〃	H29～30	木造一部RC造 217m²	直轄	国・県
			S58	園地整備 A＝2,873m²	〃	指定管理 (一財)白山市地域振興公社
中宮温泉地区	博物展示施設	中宮展示館	S48,H10～11	RC造2階 1,108.12m²	直轄、国補	県
		駐車場	H22	AS舗装 3,016.9m²	直轄	〃
	休憩舎	中宮休憩舎	S51	RC造平屋 50.00m²	〃	〃
		中宮レストハウス	S52	〃 50.00m²	県単	委託 白山市
		蛇谷休憩舎	H6	〃 56.75m²	国補	委託 NPO法人環白山保護利用管理協会
		ジライ谷休憩舎	S47	木造平屋 49.27m²	県単	県
	野営場	テントサイト	H2･3	27基 A＝432m² 110人収容	国補	指定管理 (一財)白山市地域振興公社
		公衆便所	H3	RC造平屋 23.25m²	〃	〃
		炊事棟	H2	〃 21m²	〃	〃
		〃	H3	〃 〃	〃	〃
		管理棟	〃	〃 83.74m²	〃	〃
		園地・広場	S63･H元	7ヵ所 A＝3,385m²	〃	〃
	駐車場		S43･S49	AS舗装 A＝1,516.9m²	〃	県
			S48･S52	〃 A＝4,501.1m²	〃	〃
	園地		S49	A＝3,027.2m²	〃	〃
		ジライ谷	S47～48	A＝1,800m²	〃	〃
		カジヤ谷	〃	A＝10,000m²	〃	〃
		川の生態観察園	S57	A＝4,879m²	〃	〃
	歩道		〃	L＝430m	〃	〃
			S63～H元	L＝1,112.5m	〃	〃
岩間温泉	園地		S43	A＝250m²	県単	委託 NPO法人環白山保護利用管理協会
	休憩舎		H12	RC造平屋 46.12m²	国補	〃
新岩間温泉	園地	公衆便所	H16	RC造平屋 21.78m²	〃	〃
		駐車場	H16	AS舗装 A＝413.00m²	〃	〃
風嵐	博物展示施設	白山国立公園センター	H11	RC造2階 494.61m²	〃	指定管理 NPO法人白峰まちづくり協議会
その他	避難小屋	ゴマ平	H11	木造平屋一部中２階 36.84m²	〃	委託 NPO法人環白山保護利用管理協会
		シナノキ平	S47	〃 44.79m²	〃	〃
		小桜平	H22	木造平屋 29.87m²	県単	〃

地区及び施設名			整備年度	構造及び規模等	性質別	管理者
その他	避難小屋	奥長倉	H元	木造2階 34.36m²	県単	委託 NPO法人環白山保護利用管理協会
		殿ヶ池	H26	木造平屋 30.68m²	直轄	国・県(委託(一財) 白山観光協会)
		甚之助	H22	木造平屋 78.00m²	直轄	国・県(委託(一財) 白山市地域振興公社)
		チブリ尾根	H17	木造平屋 33.21m²	国補	委託 NPO法人 白山の自然を考える会
	歩道	中宮温泉・白山室堂	S44～46	L=20.2km W=1.0m	〃	委託 NPO法人環白山保護利用管理協会
		念仏尾根・ゴマ平	S53	L=2.28km W=1.0m	〃	〃
		新岩間・大汝	S39～41	L=12.3km W=1.0m～1.3m	県単	〃
		岩間・小桜平	S40	L=4.6km W=1.0m～1.3m	〃	〃
		別当出合・弥陀ケ原	S38	L=5.2km W=1.0m～2.0m	〃	委託 (一財)白山観光協会
		別当出合・室堂	S48	L=6.1km W=1.0～4.0m	〃	〃
		室堂・三ノ峰	S40～42	L=9.7km W=1.0m～1.2m	国補	委託 (一財)白山市地域振興公社
		別山・市ノ瀬	S43	L=7.575km W=1.0m	〃	委託 NPO法人 白山の自然を考える会
		市ノ瀬・釈迦岳	S47･48	L=8.83km W=1.0m	〃	委託 2702.jp木村芳文
		市ノ瀬慶松平	H10	L=4.5km W=0.8m～3m	〃	委託 (一財)白山観光協会
		高飯場・室堂	S44	L=5.76km W=1.0m～1.5m	県単	委託 (一財)白山市地域振興公社
		南竜ケ馬場・弥陀ケ原	〃	L=1.70km W=1.0m	〃	〃
		岩間温泉・噴泉塔	〃	L=3.46km W=1.0m	国補	委託 NPO法人環白山保護利用管理協会
		加賀禅定道	S61～62	L=18.2km W=1.0m	県単	〃
	園地	瓢箪谷上	S63	園地整備 A=127m² 展望台 1棟 歩道 W=1.2m L=910m	国補	〃
	便所	中飯場	H8	鉄筋平屋 26.67m² 浄化槽土壌浸透 112人槽BOD20ppm	〃	委託 (一財)白山市地域振興公社

(2) 能登半島国定公園

地区及び施設名			整備年度	構造及び規模等	性質別	管理者
能登千里浜地区	休憩所		S51	RC造平屋 24.00m²	国補	指定管理 (一財)休暇村協会
	公衆便所		S49	〃 36.00m²	〃	〃
			S50	〃 〃	〃	〃
			H4	木造平屋 42.00m²	〃	〃
	炊事棟		S49	RC造平屋 47.84m²	〃	〃
			S50	〃 〃	〃	〃
			H3	木造平屋 33.30m²	〃	〃

地区及び施設名			整備年度	構造及び規模等		性質別	管理者
能登千里浜地区	管理棟		S49	RC造平屋	79.38m²	国補	指定管理 (一財)休暇村協会
		シャワー室、倉庫	S54	RC造平屋	63.60m²	〃	〃
	車道		S47	AS舗装	L=960m W=8.0m	〃	〃
			S48	〃	L=120m W=8.0m	〃	〃
			S49	〃	L=325m W=4.5m	〃	〃
			H2～4	〃	L=440m W=3.5m	〃	〃
	駐車場		S47～48	〃	A=6,516.6m²	〃	〃
			S49～50	〃	A=957.9m²	〃	〃
	園地		S48	園地整備	A=1,970m²	〃	〃
			S49	広場	A=1,617.2m²	〃	〃
			S50	園地整備	A=2,757.1m²	〃	〃
			〃	広場	A=5,230.1m²	〃	〃
			S51	園地整備	A=5,842.3m²	〃	〃
			S52	〃	A=1,276m²	〃	〃
	野営場		S49～50	テントサイト	A=4,165m²	〃	〃
		オートキャンプ場	H2～4	〃	21サイト A=3,000m²	〃	〃
	排水施設		S52	浄化槽(合併)	BOD20 ppm145t/日	〃	〃
木ノ浦地区	公衆便所		S48	RC造平屋	42.00m²	〃	指定管理 珠洲市
			H4	〃	46.92m²	〃	〃
		オートキャンプ場	H6	〃	42.58m²	〃	〃
	炊事棟		S48	木造	47.84m²	〃	〃
			〃	〃	〃	〃	〃
		オートキャンプ場	H6	木造平屋	42.21m²	〃	〃
	管理棟		S48	RC造2階	241.05m²	県単	〃
	車道		〃	砕石舗装	L=180m W=5.0m	国補	〃
		オートキャンプ場	H5～7	AS舗装	L=250m W=5.5m	〃	〃
	駐車場		S44･48	〃	A=274.4m²	〃	〃
			S43	〃	A=610m²	県単	〃
			S49	〃	A=3,892.2m²	国補	〃
			H5～7	CO舗装	A=200m²	〃	〃
	園地		S43	広場	A=290m²	県単	〃
			S45	〃	A=2,350m²	国補	〃
			S46～48	〃	A=2,038m²	〃	〃

地区及び施設名			整備年度	構造及び規模等	性質別	管理者
木ノ浦地区	園地		S50	広場 A＝12,704m²	国補	指定管理 珠洲市
	野営場		S48	テントサイト A＝6,405m²	〃	〃
		オートキャンプ場	H5～7	〃 20サイト A＝800m²	〃	〃
		桟橋	S46	護岸、防潮堤一式 L＝50m L＝120m	〃	〃
見付地区	車道		S55	AS舗装 W＝6.0m	〃	委託 珠洲市
	駐車場		S54	〃 A＝2,676m²	〃	〃
	園地		S55～57	園地整備 A＝12,465m²	〃	〃
九十九湾地区	博物展示施設	のと海洋ふれあいセンター	H4～5	木造2階1部地下 997.22m²	県単	指定管理 (一財)石川県県民ふれあい公社
		海の自然体験館	H16	木造一部RC造 A＝420.55m²	国補	〃
	野営場		S62	テントサイト A＝3,160m²	〃	委託 能登町
		管理棟	S61	木造平屋 44.71m²	〃	〃
		公衆便所	〃	〃 31.39m²	〃	〃
		炊事所	〃	〃 39.74m²	〃	〃
	歩道	探勝歩道	S62	飛石、桟橋 L＝635m W＝0.7m～1.5m	〃	〃
		磯の観察路	H5･9	L＝230m	〃	指定管理 (一財)石川県県民ふれあい公社
			H13～14	飛石 L＝350m	〃	〃
			〃	床版 W＝0.85～1.12m	〃	〃
			〃	ボードウォーク L＝209m	〃	〃
	園地		H5･9	芝生広場 A＝14,250m²	〃	委託 能登町
		屋外タッチフィールド	H14	広場 A＝1,015m²	〃	指定管理 (一財)石川県県民ふれあい公社
			〃	四阿 23.04m²	〃	〃
		藻塩体験コーナー	H14	広場 A＝1,154m²	〃	〃
			〃	四阿 7.0m²	〃	〃
			〃	パーゴラ 32.0m²	〃	〃
	駐車場		S61･62	A＝2,370m²	〃	委託 能登町
	車道		S46～47	AS舗装 L＝381m W＝6.5m	〃	〃
西保地区	野営場		H8	フリーサイト A＝1,500m²	〃	指定管理 (株)上田組
		オートキャンプ場	〃	20サイト A＝1,886m²	〃	〃
		管理棟	〃	木造平屋 173m²	〃	〃
		炊事棟	〃	〃 39.77m²	〃	〃
	車道		〃	AS舗装 L＝420m W＝3.0m	〃	〃
	歩道		〃	2ヵ所 計 L＝577m W＝1.0m	〃	〃
	園地		〃	広場4ヵ所 A＝12,240m²	〃	〃

地区及び施設名			整備年度	構造及び規模等	性質別	管理者
鷹巣	排水施設		H8	浄化槽70人槽　BOD20ppm	国補	指定管理 (株)上田組
その他	休憩所	猿山	S49	木造平屋　5.28m²	〃	委託 輪島市
		〃	〃	〃　〃	〃	〃
		巌門	H11	〃　12.96m²	〃	委託 志賀町
	公衆便所	川浦	H7	〃　24.96m²	〃	委託 珠洲市
		巌門	〃	RC造平屋　41.76m²	県単	委託 志賀町
		鞍崎	S54	〃　〃	〃	委託 珠洲市
	歩道	猿山～深見	S49	砕石舗装　L＝0.781km W＝1.3m	〃	委託 輪島市
		皆月～上大沢	S45～46	一部砕石舗装　L＝2.715km W＝0.9、1.5m	国補	〃
		〃	〃	〃　L＝5.001km W＝1.2、3.0m	県単	〃
		高屋～狼煙	S44・47	一部砕石舗装　L＝8.513km W＝1.2、1.8m	国補	委託 珠洲市
	園地	狼煙	S44・53	園地整備　A＝5,730m²	〃	〃
		恋路	S44	広場　A＝952m²	県単	委託 能登町
		巌門	S54	園地整備　A＝3,950m²	国補	委託 志賀町

(3) 越前加賀海岸国定公園

地区及び施設名			整備年度	構造及び規模等	性質別	管理者
塩屋地区	便所		H3	RC造平屋　32.96m²	国補	委託 加賀市
	駐車場		S44・53	AS舗装　A＝8,114.2m²	〃	〃
片野地区	休憩所		H12	木造平屋　A＝19.87m²	〃	〃
	公衆便所		H9	RC造平屋　A＝27.5m²	〃	〃
	駐車場		S54	AS舗装　A＝1,482.9m²	〃	〃
長者屋敷跡地区	休憩所		H12	木造平屋　A＝16.56m²	〃	〃
	園地		〃	園地整備　A＝33,650m²	〃	〃
加佐ノ岬地区	車道		S47	AS舗装　L＝545m W＝6.5m	〃	〃
	駐車場		〃	〃　A＝2,392m²	〃	〃
	園地		S46	園地整備　A＝139.5m² 園路L＝6.5m	〃	〃
鹿島の森地区	園地		S44	園地整備　A＝877.2m² 園路L＝529m	〃	〃
	駐車場		H7	ILB舗装　A＝585.6m²	県単	〃
その他	歩道	加佐ノ岬～片野	S48	砕石舗装　L＝4.6km W＝1.0～4.5m	国補	〃
	車道	片野～塩屋	S49～52	AS舗装　L＝4.5km W＝2.0～2.5m	〃	〃

(4) 県立自然公園

地区及び施設名			整備年度	構造及び規模等	性質別	管理者
白山一里野	駐車場		S52～53	AS舗装 A＝7,600m²	国補	委託 白山市
	園地		S51	芝生広場 A＝23,500m²	〃	〃
		ブナオ山園地	S56	A＝3,863m²	県単	県
	歩道	〃 歩道	S57	L＝124m	〃	〃
	観察舎	〃 観察舎	S56	木造2階 225.87m²	〃	〃
	公衆便所	〃 公衆便所	〃	木造平屋 20.0m²	〃	〃
獅子吼・手取	博物展示施設	ビジターセンター	H元	獅子吼レストハウス A＝190m²	〃	委託 白山市
	野営場	テントサイト	S63	A＝4,000m²	国補	〃
		炊事棟	〃	木造平屋 A＝38.88m²	〃	〃
	歩道	自然研究路	S62	L＝885m	〃	〃
	休憩所	北沢	〃	木造平屋 A＝49.00m²	〃	〃
	駐車場	〃	〃	A＝1,000m²	〃	〃
	園地	〃	〃	芝生広場 A＝3,090m²	〃	〃
		南沢	〃	園地整備 A＝1,400m²	〃	〃
	公衆便所	北沢便所	S61	木造平屋 A＝26.00m²	〃	〃
		南沢便所	S60	木造平屋 A＝15.12m²	〃	〃
医王山	ビジターセンター	医王山ビジターセンター	H11	RC一部木造平屋 A＝184.32m²	〃	県
	休憩所・便所	大池平	H10～11	木造平屋 A＝23.04m²	〃	〃
	休憩所・便所	西尾平	H12～13	木造平屋 A＝34.17m²	県単	〃
	休憩所	覗	H12	木造平屋 A＝23.00m²	〃	〃

(5) その他（健民自然園）

地区及び施設名			整備年度	構造及び規模等	性質別	管理者
夕日寺	管理棟	ふれあいセンター	S63	木造平屋 A＝115.20m²	県単	指定管理 (公社)いしかわ環境パートナーシップ県民会議
	公衆便所	芝生広場	S60	〃 A＝22.68m²	〃	〃
	ビジターセンター	里山ふるさと館	H17.18	木造一部二階建A＝162.27m²	電源交付金	〃
	公衆便所	里山ふるさと館続き便所	H18	木造平屋 A＝57.01m²	〃	〃
	作業所	体験工房	H19	木造平屋 A＝136.64m²	〃	〃

13　環境用語の解説

●RDF（ごみ固形燃料）

Refuse Derived Fuelの略で、廃棄物の中から選別した可燃物を、粉砕、粒度調整、成形固化などの加工により製造した固形燃料をいう。

●IPCC（気候変動に関する政府間パネル）

Intergovernmental Panel on Climate Changeの略で、世界有数の科学者が参加し、気候変動に関する最新の科学的知見をとりまとめて評価し､各国政府にアドバイスとカウンセリングを提供することを目的とした政府間機構である。

●ISO14001

国際標準化機構（International Organization for Standardization：ISO）が制定している、環境マネジメントに関する国際規格であり、企業活動が環境に与える負荷を、生産から販売、リサイクル、廃棄にいたる各段階で目標を持って継続的に低減していく仕組みを定めたもの。主な特徴として、PDCAサイクル（Plan→DO→Check→Act）による継続的改善を取り入れている点と、環境目的・目標、環境パフォーマンスのレベルなどの具体的内容は組織が自ら定める点などがある。

●ISO9001

国際標準化機構（ISO）が制定している、品質管理に関する国際規格であり、事業者等が顧客や社会などが求めている品質を備えた製品やサービスを提供するための仕組みについて定めたもの。

●アイドリングストップ

信号待ち、荷物の上げ下ろし、短時間の買い物などの駐停車の時に、自動車のエンジンを停止させること。そうした行動を推奨する運動を指す概念としても用いられる。エネルギー使用の低減、大気汚染物質や温室効果ガスの排出抑制に効果がある。エコドライブ運動の主要な項目になっている。

●アスベスト

石綿ともいわれ､天然に存在する繊維状の鉱物である。主成分は､珪酸マグネシウム塩。アスベストは軟らかく、耐熱・耐摩耗性にすぐれているため、建築材料（断熱材、耐火被覆材、屋根材等）、自動車のブレーキパッドなど広く利用されていた。しかし、肺に突き刺さると肺がんの原因になることが明らかになり、WHO（世界保健機関）ではアスベストを発がん物質と断定。

●アルミスラッジ

アルミサッシなどアルミ製品の表面処理（アルマイト）工程で発生する汚泥。

●EPR

Extended Producer Responsibility（拡大生産者責任）の略。生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について物理的又は財政的に一定の責任を負うという考え方。具体的には、製品設計の工夫、製品の材質・成分表示、一定製品について廃棄等の後に生産者が引取りやリサイクルとを実施すること等が含まれる。（OECDでは2000年に加盟国政府に対するガイダンス・マニュアルを策定している。）

●硫黄酸化物（SOx）

硫黄分を含んだ石油や石炭などの燃料が燃焼して生じる汚染物質である。一般的に燃焼過程で発生するのは大部分が二酸化硫黄（SO_2：亜硫酸ガス）であり、無水硫酸（SO_3）が若干混じる。環境基準は、二酸化硫黄について定められている。

硫黄酸化物は、人の呼吸器に影響を与えたり、植物を枯らしたりする。

●石川県環境審議会

ふるさと環境条例に基づいて設置された、環境の保全に関する基本的事項を調査審議し、また、環境総合計画の実施状況及びその評価に関して意見を述べるための組織のこと。

●（公社）いしかわ環境パートナーシップ県民会議

環境への負荷の少ない循環を基調とした持続可能な社会、自然と人とが共生する社会を構築していくためには、県民、事業者及び行政のそれぞれが果たすべき役割と責任を認識し、互いに共同して行動することが強く求められていることから、ネットワークを結びながら環境保全活動を展開するため、平成13年４月に設立し、その活動拠点として、「県民エコステーション」を設置。

●石川県地球温暖化防止活動推進センター

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地球温暖化の現状や対策の重要性等について、広報活動や活動支援を行う。石川県では、（公社）いしかわ環境パートナーシップ県民会議を平成14年７月にセンターに指定。

●石川県廃棄物適正処理指導要綱

廃棄物の適正な処理を推進し、生活環境の保全及び県民の健康の保護を図るために、廃棄物の処理に関する法令に定めるもののほか、事業者と県、市町村の責務と協力など、廃棄物の処理に関する必要な事項を定めたもの。平成５年11月に策定された。

●いしかわ自然学校

「自然と人との共生するいしかわ」（石川県新長期構想）の実現と「いしかわ子どもすくすくプラン」における自然体験を推進する中核的な事業として、平成13年度に開校。自然に学び、感動し、自然を大切に思い行動する人の育成を目的に、海から白山まで県内各地のさまざまな自然を活用した、楽しく多彩な自然体験プログラムの提供と指導者の養成を行っている。県関係部局間だけでなく、市町や民間団体・事業者等とも連携するパートナーシップ型の実施・運営体制が特徴。

●いしかわ版環境ISO

すべての県民が日常生活のいずれかの機会に環境ISOに触れることを目的に作成された環境保全活動の指針のこと。「いしかわ学校版環境ISO」（平成13年度策定）、「いしかわ地域版環境ISO」、「いしかわ家庭版環境ISO」（ともに平成15年度策定）、「いしかわ事業者版環境ISO」（平成19年度策定）、「いしかわ工場・施設版環境ISO」（令和２年度策定）がある。各指針は、学識経験者や学校関係者、女性団体関係者などからなる策定委員会で検討され、モデル学校やモデル家庭等での活動内容を盛り込んで策定された。

●いしかわレッドデータブック

正式な書名を「石川県の絶滅のおそれのある野生生物（植物編・動物編）」といい、県内を対象とした地域版のレッドデータブックである。レッドデータブックとは、絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップし、その現状を記したものであり、環境省をはじめ様々な機関や自治体が発行している。掲載種の採取等を禁止するといった法的な規制を伴うものではないが、環境影響評価における希少種の評価や保全対策を講ずる際の資料として活用される。

●一般廃棄物

廃棄物処理法の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものが一般廃棄物と定義されている。一般家庭から排出されるいわゆる家庭ごみ（生活系廃棄物）のほか、事業所などから排出される産業廃棄物以外の不要物も事業系一般廃棄物として含まれる。また、し尿や家庭雑排水などの液状廃棄物も含まれる。一般廃棄物の処理は、市町村が処理計画を定めて実施する。

●インタープリター

「通訳」を意味する言葉。自然学校などの活動で使う場合は、「単に事実や情報を伝えるのではなく、直接体験をとおして、自然や文化などの事物・事象の背後にある意味や相互の関係を解き明かし伝える人」のこと。自然解説者や自然案内人などと訳されることもある。

●エコアクション21

中小事業者等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境省が策定した、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合した第三者認証・登録制度。

●エコクッキング

調理という日常活動を通じて環境保全を実践しようという運動のこと。具体的には、食材を有効利用して生ごみを減らす、調理方法を工夫して省エネを図ったり排水をきれいにする、地場の食材を活用して地産地消を図る、といった調理法を普及すること。石川県が発祥地とされている。

●エコツーリズム

自然環境の保全と自然や文化を活かした地域振興を両立させ、環境教育にも資する観光・旅行形態のこと。このうち、農林漁業などの産業に対する理解促進と地域住民との交流を主目的にしたものをグリーンツーリズムということもある。一般には1992年にIUCN（国際自然保護連盟）が「第３回世界国立公園会議」で議題としてとりあげたのが始まりとされている。

●エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための自動車運転技術をさす。関係するさまざまな機関がドライバーに呼びかけている。主な内容は、アイドリングストップを励行し、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などがあげられる。

●エコ農業

一般には、可能な限り環境に負荷を与えない環境保全型の農業、農法のこと。石川県では、たい肥等による土づくり、減化学肥料及び減化学農薬の３つの技術を一体的に導入しようとする農業者に対して、県が「エコ農業者」として認定しており、現在は新制度のもと「みどり認定農業者」として認定している。また、これら認定者が生産

した農産物について、生産者の努力を的確に消費者に伝えるため、「石川県みどり農産物ラベル」の表示制度を実施している。

●エコ農業者

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、また、令和５年以降は「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」に基づきみどり認定を受けたもののうちたい肥等による土づくり、減化学肥料及び減化学農薬の３つの技術を一体的に導入しようとする農業者。

●エコマーク

環境への負荷が少なく、あるいは環境の改善に役立つ環境にやさしい環境配慮型製品を示すマーク。メーカーや流通業者の申請を受けて、（財）日本環境協会が審査し、認定された商品にはマークをつけることが許される。消費者が環境的によりよい商品を選択するときの基準となるように1990年２月にスタートした。

●エコ・リサイクル認定製品

リサイクル製品であることを認定された製品のこと。リサイクル製品の利用拡大とリサイクル産業の育成を目的として、リサイクル製品の認定制度が多くの自治体などで展開されている。石川県では、県内で製造されたリサイクル製品のうち、一定の基準を満たすものを「石川県エコ・リサイクル認定製品」に認定し、積極的に利用とPRに努めている。

●エコロジーキャンプ

一般的には、環境教育を目的としたキャンプや環境に負荷をかけないような宿泊を伴う野外活動の意味で使われるが、「いしかわ自然学校」では、民間団体等が実施するテーマを絞った宿泊型の自然体験プログラムの総称として使っており、必ずしもテントで野営するとは限らない。

●エシカル消費

消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。

●NPO

環境保全活動をはじめとする非営利の公益活動を行うことを目的とする団体のこと。NPOとは、英語のNon-Profit Organizationの頭文字をとった略語で、日本語に訳すと「非営利組織」となる。国や県をはじめとする自治体も同じ非営利の組織であるので、通常、これらと区分するために、NPOは「民間非営利組織」とよばれている。特定非営利活動促進法に基づき、法人格を取得することができる。

●LCA

Life Cycle Assessment（ライフサイクル・アセスメント）の略、原材料採取から製造、流通、使用、廃棄に至るまでの製品の一生涯（ライフサイクル）で、環境に与える影響を分析し、総合評価する手法。製品の環境分析を定量的・総合的に行う点に特徴がある。

●Lden（時間帯補正等価騒音レベル）

個々の航空機騒音の単発騒音曝露レベルに昼・夕・夜の時間帯補正を加えてエネルギー加算し、１日の時間平均を取ってレベル表現したもの。わが国の航空機騒音に係る環境基準の評価指標はWECPNLを採用していたが、近年の騒音測定機器の技術的進歩及び国際的動向に即して、平成25年４月より新たな評価指標として採用された。

●SS（浮遊物質量）

Suspended Solidの略で、粒径２mm以下の水に溶けない懸濁物のことである。水質汚染の原因となるだけでなく、河川に汚泥床を形成したり、有機物質である場合は腐敗して水中の溶存酸素を消費する。また、魚類のエラに付着してへい死させたり、光の透過を妨害して植物の光合成に障害を与える。

●汚水処理人口普及率

汚水処理施設（下水道、集落排水施設等、浄化槽、コミュニティプラント）が整備されている地域に居住する人口の総人口に対する割合をいう。

●オゾン層

地上から10～50kmの上空（成層圏）で大気中のオゾンの90％が集まっているオゾン濃度の高い大気層のこと。酸素が、成層圏において強い紫外線による光化学反応を起こし、酸素原子３個のオゾンとなることで形成される。オゾン層では波長域280～315nmの生物に有害な紫外線（UV-B）を吸収している。

●汚濁負荷量

河川水を汚濁する物質の総量をいい、主としてBOD、COD、SSの汚濁負荷量＝水質（濃度）×水量／日で計算される。水質汚濁は水質と水量に密接な関係があり、汚濁防止のためにはどれだけの汚濁物質が入っているかという汚濁負荷量を正確に把握する必要がある。

例えば、BOD1,000mg／ℓの排水を1,000m³／日排出する場合BODの汚濁負荷量は、1,000mg／ℓ×1,000m³／日＝1,000kg／日である。

●汚泥

洗浄施設や総合廃水処理施設に入った排水に、凝集剤、活性汚泥等を添加して沈殿させたもの、また製造過程において不要となった泥状のものをいう。

●温室効果ガス

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きを持つ気体のこと（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類、六ふっ化硫黄、三フッ化窒素）。

●カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。

●開発事業

特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更並びに工作物の新設及び増改築をいう。環境影響評価法では、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある開発事業を第一種事業、それに準ずるものを第二種事業、ふるさと石川の環境を守り育てる条例では、それぞれ第一区分事業、第二区分事業としている。

●外来種

国外または国内の他地域から、生物が本来有する移動能力を超えて、人為により意図的または非意図的に導入された生物種のこと。このうち、導入された地域の生態系、人の生命・身体、農林水産業等に著しい被害を及ぼす種を「侵略的外来種」ともいう。

●化学物質

化学物質は種類が非常に多く、現在使われているものは世界全体で約10万種、日本で数万種あるといわれている。その他、化学物質の中には、目的に応じて製造されるものや天然物のほか、ダイオキシン類のように「非意図的」に生成されてしまう化学物質もある。

●拡大造林

天然林を伐採した跡地や原野などに人工造林を行うこと。

●合併処理

生活排水のうち、し尿（トイレの汚水）と生活雑排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）を併せて処理すること。合併処理浄化槽は、単独処理浄化槽と比べて処理能力が高く、BODの除去率は90％以上、処理水のBODは20mg／ℓ以下と下水道の終末処理場と同等の水質に処理できるまでに改善がなされてきた。

●合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）を戸別にまとめて処理する浄化槽。従来のし尿のみを処理する単独浄化槽に比べて処理能力が高く、BODの除去率は90％以上、処理水のBODは20mg／ℓ以下と下水道の終末処理場と同等の水質に処理できる。

●家電リサイクル法

家庭や事務所で不要となったテレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫の家電４品目について、家電メーカーには回収とリサイクルを、消費者にはその費用負担を義務づけた法律で、平成13年４月から施行されている。1998年５月に制定された。消費者は、家電４品目を廃棄するときに処理費用を負担する。

●環境影響評価

道路やダム事業など、環境に著しい影響を及ぼすおそれがある行為について、地域住民等の関係者の意見を取り入れながら、事前に環境への影響を十分調査、予測、評価して、その結果を公表することで、環境配慮を行う手続き。

●環境カウンセラー

環境保全活動に取り組む市民や事業者などに対して、助言などの支援ができる人材を登録する環境省の制度のこと。市民や市民団体などからの環境問題、環境保全活動などに関する相談を受けたり、環境学習講座の講師を努める「市民部門」と、事業者からの環境保全の具体的な対策、環境活動評価プログラムなどに関して相談・助言をする「事業者部門」という２つの部門がある。

●環境基準

環境基本法第16条に基づいて、政府が定める環境保全上の目標で、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準のこと。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などについて定められており、地域や水域の指定は都道府県知事が行う。また、これらの基準は、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならないと規定されている。

●環境基本計画

環境基本法第15条に基づき、政府全体の環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、総合的かつ長期的な施策の大綱等を定める計画。平成６年に第一次計画、平成12年に第二次計画、平成18年に第三次計画、平成24年

に第四次計画、平成30年に第五次計画、令和６年に第六次計画が閣議決定された。

●環境教育

持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習のこと。

●環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律

持続可能な社会の構築のために、国民、民間団体等が行う環境教育等の自発的な取組を促進することを目的に、平成23年６月に改正し、法律名称を変更（旧名称：環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成15年制定））したほか、環境教育の定義における持続可能な開発のための教育（ESD）の考え方の明文化、多様な主体の協働取組を推進するための具体的規定の創設等が行われた。

●一般環境大気測定局

大気汚染防止法では「都道府県知事は、大気の汚染の状況を常時監視しなければならない」とされている。このため、住宅地などの一般的な生活空間などの大気汚染の状況を把握するために設置した測定局のことであり、二酸化硫黄や二酸化窒素など大気の汚染に係る環境基準が定められている項目を常時監視している。

●環境配慮活動（行動）

事業活動や日常生活に伴う環境への負荷を意識的に削減することを目的とした取組のこと。例えば、製造業においては省エネ・省資源や廃棄物の削減、化学物質の安全管理などが多くの企業で取り組まれており、金融業界においても環境配慮型金融商品が取り扱われている。また、ISO14001やエコアクション21などの環境マネジメントシステムの導入や環境報告書や環境会計への取組も、企業の環境配慮活動といえる。

●環境ビジネス

環境への負荷の低減に役立つ商品やサービスを提供する、あるいは社会経済活動を環境保全型へ変革する上で役立つ技術、システムを提供するなどのビジネスのこと。エコビジネスとも呼ばれる。環境ビジネスは、①環境負荷を低減させる装置、②環境への負荷の少ない製品、③環境保全に資するサービスの提供、④社会基盤の整備の４つに分類される。

●環境保全型農業

一般的には、可能な限り環境に負荷を与えない農業、農法のこと。具体的には、化学肥料・化学農薬の低減や、温室効果ガスの発生抑制など地球温暖化防止、生物多様性の保全等、環境への負荷軽減に配慮した持続的な農業者が増えてきている。

●環境ホルモン

正式には「内分泌かく乱化学物質」という。その定義については、国際的に科学的な議論が続けられてきているが、わが国では「動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質」としている。シーア・コルボーンらによる「奪われし未来」をきっかけに世界的な関心を集めた。

●環境マネジメントシステム

組織が法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のための取組を計画・実行・評価すること。具体的には、(1) 環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、(2) これを実行、記録し、(3) その実行状況を点検して、(4) 方針等を見直すという一連の手続きを環境マネジメントシステム（環境管理システム）と呼ぶ。

●希少野生動植物

ふるさと環境条例では、県内に生息又は生育する絶滅のおそれのある動植物のうち、種の存続に支障を及ぼすほど個体数が著しく少ない種や減少しつつある種、生息・生育地の消滅や環境悪化などの危機に瀕している種を保護するため、知事が「希少野生動植物」に指定し、捕獲・採取などを規制することができる。なお、「種の保存法」においても、同様の指定制度がある。

●協働

県民、NPO、事業者、行政等が補完・協力し合って一つの目的を達成すること。パートナーシップ。

●京都議定書

1997年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第３回締結国議会（COP3）において採択されたもので、先進各国の温室効果ガスの排出量の数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの新しい仕組み（京都メカニズム）が合意された。2004年11月にロシア政府が批准したことから、議定書は2005年２月16日に発効した。

●京都議定書目標達成計画

日本における、京都議定書の1990年レベルからの６％削減約束を達成するために必要な措置を定めるものとし

て、また、地球温暖化対策推進大綱等地球温暖化対策の基本方針を引き継ぐものとして、地球温暖化対策法にもとづき策定された計画のこと。京都議定書の発効を受け、平成17年４月28日に策定（閣議決定）された。

●気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

Intergovernmental Panel on Climate Change。1988年（昭和63年）に、UNEPとWMOにより設立。世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、気候変動枠組条約の活動を支援する。５～７年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。

●気候変動の影響への適応計画

政府全体として気候変動の影響への適応策を計画的かつ総合的に進めるため、目指すべき社会の姿等の基本的な方針と、基本的な進め方、分野別施策の基本的方向、基盤的施策及び国際的施策を定めた計画。

●空間線量

空間における放射線の量（線量）であり、一般に大気、大地からのガンマ線、宇宙線等が含まれる。
なお、単位時間当たりの線量を線量率といい、nGy／h（ナノグレイパーアワー）等の単位で表す。

●グリーン・ツーリズム

都市住民が農山漁村において自然・文化・人々の交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。グリーン・ツーリズムを推進することによって、農山漁村が有する自然と人との共生のための機能が充実されるようになると考えられる。

●グリーンイベント

イベントの開催に当たって、環境に配慮した取り組みを実践するため、廃棄物の分別や使い捨て食器を使わないことによる廃棄物減量化・リサイクル等を実施しながら開催するイベントのこと。石川県では平成13年度に具体的な基準を明確化した「グリーンイベント開催の手引き」を作成し、県主催のイベントだけでなく、共催イベントや市町へも配布し、広い範囲で啓発している。

●グリーン購入

商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入すること。

●グリーン購入いしかわネットワーク

グリーン購入は、平成13年４月に「グリーン購入法」が施行されるなど、循環型社会形成やゼロエミッション推進の重要な方策となっている。こうしたなか、グリーン購入の輪をさらに広げるため、民間団体、NPO、企業、自治体がネットワークを構築し、交流できる場を提供するため、平成14年10月に、（社）いしかわ環境パートナーシップ県民会議内に「グリーン購入いしかわネットワーク」を設立。

●グリーン購入調達方針

環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築に寄与するために、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の規定を踏まえ、グリーン購入の一層の推進を図るため、グリーン購入物品を調達する際の判断基準や配慮事項を示した基本的な調達方針。地方公共団体では、毎年度、環境物品等の調達の推進を図るための方針を策定することになっている。

●グリーン製品

製品やサービスを購入する際に、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入することは、グリーン購入とよばれている。グリーン購入に関し、環境への負荷の少ない環境配慮型製品が一般にグリーン製品とよばれている。一般家庭では、再生材料を使用したプラスチック製品や、トイレットペーパーなどの衛生用紙、ノートなどのグリーン製品が利用されている。

●グリーンマーク

グリーンマークは、古紙の回収・利用の促進を図るため、古紙を原料に利用した製品であることを識別できる目印として（財）古紙再生促進センターが1981年に制定したマーク。

●Gy（グレイ）

物質が放射線からどれだけのエネルギーを吸収したか（吸収線量）を表す国際単位。
物質１kg当たり１ジュール（J）のエネルギーの放射線を吸収するとき１Gyとする。
１グレイの100万分の１が１マイクログレイ（μGy）。

●珪藻土

珪藻の殻でできた、明色の柔らかく砕けやすい多孔質の珪酸質堆積物で、断熱レンガや七輪コンロなどの原材料として使われる。

●建設副産物

建設工事に伴い副次的に得られる物品を総称して建設副産物という。大きく建設発生土と建設廃棄物（アスファルトコンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材、建設混合廃棄物など）に分類される。このうち、アスファルトコンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材は、建設リサイクル法により分別解体と再資源化が義務づけられている。

●建設リサイクル法

資源の有効利用や廃棄物の適正処理を推進するため、建設廃棄物（建設工事で出る廃棄物）の分別・リサイクルなどを定めた法律のこと。正式には、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」で、2000年に制定された。同法は、一定規模以上の建築物の解体・新築工事を請け負う事業者に、対象となる建設資材（コンクリート、アスファルト、木材）の分別・リサイクルを義務づけている。

●県民エコステーション

（公社）いしかわ環境パートナーシップ県民会議の項を参照。

●減量化処理

排出された廃棄物を中間処理やリサイクルすることにより、最終処分する廃棄物量を低減することをいう。中間処理である破砕・圧縮により容積を小さくすることも減量化というが、正確には減容化である。

●広域越境大気汚染

数百、数千kmも離れた発生源から気流に乗って大気汚染物質が運ばれてくる。このうち、国境を越えて飛来するものを越境大気汚染という。わが国における酸性雨対策調査の結果から、日本海側で、冬季に硫酸イオン、硝酸イオンの沈着量が増加する傾向が認められ、大陸からの影響が示唆されている。

●公害

公害とは、「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること」をいう。この「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産、動植物とその生育環境が含まれる。

●公害防止協定

公害防止のひとつの手段として地方公共団体又は住民と企業との間で締結される協定をいう。これらの協定は、法令の規制基準を補完し、地域に応じた公害防止の目標値の設定、具体的な公害対策の明示などを内容とし、法律や条例の規定と並ぶ有力な公害防止の手段として広く利用されている。

●光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こして発生する二次的汚染物質で、オゾン、PAN（Peroxy-acetyl-nitrate）等の酸化性物質の総称である。この光化学オキシダントは日差しの強い夏季に多く発生し、目をチカチカさせたり、胸苦しくさせたりすることがある。

●公共用水域

水質汚濁防止法で「公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、沿岸地域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他の公共の用に供される水路をいう。ただし、下水道法で定めている公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を有しているもの、またこの流域下水道に接続している公共下水道は除く。」と定義している。

●黄砂

大陸の乾燥地帯（タクラマカン砂漠、ゴビ砂漠、黄土高原）などから、土壌・鉱物粒子が風によって数千メートルの高度にまで巻き上げられ、上空の偏西風に乗って日本に飛来し、大気中に浮遊あるいは降下する現象のこと。近年、その頻度と被害が甚大化しており、森林減少、砂漠化等の環境問題として認識が高まっているほか、輸送途中で人為起源の大気汚染物質を取り込んで長距離輸送している可能性が示唆されている。

●高山性植生・亜高山性植生

高山帯あるいは亜高山帯に生育する植物からなる植生のこと。石川県ではおおむね、標高2,400mから上部を高山帯とし、代表的な植生は、ハイマツ群落やハクサンコザクラ、クロユリなどからなる高山植物群落など。亜高山帯は、それ以下1,600mまでの間で、代表的な植生としてダケカンバやオオシラビソ林、高茎草原などがある。

●高集積熱電モジュール

小型化したいくつもの熱電素子（熱を電気に変換する素子）を一台の部品に組み立てることで、高出力の電力が得られる廃熱回収装置。

●コージェネレーションシステム

発電と同時に発生した熱も利用して、冷暖房や給湯等の熱需要に利用するエネルギー供給システムのこと。電気と熱を利用するので燃料が本来持っているエネルギーを有効に使うことができる。

●小型家電リサイクル法

携帯電話やデジタルカメラなどの小型家電を適正に処理し、金や銅、レアメタルなど役に立つ貴重な金属資源を回収して有効活用することを目的にした法律で、小型家電の再資源化を行う事業者の認定制度などを柱としている。平成25年４月から施行された。

●国際生物多様性年

国連で採択・決議された国際年の一つで、2006年にブラジルのクリチバで開催された生物多様性条約COP8の勧告を受けて、同年の第61回国連総会において2010年は「国際生物多様性年」と決定された。生物多様性条約と「2010年目標」などを周知して生物多様性の重要性についての認識を高め、条約の達成を推進するためのもの。

●コンポスト

生ごみや下水汚泥、浄化槽汚泥、家畜の糞尿、農作物廃棄物などの有機物を微生物の働きによって醗酵分解させ堆肥にしたもの。家庭では、通常、生ごみをコンポスター（プラスチック製やダンボール等）に投入し、時々、上下を切り返しながら発酵させて作る。コンポスト化により、資源のリサイクルやごみの減量化が期待できる。

●災害廃棄物

台風や地震、水害、大火などの罹災に伴って発生する解体建築物等の廃棄物のこと。災害廃棄物は、一時期に大量に発生することから、その置場や搬送ルートの確保等市町だけでは対応しきれないため、他の自治体や産業廃棄物処理業者などと連携した対応が必要となる。

●最終処分場

廃棄物は、資源化または再利用される場合を除き、最終的には埋立処分される。最終処分は埋立が原則とされており、ガラスくず等の安定型産業廃棄物のみを埋め立てることができる「安定型処分場」、有害な産業廃棄物を埋め立てるための「遮断型最終処分場」、それら以外の産業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分場」及び「一般廃棄物最終処分場」とに分類される。

●再生可能エネルギー

理論上、永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス、波力、潮流等が再生可能エネルギーの代表として挙げられる。

●再造林

人工林を伐採した跡地に人工造林を行うこと。

●在来種

ある地域に古来から自生（存在）していた種のことで、外来種に対する言葉として使われる。「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」では、「我が国にその本来の生息地又は生育地を有する生物」を「在来生物」と定義している。「石川県における在来種」といった場合も同様の考え方ができるが、過去のどの時点から存在したものとするかによっては外来種にもなり得、またそれが明らかではない種も多いため、外来種との厳密な区別は難しい。

●里山

都市地域と原生的自然との中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて形成・維持されてきた森林（二次林）や農地、水路・ため池、草地等で構成される地域のこと。開発による消失や利用されなくなったことによる荒廃が問題となっている。「里地里山」という場合もある。

●里海

豊かな海の恵みを利用しながら生活してきている人の暮らしと強いつながりのある地域で、自然生態系と調和しつつ、人手を適切に加えることにより、高い生物生産性と生物多様性の保全が図られている沿岸地域の概念。

●SATOYAMAイニシアティブ

人と自然との共生を目指し、世界的な規模で生物多様性の保全と持続可能な利用・管理を促進するための取組。日本の里地里山のような人間の営みにより形成・維持されてきた農地や人工林、二次林などの二次的な自然地域を対象とし、保全と持続可能な利用を進めるもの。環境省が国連大学等の国際機関とともに提唱している。

●SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ（IPSI）

SATOYAMAイニシアティブを世界的に推進するための多様な主体が参画する国際パートナーシップ。International Partnership for the Satoyama Initiative（IPSI）。2010年（平成22年）10月に発足。事務局は国連大学サステイナビリティ高等研究所。石川県は創設メンバーとして2010年より参画。

●SATOYAMAイニシアティブ推進ネットワーク

国内における「SATOYAMAイニシアティブ」の推進組織。2013年（平成25年）９月に発足し、石川県が福井県とともに共同代表に就任。

●里山保全再生協定

里山が有する生物の多様性や良好な景観などの公益的機能を維持していくために、ふるさと環境条例に定められた制度のこと。里山の所有者と里山活動団体が締結した協定を県が認定し、活動の支援を行う。

●産業廃棄物

廃棄物処理法により定められた、事業活動に伴って発生する20種類の廃棄物のこと。

●酸性雨

化石燃料の燃焼により大気中に放出された硫黄酸化物や窒素酸化物、大気中で生成された硫酸、硫酸塩、硝酸塩などが雨滴に取り込まれ、pHが低下し、地上に落下した雨等をいう。汚染がない場合でも二酸化炭素により通常pH 5.6前後を示すが、pH４以下を記録することもある。

●CSR（企業の社会的責任）

CSRとは、Corporate Social Responsibilityの略　企業は利益を上げるのはもちろん、企業倫理や法令を守り、社会貢献や環境対策などの面でも一定の責任を果たさないと地域社会などから孤立し、存続すら危うくなるという考え。

●COD（化学的酸素要求量）

Chemical Oxygen Demandの略　水中の汚濁物質（主として有機物）を酸化剤で化学的に酸化した際に消費される酸素の量をmg／ℓの単位で表したものをいう。数値が高いと、有機物が多いことを意味し、汚染されていることを示す。海や湖沼の水質の指標として用いられる。

●色素増感型太陽電池

酸化チタンなど金属酸化物の表面に色素を吸着させた負極と、白金などの正極の間にヨウ素溶液などの電解液を充填した太陽電池。高性能で資源的に制約がなく、安価に製造できる可能性があり、次世代型の太陽電池として注目されている。

●ジクロロメタン

塩素を含む有機化合物で、常温で無色の液体。不燃性で物を良く溶かす性質を持ち、また、沸点が40℃と低いことから、フロン113などに代わる洗浄剤として、金属部品や電子部品の加工段階で用いた油の除去などに広く使われているが、毒性があるため、大気や水質、土壌の環境基準が定められている。

●次世代自動車

窒素酸化物や粒子状物質等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のこと（燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車など）。

●自然解説員

一般的には、自然観察会などにおいて生物や自然の仕組みなどを解説する指導者のこと。石川県では、昭和57年に自然解説員養成講座を開催して以来、講座修了生が「石川県自然解説員研究会」を結成し、白山をはじめ県内各地で自然解説活動を行っている。

●自然環境保全地域

すぐれた天然林が相当部分を占める森林や保護すべき植物の自生地、野生動物の生息地等を保存するために、自然環境保全法又は県条例に基づいて指定した地域。石川県には、条例に基づく７つの地域が指定されている。

●自然系からの流出水

農地や山林、市街地からの流出水のこと。閉鎖性水域に汚濁負荷を与える排出水や流出水は、自然系からの流出水の他に、家庭からの排水（生活系）、工場・事業場からの排水（事業系）、畜産からの排水（畜産系）などに分類されている。

●自然公園

自然の美しい景観地を保護しつつ、その中で野外レクリエーションや休養、自然教育の場として利用することを目的に、自然公園法または県条例に基づいて指定された公園。石川県には、１つの国立公園と２つの国定公園、５つの県立自然公園がある。

●自然と人との共生

自然環境を保全し、自然に配慮した行動をとることにより、持続可能な自然の利用を図ること。

●持続可能な開発

「環境と開発に関する世界委員会」（委員長：ブルントラント・ノルウェー首相（当時））が1987年（昭和62年）に公表した報告書「我ら共有の未来（Our Common Future）」の中心的な考え方として取り上げた概念で、「将来の世代のニーズを満たしつつ、現在の世代のニーズも満たす開発」と定義されている。

●持続可能な開発目標（SDGs）

2015年９月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っている。

●指定有害副産物

ふるさと環境条例において、その生成あるいは保管が適正に行われなかった場合に、生活環境の保全や平穏な県民生活の確保に重大な支障が生じるおそれがある物として指定するもの。

●自動車交通騒音の面的評価

道路に面する地域について、一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち環境基準の基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価する方法。

●自動車排出ガス測定局

交差点、道路端付近など、自動車排出ガスによる大気汚染の影響を受けやすい区域の大気汚染状況を常時監視することを目的に設置された測定局。二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質等を常時測定している。

●自動車リサイクル法

使用済み自動車から出るフロン、エアバック及びシュレッダーダストを回収してリサイクルしたり適正に処分することを自動車メーカーや輸入業者に義務づけ、その費用負担を所有者に義務づけた法律で、平成17年１月から本格的に施行された。

●臭気指数

悪臭の程度に関する値を表す指数のこと。人間の嗅覚で臭気を感知できなくなるまで、気体又は水を希釈した場合の希釈倍数の対数を10倍した値で、悪臭防止法に定義されている。

●修景

風景、景観、景色などといわれるランドスケープ（Landscape）を造園的に整備することであり、広い意味で、風景を美的に整えること。都市公園法では、植栽、芝生、花壇、いけがき、日陰たな、噴水、水流、池、滝、つき山、彫像、燈篭、石組、飛石などを都市公園における修景施設としている。

●循環型社会

天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会のこと。また、水や大気、有機物などの循環が確保された社会のこともいう。

●循環利用やエネルギー生産

農地や山林などで生産される穀物や野菜、木材などは、二酸化炭素と水を原料として光合成によって生み出されたものであり、食料や材料、エネルギー資源として利用した後には再び二酸化炭素と水に分解されることから循環資源ともよばれている。食料や材料の残さや利用後に発生する廃棄物を含め、循環資源を積極的に利用することは、循環型社会を構築するうえで重要な課題になっている。

●準絶滅危惧

レッドデータブックなどにおけるカテゴリーのひとつで、＜現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの＞のこと。

●浄化槽

水洗し尿を沈殿分離あるいは微生物の作用による腐敗又は酸化分解などの方法によって処理し、それを消毒し、放流する施設をいう。水洗し尿のみを処理する単独浄化槽、水洗し尿及び生活雑排水（厨房排水、洗たく排水等）を一緒に処理する合併処理浄化槽の２種類があるが、浄化槽法の改正等によって、単独浄化槽の新設は禁止されているため、現在では浄化槽といえば合併処理浄化槽を意味するようになっている。

●食品リサイクル

食品製造工程から出る材料くずや売れ残った食品、食べ残しなどの食品廃棄物を減少させたり肥料や飼料などにリサイクルすること。平成12年に、生産者や販売者などに食品廃棄物の発生抑制、リサイクル、減量化を義務付けた食品リサイクル法が制定された。平成19年には、リサイクルを推進するため、法が一部改正された。

●新エネルギー

再生可能エネルギーのうち、技術的に実用段階にあり普及の拡大を目指して定義されたエネルギーを指す。「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」で定める「新エネルギー等」には、太陽光発電、風力発電に加え、食品廃棄物や廃材などを発電に利用する「バイオマス」などが含まれる。

●親水空間

水に親しめる空間をさす。都市化の進行により、生物的空間量が減り、かつては河川などがもっていた機能（遊び場、排水、灌漑、水運、動力源など）の分化・分離が起こり、人と水とが隔てられるようになった。このような河川などの機能の重複を図り、再び水に親しめる空間の回復が求められるようになった。

●森林認証

世界的な森林減少・劣化の問題とグリーンコンシューマリズムの高まりを背景として生まれた“適切な森林管理”を認証し、その森林で生産された木材及び木材製品をラベリングする制度のこと。認証とラベリングという市場を活用する政策手段によって持続可能な森林管理を普及させることを目的としている。

●水源かん養機能

森林は、雨水を地中に浸透させ、徐々に河川等へ流出させることにより渇水や洪水を緩和している。また、水田に貯えられた水は浸透して地下水となるほか、長い時間をかけて下流の河川に戻される。こういった、水源である地下水を豊かにする機能や川の流れを安定させる機能を水源かん養機能という。

●スケルトン・インフィル

集合住宅などにおいて、スケルトン（骨格部分である柱、はり、床、屋根、基礎などの主要な構造部のこと）とインフィル（間取り、内装、設備など）を分離した方式のこと。スケルトン部分は十分な耐久性や強度を有するように設計し、インフィルは住まい手のライフステージの変化や居住者の入れ替わりに応じて容易に変更できるように設計する。構造体の寿命を長く、内部空間の自由度を高くし、建物全体としての長寿命化を図ることができる。

●３R

廃棄物をできるだけ出さない社会をつくるための基本的な考え方で、Reduce（リデュース：排出抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再資源化）の略称。「循環型社会形成推進基本法」では、廃棄物処理やリサイクルの優先順位を１）リデュース、２）リユース、３）リサイクルとしている。

●生活環境項目

水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準で指定されている項目で、最も基本的な水質項目である。pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌数、n-ヘキサン抽出物質、全窒素、全リンの９項目。

●生活排水

家庭のトイレ、台所、風呂、洗濯など、日常生活からの排水のこと。一人が一日に排出する生活排水は250リットルに及び、このうち、トイレの排水を除いたものを生活雑排水という。生活排水による一人一日当たりの負荷量をBODで表すと58g／人／日で、このうち、約70％（40g）が生活雑排水による負荷である。

●生態系

地域の環境を構成する、水、大気、土、太陽の光、そしてこれらに支えられて生きるすべての動植物といった要素が複雑に関係しあって成り立つ自然のしくみのこと。

●生物多様性

地球上には、３千万種を超える生物種が存在するとされ、それらが様々な環境と結びついた多様な生態系を形成している。このような種や生態系、遺伝子の多様さを生物多様性といい、自然環境の保全上、極めて重要な要素の一つである。

●生物多様性国家戦略

生物多様性条約第６条に規定されている生物多様性の保全と持続的利用のための政府の基本的な計画のことで、締約国はその状況と能力に応じて作成することとされている。日本では、1995年10月に、政府の生物多様性保全の取り組み指針として「地球環境保全に関する関係閣僚会議」が決定した。なお、2002年３月に全面的に改定され、「新・生物多様性国家戦略」が策定され、更に2007年11月に「第３次生物多様性国家戦略」、2010年３月に「生物多様性国家戦略2010」、2012年９月に「生物多様性国家戦略2012－2020」、2023年３月に「生物多様性国家戦略2023－2030」が策定された。

●生物多様性条約

1992年にリオ・デ・ジャネイロ（ブラジル）で開催された国連環境開発会議（地球サミット）で採択された条約のひとつ。翌1993年に発効となった。この条約では、生物の多様性を「生態系」、「種」、「遺伝子（ゲノム）」の３つのレベルで捉え、生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正な配分を目的としている。

●生物多様性条約締約国会議

生物多様性条約を締約した国々が概ね２年ごとに集まり、地球上の多様な生物の保全を図ることなどを目的として、各種の国際的な枠組みを決定する環境分野では世界トップクラスの国際会議のことである。

第10回会議（COP10）が、2010年10月名古屋において開催され、遺伝資源の取得と利益配分に関する「名古屋議定書」や生物多様性の損失を止めるために達成すべき20の目標からなる「愛知目標」の採択など、多くの成果が収められた。

●世界農業遺産（GIAHS : Globally Important Agricultural Heritage Systems）

世界農業遺産は、社会や環境の変化に適応しながら何世紀にもわたり持続し、形づくられてきた農業上の土地利用、伝統的な農業とそれに関わって育まれた文化、景観、生物多様性に富んだ世界的に重要な地域を次世代へ継承することを目的として、平成14年、国連食糧農業機関（FAO）が開始したプロジェクト。

●ZEH

net Zero Energy Houseの略称で、基準一次エネルギー消費量から20％以上の省エネルギーを図ったうえで、太陽光発電等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅。

〈ZEHの種類〉
- ZEH　：省エネ20％以上と創エネにより、年間エネルギー100％削減
- Nearly ZEH　：省エネ20％以上と創エネにより、年間エネルギー75％～100％未満削減
- ZEH Oriented　：省エネ20％以上（創エネなし）

●絶滅危惧Ⅰ類、絶滅危惧Ⅱ類

レッドデータブックなどにおけるカテゴリーの名称のこと。「いしかわレッドデータブック」は、環境省のカテゴリーの定義を準用しており、絶滅危惧Ⅰ類は＜現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの＞、同Ⅱ類は＜現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のランクに移行することが確実と考えられるもの＞として、それぞれ定性的・定量的要件を定めている。

●ZEB

net Zero Energy Buildingの略称で、消費するエネルギーを削減し、使用するエネルギーは自ら生産することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指した建築物。

●ZEB Ready

net Zero Energy Building Readyの略称で、再生可能エネルギーを除き、省エネ技術で基準一次エネルギー消費量（断熱仕様、設備毎等により定められる標準的な一次エネルギー消費量で、省エネルギー基準は2016年）を50％以上の削減を実現している建築物。

●セル

太陽光発電パネルを構成している個々の太陽電池。

●ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称。通常、環境中に極微量に存在する有害な物質。人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることから、平成12年１月「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、廃棄物焼却炉などからの排出規制が行われている。

●多自然川づくり

治水上の安全性を確保しつつも、生物の良好な生息・生育環境をできるだけ改変しない、また、改変せざるを得ない場合でも最低限の改変にとどめる、とする自然環境に配慮した河川工事のこと。具体的には、種の多様性が確保できる河川環境の保全・復元、河川の上下流方向や横断方向等の連続性のある環境の確保、その川に相応しい生物の生息・生育環境の保全・復元等を目標としている。

●脱炭素先行地域

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、環境省が全国に少なくとも100か所程度の先行地域を選定し、2030年までに家庭やオフィスなどの民生部門の電力消費に伴う温室効果ガス排出の実質ゼロの実現に向けて先進的な取組を地域に普及させていくもの。令和８年２月13日時点で石川県（石川県・七尾市）を含め、全国45道府県133市町村の102提案が選定されている。

●WECPNL（加重等価平均感覚騒音レベル）

Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Levelの略で、航空機騒音測定、評価のために考案されたもので航空機騒音の特異性、継続時間の効果、昼夜の別等も加味した騒音のうるささの単位である。なお、平成25年度から環境基準の基準値がWECPNLからLdenに変更となった。

●単純焼却施設

容積を減らすことのみを目的に、ごみを燃やす施設のこと。これに対し、近年、ごみを焼却する際に発生するエネルギーから電力や熱を有効利用する、熱回収施設への転換が図られている。また、ごみ処理の広域化により効率的・効果的な収集・保管・焼却を目的としたRDF（ごみ固形燃料）専焼炉も導入されている。

●単独浄化槽

水洗トイレの汚水（し尿）のみを沈でん分解あるいは微生物の作用による腐敗又は酸化分解等の方法によって処理した後、消毒、放流する施設をさす。平成13年度以降は、製造及び設置は禁止されている。

●地球温暖化

人間活動の拡大により二酸化炭素などの温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。

●地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第８条に基づき、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について国が定める計画。令和７年２月18日に閣議決定され、2030年度、2035年度、2040年度に2013年度比でそれぞれ46％、60％、73％削減するという中期目標の達成に向けた道筋を明らかにするとともに、長期的目標として2050年までにネット・ゼロを目指すことを位置付けられた。

●地産地消

地域で生産される農林水産物をその地域で消費すること。地産地消によって、農林水産物の移動にともなうエネルギーの削減、食品ロスの削減などさまざまな環境保全効果がある。

●窒素酸化物（NOx）

窒素酸化物は、主として石油やガス等、物の燃焼に伴って発生する気体で、その発生源は工場、自動車、家庭等、多種多様である。燃焼の過程では、大部分が一酸化窒素（NO）として排出されるが、これが徐々に酸化され二酸化窒素となる。環境基準は二酸化窒素について定められている。窒素酸化物は人の健康に影響を与えるだけでなく、光化学オキシダントの原因物質のひとつである。

●中間処理

汚泥の脱水、廃プラスチック類の焼却、コンクリート固形化等最終処分に先立って行われる人為的な処理をいう。

●中山間地域等直接支払制度

中山間地域の中でも、傾斜が急であるなど生産条件が特に不利な農地で、集落等での申し合わせに基づき生産活動を行う農業者に対し交付金が支払われる制度で、耕作放棄の発生抑制や多面的機能の維持を目的として、平成12年度に国で創設された。

●DO（溶存酸素）

Dissolved　Oxyenの略で水中に溶存している酸素の量を示す。溶存酸素が不足すると、水は嫌気性状態となり、嫌気性細菌により硫化水素、メタン等が発生し、悪臭の原因となることがある。

●天然資源

天然に存在する有用物で、採取加工して生産や生活に利用し得るもの（土地、水、化石燃料、埋蔵鉱物、森林、水産生物）のこと。このうち、水、森林、水産生物のように繰り返し利用可能な資源を再生可能資源、化石燃料、埋蔵鉱物のように使えばなくなる資源を枯渇性資源ともいう。

●特定外来種

ふるさと環境条例では、「特に生態系に著しく支障を及ぼしていると認められる国内又は国外から持ち込まれた動植物で、知事が定めるもの」と規定している。また、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律では、「海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することになる生物」を「特定外来生物」と定義している。

●特定施設

水質汚濁、騒音、振動等の公害を防止するために各種の規制法は、「特定施設」という概念を設けている。水質汚濁防止法では「有害物質又は生活環境項目として規定されている項目を含む汚水又は廃液を排出する施設」、騒音規制法では「著しい騒音を発生する施設」、振動規制法では「著しい振動を発生する施設」をいい、政令でその種類、規模等が定められている。なお、大気汚染防止法では、「ばい煙発生施設」、「一般粉じん発生施設」などとして定められている。

●特別管理廃棄物

一般廃棄物および産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性等人の健康又は生活環境に被害を生じるおそれのある廃棄物をいい、特別管理一般廃棄物および特別管理産業廃棄物に区分される。

●内分泌かく乱化学物質

環境ホルモンに同じ。

●二酸化炭素の吸収源や貯蔵庫

二酸化炭素を吸収して蓄える森林や海洋などをさしていう。科学的な議論では海洋の吸収量が問題になるが、政策的な議論としては森林のそれがメインとなる。京都議定書では、一定の条件を満たす活動から得られる吸収・排出量に限って当該国の削減量・排出量に算入できることになった。

●二輪車リサイクル制度

二輪車製造事業者等が、自主的な取り組みとして廃棄二輪車について指定引取窓口、処理・リサイクル施設を設置し、リサイクルシステムの運用、管理を行うシステム。新たに販売する車両に二輪車リサイクルマークを付けて販売する。国内メーカー４社を中心としたリサイクルスキームが2004年10月から稼働している。

●農業集落排水

農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を総称して農業集落排水という。農業集落排水施設は、農業集落排水を処理する施設であり、施設の整備は、農業用用排水の水質保全、農業用用排水施設の機能維持、農村生活環境の改善、公共用水域の水質保全に寄与している。

●パーク・アンド・ライド

都心部への自動車の乗り入れを規制したり、有料化したりして、従来都心部まで自動車を乗り入れていた通勤者等が、自宅の最寄り駅に近接した駐車場に駐車し、そこから都心部へは公共の鉄道やバスなどで移動するよう誘導するシステム。金沢市では、自家用車を利用した県外からの観光客や金沢都市圏から中心部への通勤者を対象としたパーク・アンド・ライドシステムが実施されている。

●ばい煙

燃料その他物の燃焼、合成、分解その他の処理に伴い、工場の煙突から排出される硫黄酸化物、ばいじん及び窒素酸化物等の有害物質をいう。

●ばいじん

物の燃焼によって生じたすす等の固体粒子を総称したものをいう。

●バイオ処理

微生物を使って有機性の汚水や廃棄物を浄化処理すること。重油などで汚染された土壌などを浄化処理することもバイオ処理とよばれる。食品・農業分野においては、バイオ処理による食品廃棄物等の飼肥料化やアルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などの技術が開発されている。

●バイオマス

再生可能な生物由来の有機性の資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、農作物廃棄物、古紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、下水汚泥などがある。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用のほか、燃焼による発電、燃料化などのエネルギー利用などもある。

●パリ協定（温対）

2015年末にフランス・パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択された、全ての国に適用される2020年以降の気候変動対策に関する新たな法的枠組み。長期目標として２℃目標の設定、全ての国が温室効果ガス削減目標を５年ごとに提出、更新すること、市場メカニズムの活用、適応計画プロセスと行動の実施､先進国が引き続き資金を提供することと並んで途上国も自主的に資金を提供することなどを決定している。

●ハロン

フルオロカーボン（フッ素と炭素の化合物）のうち臭素を含むもの。対流圏では安定で寿命が長いが、成層圏に達すると分解して臭素原子を放出する。成層圏の臭素は、塩素に比べて１原子当たり30～120倍のオゾン層破壊力があると考えられている。ハロンは消火設備に用いられてきたが、1994年に製造が禁止され、回収、再利用による管理がなされている。

●PRTR法

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」のこと。法では、対象となる化学物質を製造・使用・排出している事業者は、環境中への排出量と廃棄物処理のために事業所の外への移動量を把握し、その結果を都道府県を経由して国に届出し、国はその集計結果を公表する制度である。なお、PRTRは、環境汚染物質排出・移動登録（Pollutant Release and Transfer Register）の略。

●BOD（生物化学的酸素要求量）

Biochemical Oxygen Demandの略、水中で比較的分解されやすい有機物が、微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の量をmg／ℓの単位で表したもので、通常20℃で５日間の消費量をいう。数値が高いと、有機物が多いことを意味し、汚染されていることを示す。河川の水質の指標として用いられる。

●PCB使用製品

ポリ塩化ビフェニル原液又はポリ塩化ビフェニルを含む油若しくはポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された製品をいう。

●PCB廃棄物

ポリ塩化ビフェニル原液、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったものをいう。

●ビオトープ

ビオトープとは、生物を意味する“Bio”と場所を意味する“Tope”を合成したドイツ語であり、直訳すれば「生物生息空間単位」となり、「野生生物の生息空間」とも訳されるが、一般的には、人為による擬似的な生物生息環境という意味で使われることが多い。

●ビジターセンター

自然公園等を訪れる利用者に対し、その公園等の自然（地形、地質、動植物など）や人文（歴史、文化など）について、模型、標本、映像、写真、図表などにより展示・解説するとともに、利用施設や興味対象などの利用情報を案内する施設のこと。

●微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が2.5μmの粒子を50％の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

粒径が小さく肺の奥深くまで入りやすい上に、様々な有害物質が吸収・吸着されていることから、呼吸器や循環器疾患、肺がん等の健康への影響が懸念されている。

●漂着ごみ

四方を海に囲まれている我が国の海岸では、近隣諸国で排出・投棄された廃棄物が大量に打ち上げられ、環境問題としてクローズアップされている。種類別では、ペットボトルなどのプラスチック類が全体の７割を占め、次いで、ドリンク剤などのビンや缶、発泡スチロール製のブイなどの漁具が多い。最近では、注射器や医薬品の入ったガラス容器などの医療廃棄物も見つかり、有害物質による海岸汚染が懸念されている。

●Ｖ２Ｈ（Vehicle to Home）

電気自動車を災害時の非常用電源として活用できる設備。

「建物から電気自動車への充電」と「電気自動車から建物への給電」ができる。

●富栄養化

湖沼、内湾のような閉鎖水域では、流入河川中に含まれる窒素、リンなど水生植物の栄養素が蓄積するようになり、その結果水中の生物生産性が増大する現象のことを富栄養化という。本来は自然に進行するものであるが、近年の急激な開発、人口の集中等により進行が加速され、藻類の異常発生などが見られるようになった。溶存酸素の欠乏、色度、臭気の増加、溶解性有機物の増加等により水質が悪化し上水道、水産業、農業などに多くの被害をもたらすことがある。

●フォレストサポーター

森林ボランティア活動を主体的に推進できる一定の知識と技術を持ったリーダーのこと。石川県では、森林・林業等に関する講習会や、植樹・間伐等を適切に行うための体験作業等の「フォレストサポーター養成セミナー」対象行事に参加し、一定要件を満たした者をフォレストサポーターとして、認定書を発行している。

●浮遊粒子状物質

SPM（Suspended Particulate Matter）ともよばれ、大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん、エアロゾルなど）のうち粒径が10μm以下のものをいう。SPMは、大気中に長時間滞在し、肺や気管などに沈着して高濃度で呼吸器に影響を及ぼすといわれており、SPMの発生源は、工場などから排出されるばいじんやディーゼル車の排出ガス、それにNOx、SOxといったガス状物質が大気中で化学反応を起こして粒子となった二次生成粒子などの人為的発生源によるものと、土ぼこりや海水の飛沫など自然発生源によるものがある。黄砂飛来時にはSPM濃度が高くなる傾向がある。

●ふるさと環境条例

正式には、「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」という。平成16年４月に施行された。それまであった環境保全に関する個別分野の条例を整理・統合・再構成し、そこに新たな環境課題に対する施策を盛り込んで体系化したうえで、循環的改善（PDCAサイクル）の考え方に基づく施策の推進手法を組み込んだ総合的な環境関連の条例。

●フロン類

炭素に塩素・フッ素の原子が結びついた化合物であるクロロフルオロカーボン（CFC）のほか、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）の総称である。用途は、エアコンの冷媒、エアゾル製品の噴霧剤、電子部品の洗浄剤、ウレタンの発泡剤等多岐にわたるが、CFC、HCFCは成層圏でオゾン層を破壊し、紫外線量が増加することで、皮膚がんや白内障の発症、植物の生育への影響が懸念されているため、製造や輸入等が制限され、また、回収や破壊が義務付けられている。

●粉じん

物の破砕、選別そのほかの機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。

●ふんわりアクセルeスタート

普通より少し緩やかな「やさしい発進」を分かりやすく表現した、アクセルの操作方法のことをいう。最初の５秒で20km／hくらいのペースが目安。ふんわりアクセルeスタートを実践すると、燃費が概ね10％程度改善されると見込まれている。

●pH（水素イオン指数）

水素イオン濃度を表す指数で、pH７が中性で、これが７よりも小さくなれば酸性が強くなり、大きくなればアルカリ性が強くなる。

●閉鎖性水域

外部との水の交換が少なく、地形的に閉鎖された湖沼、内湾、内海などを閉鎖性水域という。閉鎖性水域では流入してくる汚濁負荷が、外部へ流出しにくいため、水域内に蓄積する。大都市や工業地帯に面している閉鎖性水域では水質汚濁が著しく、富栄養化も進行している。

●Bq（ベクレル）

放射能の強さを表す単位。１秒間に１個の原子核が崩壊するときを１ベクレルという。

●ベンゼン

水に溶けにくく、各種溶剤と混合し良く溶ける。常温常圧のもとでは無色透明の液体で独特の臭いがあり、揮発性、引火性が高い。大気汚染、水質汚染、土壌汚染に係る環境基準が定められている。かつては工業用の有機溶剤として用いられていたが、現在は他の溶剤に替わられている。自動車用のガソリンに含まれ、自動車排出ガスからも検出される。

●保安林

水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成など特定の公共目的を達成するため、森林法に基づいて一定の制限が課せられている森林のことで、農林水産大臣または都道府県知事が指定する。保安林には、水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備、なだれ防止、保健など17種類がある。

●保健休養林施設

県民が森林のもつすぐれた自然環境との接触を通じ、健康でうるおいのある生活ができるよう、地方自治法の規定に基づいて設置されている休養林施設のこと。県内には、石川県森林公園や石川県県民の森など３施設が設置されている。

●ほ場

農作物を栽培する田畑のこと。ほ場整備は、農地の区画整理を中心に、農業用水路、農道など農業生産基盤の面的な改良を一体的に行う事業をいう。土地改良法では、「環境との調和への配慮」が事業の実施原則となっていることから、生態系に配慮したほ場整備が各地で行われている。

●マイバッグ

レジ袋（消費者が商品を持ち帰るために商店が配布するプラスチック製の袋）を受け取らず、ごみを減らすことを目的として持ち歩く、買い物用の再使用できるバッグ。

●マニフェスト

産業廃棄物の排出事業者が処理を委託する際、不法投棄の防止や適正処理の確保を目的に使用する。複写式伝票を使用する産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又はパソコン等を利用する電子マニフェストのいずれかの使用が義務づけられている。

電子マニフェストには事務処理の効率化や法令遵守の確保等のメリットがあることから、国では電子マニフェストの普及を2016年度までに50％とする目標を設定している。

●水環境の保全

水は、大気の水蒸気⇒雨⇒地上⇒土壌水や地下水⇒河川⇒海⇒大気の水蒸気という循環をしていて、地球全体でみれば決して減らないが、特定の地域において、水のかん養力の低下や過剰な水利用、水質汚濁などによって水循環が乱され、適正な利用ができなくなることがある。動植物の生息環境として重要な水辺環境の保全も含めて、良好な水循環を確保していくために水量の確保や水質浄化を図っていくことを「水環境の保全」という。

●水資源賦存量

水資源として、理論上、最大限に利用可能な量であり、降水量から蒸発散によって失われる量を引いたものにその地域の面積をかけ算して算出する。我が国の水資源賦存量は約4,200億m^3、一人当たりでは約3,300m^3で、世界平均の２分の１以下である。さらに、我が国は地形が急峻で河川の流路延長が短く、降雨は梅雨期と台風期に集中するため、水資源として利用されないまま海に流出しやすい。

●木質バイオマス資源

木材など植物系の生物由来の資源を意味する。植物は温暖化ガスである二酸化炭素を吸収し成長するため、木材等を石炭、石油などの化石燃料の代替エネルギー源として用いれば、飛躍的に二酸化炭素の発生量を減らすことができる。最近では、木質バイオマスのエネルギー源としての利用を促進するため、燃焼技術の開発、燃焼方法、ガス化などの研究が進められている。

●モニタリング

追跡調査のことで、環境アセスメントなどでもよく使用されるが、生物多様性では、気候変動などによる生物構成種の推移、人間活動による生物への影響などを長期間にわたり調査すること。生物多様性条約においても、重要生物種などの特定（Identification）と人間活動による影響の監視（Monitoring）などを規定している。生物モニタリングに当たっては、通常、特定の地点（定点）で、環境変化を受けやすい代表的な生物など特定の生物種（指標種）を、毎回同じ調査手法で、長期にわたり調査して、その変化を把握する。

●藻場

藻場とは、一般的に大型底生植物（海藻・海草）の群落をさす言葉であり、魚介類の産卵場や餌場となるなど、浅海域の生態系に対し重要な役割を果たしている。

●野生鳥獣

野生に生息している動物（野生動物）のうち、哺乳類又は鳥類をさす。近年、シカ、イノシシを中心とする一部の鳥獣の生息数の増加、分布の回復・拡大による農林水産業等への被害が課題となっており、一方で絶滅のおそれのある野生鳥獣が存在し、生物多様性の保全の観点から関心を集めている。

●有害大気汚染物質

大気汚染防止法において「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもの」とされている物質のこと。大気中の濃度の低減を急ぐべき物質（指定物質）として、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンが取上げられ、工場・事業場からの排出抑制対策が進められている。

●有害鳥獣

農林水産業への被害や生活環境の悪化をもたらしたり、そのおそれがある鳥獣。

●容器包装リサイクル法

正式には、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」で、1995年に制定された。容器包装ごみのリサイクルを製造者に義務づけ、消費者には分別排出を義務づけ、市町村は分別収集の責任を負い、３者の役割分担により容器包装のリサイクルを促進することを目的としている。

●ラムサール条約

「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」が正式名で、1971年、イランのラムサールで採択された。国際的に貴重な湿地を各国が登録し、その保全と賢明な利用を図ることが目的で2023年10月末現在172ヵ国が加盟、日本国内では片野鴨池をはじめ2025年７月現在で54ヵ所が登録されている。

●リサイクル産業

使用済み製品や生産工程から出る廃棄物などを回収し、利用しやすいように処理し、新たな生産やサービスのための原材料として使う産業、または、それに関わる産業全てのこと。リサイクルには、材料をそのまま再利用するマテリアルリサイクルと､化学処理によって原料を取り出すケミカルリサイクル､廃棄物を焼却する際のエネルギーを利用するサーマルリサイクルなどがある。

微量化学物質の汚染等を表す単位

●重さを測る場合

kg （キログラム）	
g （グラム）	
mg （ミリグラム）	10^{-3}g （千分の１グラム）
μg （マイクログラム）	10^{-6}g （100万分の１グラム）
ng （ナノグラム）	10^{-9}g （10億分の１グラム）
pg （ピコグラム）	10^{-12}g （１兆分の１グラム）
fg （フェムトグラム）	10^{-15}g （1000兆分の１グラム）

●濃度を測る場合

ppm	100万分の１
ppb	10億分の１
ppt	１兆分の１
ppq	1000兆分の１